

尺乃至二十尺にして、最も良好なる所は甘土の厚さ一尺乃至三尺なれども、溪流の上方は僅かに五寸内外なり、砂金地四周の山地は悉く花崗岩質片麻岩より構成せられ、平地は一般に礫交りの粗砂にして、礫は片麻岩及石英より成り多量に存在す、砂金は地表より約十尺の處に存在し探掘に容易なり、本區域は砂金探求區域として注意すべき價値あり、其他虎山、倉峴、環村、場岱洞等の砂金地あるも收支相償はず全く廢棄或は中止せり。

(十四) 抱川郡の砂金

(イ) 萬世橋里

京城より元山に通ずる街道上の一驛たる場巨里の北北東約二里餘の處にあり、此附近は一帶の沖積平地にして、北部及東部は粗粒質の花崗岩より成れる丘陵起伏せり、沖積層は上部に約二尺の砂質殖土あり、其以下は悉く砂礫より成る、深さ十尺乃至十數尺にて合金層に達すと云ふ。

(ロ) 水日里及古日里

水日里は萬世橋里の東方一丘陵を踰え約千七百米突の處に在り、四圍の山嶽は悉く長石の小品を有する粗粒質の花崗岩より成れり、此地は將來稼行すべき價値なし、古日里は場

巨里の東北北約二里に位し、永平を距ること南方約一里二十町餘なり、附近の山岳は高さも百五十米突に充たず寧ろ丘陵と稱す可きものにして、悉く粗粒質花崗岩より成ると雖も南方には長石及石英のみより成れる特種の岩石現出し、三四百米突の高峰をなせり、沖積平地は結晶片岩、花崗岩、石英等の砂礫層にして、屢々上部に二三尺の砂質殖土を見る、東部に於ては淺く深さ三尺内外の砂礫中に存在すれども、其西部に於ては一般に深く二十尺に達するものあり、其最も多量に産出するは溪流里の入口なりと云ふ。

(十五) 天安郡の砂金

(イ) 新富里

天安停車場附近なる新富里は東北及正北より來れる溪流の會合する所にありて、稍々廣潤なる平地を作り、之を構成する沖積層は上部は粗粒質花崗岩よりなり、石英及花崗岩礫を混有す、甘土は地表下十五尺内外の處にあり、厚さ一尺乃至一尺八寸なり、其の掘上げたる甘土を見るに石英破片を混する片麻岩砂に屬し、約十二三坪より五畝内外の金を産せりと云ふ。

(ロ) 玄里及留根

玄里は同部落の南端にあり、地層は上部四五尺は花崗岩、片麻岩及石英より成れる礫層にして其下に砂層あり、厚さ約四尺にして屢々扁豆形の黑色粘土を含有す、合金層は地表より十尺内外にして、其厚さ約二尺なり、此地は合金少量なり、留根は天安邑より深く東方に入込める谷間にありて、其層序を見るに地表より三尺許の間は細粒質の灰色砂にして、其下に礫交り砂層あり、甘土は本層の下部に屬して地下十一尺内外の深さに位す此地も同じく發展の餘地なし。

(十六) 公州郡の砂金

(イ) 斗萬洞及松亭

斗萬洞砂金地は陽達の東方一嶺を越えたる溪間にあり、周圍の山嶽は花崗岩狀片麻岩より成れり、稼行場は何れも河床を開掘せるものにして砂礫より成り、四五尺を掘進せば下盤をなせる片麻岩に達するを常とす、金は砂礫に混在し又片麻岩の裂隙を充填する砂中に雜有せるも少量なり、松亭は大橋の北方約一里の處に當り、僅かに四五尺にして合金部に達す、將來開發を望み得べし。

(ロ) 洞川

公州の西方錦江を渉り一山脈を越ゆれば平野あり、其西隅に洞川の部落あり、山嶽は粗粒質黒雲母花崗岩より成り、溪間は其崩壞したる砂礫を以て埋没せらる、洞川より定山街道を通ずる所充分探鑛の價值あり、金は比較的粗粒にして米粒大のものありて、將來大に多望の地たり、

(十七) 青陽郡の砂金

本砂金地は數年前始めて操業したり、青陽平原を圍繞する山嶽は北部に在りては片麻岩より成れども、他は悉く中生代に屬する砂岩及礫岩より成る、平原は此等岩石の崩落堆積したる沖積層にして、大概一尺内外にして甘土に達し、其厚さ二尺内外なり、砂金は豆粒大に達し一般に粗粒なり、驛村部落より北部十四五町歩の間は未だ全く開掘せられず頗る有望の地域たり。

(十八) 屈山鐵鑛

屈山は黃海道安岳の東東南約二里餘なる新換浦市場の西南二三町の一小丘上にあり、周同約六百米突高距離かに二十四米突に過ぎず、丘阜の南麓を回れる載寧江支流は約六里を下れば大同江鐵島に達す、滿潮に際して舟楫を通すべし、丘陵を構成する岩石は粘板岩に

して、灰色乃至黒色を帯ぶ、其層向は「コイチヨル」にて北四十度西に走り、東方約五十度に傾斜す、鐵鑛は粘板岩中に胚胎せらる、鑛床にして、母岩とは判然たる區別あり、鑛石は殆んど全部雲母鐵鑛にして稀に褐鐵鑛を雜ゆ、地質調査所分析の結果百分中、鐵六二・七〇、滿俺〇・〇五、硅酸〇・九三、硫黄〇・〇一、磷〇・〇六一(銅ナシ)比重三・六五三なり、本鑛は湧水甚だしく事業困難なり、故に地下に掘進んと欲せば排水の設備をなさざる可からず。

(十九) 金山浦鐵鑛

金山浦鐵鑛は黃海道殷栗邑の正北二里なる金山浦にありて、大同江河口の南岸に位せる一小部落なり、交通至便にして三十八年より邦人木村建夫氏探掘權を得たり、地質は古生層に屬する石灰岩及粘板岩の互層より構成せられ、層向北四十度乃至六十度西に走りて西南四十度に傾斜す、鑛床の原状は母岩の燻甚だしき故に詳かならず、鑛石は褐鐵鑛及赤鐵鑛にして一般に豆大乃至頭大の鑛塊となりて、赤褐色粘土中に含有せられ特に地表に多量に散布せり、鑛石は凡て多孔質なるを以て單に鶴嘴或は六尺餘の鐵棒を以て穿孔し、裂目を與へて崩壊せしめ採掘するものとす、坑夫は日役にして一日の賃銀韓貨八十錢とす、

鑛石は通常積場より艀舟にて二里餘を隔てたる青洋島に運送し、之より汽船に積替し以て本邦に輸送するなり、本鑛區域は將來有望なるべし。

(二十) 平壤附近の石炭

平壤より三登郡地方に至る一帯の地は、高距數十米突乃至百五六十米突の丘阜起伏連亘す、石炭を埋藏する處は平壤の東方一二里の處に當り古坊山より紋水峰に亘れる丘陵にして、東北より西南に延亘し高距百米突を出でず、附近の地を構成する岩石は下部より擧ぐれば、粘板岩及石灰岩の互層、石灰岩、石炭を挾有する頁岩、砂岩及頁岩の互層等なり、粘板岩及石灰岩の互層は大城山及彦眞山山脈等の高嶽を構成するものにして、粘板岩は黒色綠灰色若くは赤褐色を呈す、石灰岩は平壤四近の臺地に發達せり、地表は厚き赤褐色の土壤に變化し唯河崖等にて基石の露白するを見る、地層は一般に西西北乃至正西に走り、北二十五度乃至五十度に傾斜せり、頁岩は平壤の東方に於て古坊山より大同江を涉り、紋水峰及中山洞等に延亘する丘陵を構成す、古坊山及紋水峰等にありては地層の走向は丘陵の方向と一致し、略東北より西南に走り東南三四十度に傾斜す、而して頁岩は黒色若くは暗色灰を呈するものあれども、多くは赤褐色を呈し輝綠輝灰岩質を帯ぶるを以て特徴とす、石

炭は主として本岩層中に挟在せられ前記砂岩と隣伴す。砂岩及頁岩の互層は平壤の牡丹臺丘阜を構成するものにして大同江河崖に好露出をなす、砂岩は黝色堅硬にして中粒若くは粗粒にして岩石の主となる、本層は牡丹臺丘阜地に在ては極めて緩なる向斜をなす、頁岩は平壤七星門より坎北山に至る邊に露はれ厚層をなす、岩質黒色にして片々に破碎し易く稀に砂岩層を介在せり。本層は江東店近邊に於て一の背斜を形成す。

(イ) 龍塘及古坊山

龍塘は平壤を距ること東方二里大同江畔の一小部落なり、此地を構成する岩石は粘板岩に屬し、炭質物を有して黒色を呈し、白色堅緻なる石英質砂岩層を介在せり、石炭は粘板岩中に有りて砂岩の下に位すること明かなり、然し層向傾斜及厚さ等は不明なれども、大體に於て地層は西西北に走りて西南南に急斜す、古坊山は龍塘の東北約十町に當り高距百米突内外なり、地質は龍塘と同じく、走向東西にして北方三十度の角を以て急斜す、而して厚さは二十尺乃至十尺なり、本層は平壤附近に於けるもの最も有望にて分析の結果成分(百分中)水分三・三五、揮發物六・七九、骸炭八四・二二、灰分五・六四、硫黃〇・四二、比重一・四五六を得たり。

(ロ) 寺洞及紋水峰

寺洞及紋水峰の炭坑區域は平壤の西方約一里に起伏する丘陵にあり、此附近の地質は主として赤褐色頁岩より成りて、暗灰色石英岩及石灰岩等を介在す、地層は一般に東西に走り、三十度乃至五十度の角度を以て南方に傾斜せり、岩層は風化燻爛甚だしく厚く表土を作り僅かに點々基岩の露出あるのみ、炭層は殆んど全部粉炭にして分析の結果成分(百分中)、水分六・四五、揮發物一五・〇八、骸炭七四・七七、灰分三・七〇、硫黃〇・三七、比重一・四七二を得たり。

(ハ) 新場洞及土橋

平壤より約三里にして大同江を渡れば新場洞の一市場なり、此地方は主に頁岩より成りて砂層を介在し、炭層は之に接して埋藏せられ厚さ二三尺あり、其走向は北五十度乃至八十度なり、土橋は平壤及三登間の一小部落にして、大同江畔萬元に至るまで僅かに二十町之より舟楫の便あり、附近の地質は頁岩、砂岩、石灰岩の互層より成り、頁岩は赤褐色の種に屬す、地層は一般に西西北に走り東北北五十度傾斜せり、炭層は炭岬より西方に數町の間一帯をなして所々に露出すれども、或は扁豆狀を呈する所あり、或は錯亂して片

々に斷絶するものあり、石炭は粉炭にして之を分析せる結果百分中、水分五・六五、揮發物八・八二、骸炭七七・四六、灰分八・〇七、硫黃〇・二七、比重一・五九八なり。

第十章 江原道、忠清北道

第一 地形、地質

山脈の主なるもの六七條あり、一は小白山脈にして南方慶尙、全羅、忠清三道の界なる山地に聳立せる三道峰を起點と爲す、此嶺は京釜鐵道線中の最高地にして、西は片麻岩類より成る、二は車嶺山脈にして忠清南道の西南より起り、東北の方向を持す、岩石は盡く片麻岩を以て成立せり、三は廣州山脈にして京城の東方廣州より起り、抱川及加平の間を北走するものなり、岩石は主として片麻岩より構成せらる、四は綿山山脈の支脈なり、五は蘆嶺山脈なり、六は大白山脈にして江原道の東海岸に偏し北西北より南東南に亘る一大山脈なり、七は松岳山山脈にして小白山山脈及廣州山脈等と連れり。本區域を構成する岩層を大別すれば左の如し

●第一類 變成岩——片麻岩系

●第二類 水成岩
引海片岩及千枚岩層
支那紀
第四紀層

●第三類 火成岩
花崗岩類
正長岩類
閃輝玢岩類
玄武岩類
石炭類
石炭類

第二 重なる鑛産

(一) 回花洞及奉村石英脈

本脈は江原道安峽郡安峽を距る東南約二十町にして安峽川の北岸に在り、地盤を構成せる岩石は支那層に屬する粘板岩等にして、走向は北七十度西にして西南八十度の傾斜をなす、石英脈は回花洞の東二町河岸に顯はれ、走向七十五度西、傾斜東北七十度にして幅六尺あり、此地は合金石英脈として探鑛するに足るものには非ざるべし。

(二) 輪達嶺石英脈

本脈は江原道安峽郡を發し北伊川に到らんとする輪達嶺の頂上にありて頗る急峻なり、地盤を構成する岩石は支那層の粘板岩及珪石にして、前者は大部分を占む、走向は多くは北八十度東にして東南へ八十度の傾斜をなす、

(三) 獐頂及古城津石英脈

本脈は江原道伊川郡にありて、獐頂の岩石は兩雲母片麻岩にして、石英脈は片麻岩層を貫き北七十度東に走り、東北に向て八十度の傾斜をなす、古城津に於ては雲母を見ざる花崗岩にして、此岩盤を構造するものは變質したる粘板岩なり、石英脈は岩脈と殆んど同一にして、東西に走り南方に六十五度傾斜せり、

(四) 堂峴金山

堂峴金山は江原道金城郡にありて、地盤を構成する岩石は珪岩、石灰岩、粘板岩等にして、此等の走向は北八十度東にて傾斜南四十度なりとす、附近の坑井より二種の鑛石を發見せり、其一は裂隙中に赭色なる含鐵方解石の結晶を抱き空所を充たし、白色石英の沈澱せしものにして脈幅は約四寸なり、其二は白色石英の黃鐵鑛と共に混合沈澱せるものなり、合金石英脈は走向東西にして粘板岩の間を走り北方に急斜す、砂金層は小にして甚だ不確實なり。

(五) 楊口郡石英脈

本脈は江原道楊口邑附近にあり、地盤を構成する岩石は白雲母花崗岩なれども、時に黒

雲母を有することあり、而して石英脈は三箇所に現はる、其一は河の西岸丘崖に顯はれ走向北四十度東にして直立なり、其幅十二尺延長三十間丘の高さは百尺なりとす、其二は楊口の東南山上に顯はれ走向北二十度西にして直立し幅六尺延長四間を見るのみなり、其三は山頂に顯はれ其走向北十度東にして直立す、幅六十尺乃至三十六尺延長四十間なり、石質は何れも白色光輝ある燧石質石英なり。

(六) 陽徳院果隅産金地

果隅産金地は江原道洪川郡陽徳院村の西方約二十町の所に在りて、兩雲母片麻岩より構成せらる、其岩層の走向は北二十度東にして傾斜は西北に五十度なり、而して此溪谷にある沖積層砂礫中には砂金を含有す、鑛床は大小五條の石英脈あり、其主なるものは東側に在り走向北五十五度西にして傾斜は西南に七十五度なり、幅七尺延長二百五十間に及ぶ、石質は乳白若くば灰色を帯び黃鐵鑛の微晶裂隙線に沿ふて附着するを見る、石英を取りて「スタンブ」の混汞質收成績を調ふるに百萬分六乃至十二なるを見る、本金地には「スタンブ」工場二箇所あり、其設備を見るに「スタンブ」は杵五本を一組とせるものを左右に置き其中央に上掛け水車を備へ之れに由りて運轉す、一箇所一日の工程は三百三十六貫にして、

水銀四十匁を用ゐ二匁乃至四匁の青金を製出す、斯く不完全なる混汞をなすも實收あるを見れば一層探鑛するの價値あり。

(七) 伏虎石英脈

本脈は忠清北道陰城郡陰城より清州に通ずる街道を東南行すること二里半にして伏虎村に至り本村の東方に横はる小丘の基骨をなせり、此地方には所々に片麻岩の山塊横はり、其間に花崗岩より成る丘陵起伏する地貌なり、石英脈は花崗岩を貫きて現はれ、其走向は北三十度東にして直立なり、尙北方片麻岩の山脈に向つて走れる石英は、質白色にして光輝を有し燧石質のものゝと乳白色にして色澤鈍く稍々微粒状をなすものとあり、此地方は從來探鑛せしことなきも、本石英脈の如きは其幅九十尺に及び、延長も亦二百間以上に達する巨脈なるを以て宜しく精密なる再調を施し、後初めて取捨如何を決定すべきものと信ず。

(八) 芥峙及増若驛石英脈

芥峙石英脈は忠清北道壤仁郡壤仁の東南十五町芥峙村の南に現はる、地質は一帶に支那層の粘板岩のみなりとす、其走向は北五十五度東にして西北に傾斜す、石英脈は走向粘板

岩に等しく幅十五尺延長二十間に及び、石質は白色にして輝光あり燧石質なり、増若驛石英脈は同じく忠清北道沃川郡増若驛の東方數町の所に於て南北に數多石英の大塊轉落せり、地盤を構造する岩石は支那層の變質したる粘板岩にして、細微なる雲母を多數に有せり、其走向は北八十度東にして西に四十度の傾斜をなす、共に探鑛を試みたることなく又重きを置くに足らず。

(九) 臨津江流域砂金地

(一) 古城洞及伊川平原

古城洞砂金地は江原道伊川郡伊川の北五十町の處にあり、臨津江は此地方に於ては山嶽重疊せる間を流れ、屈曲する所の諸所に沖積層の砂礫層を生ぜり、其砂礫は主に片麻岩及花崗岩の崩壊せるものなり、地盤を構成する岩石は雲母少なき花崗岩にして、河邊には閃綠玢岩の岩脈あり、砂金は礫間の細砂と混在し金質優等にして八百以上なり、區域は南北の幅一町半にして東西の延長二十町あり、伊川平原砂金地は同じく伊川郡循の存在する所に於て、平原の周圍は花崗岩及片麻岩の山嶽より成り、平原は第四紀層に屬する砂礫粘土等の層とす、砂礫は主に花崗岩及片麻岩より成る、區域は南北四十五町東西廣き所に於ては

二十町あり、共に操業する眞價あるなるべし。

(ロ) 黄浦及四堅里

黄浦砂金地は江原道伊川郡伊川の南方二里半の所に在り、近傍の山嶽は總て片麻岩にして、河流に沿ひて沖積層は主として片麻岩及花崗岩の砂礫及粘土層より成る、下部に在る砂礫層は厚さ八尺にして合金富饒なり、而して金質は伊川郡中第一に位し小豆大の砂金を出せしことあり、四堅里砂金地は江原道安峽郡にありて、近傍の諸山は片麻岩より成り、沖積層は花崗岩及片麻岩の砂礫より構造せらる、合金層は下部の砂礫層にして富饒なり、何れも稼業せば有益ならん。

(ハ) 細浦及朱磧

細浦砂金地は江原道平康郡平康の西北安峽川の流過する所に在りて、河床に近き部分は盡く花崗岩にして上部は玄武岩より成れり、砂礫は主として片麻岩、花崗岩及玄武岩より來りしものにして、且つ少々の支那層岩石の細片を混ず、砂礫層は七尺乃至十尺ありて何れも合金なく其下部即ち合金層あり合金量豊富にして金粒は一般に小なれども時に樞實大のものを産せしことあり、朱磧砂金地は平康の西方三里細浦の下流にあり、同じく深谷の

底にして河の兩側は花崗岩の玄武岩にて被覆せらるゝを見る、砂金の沈積貧劣して稼業に堪へざるものなるべし。

(ニ) 正淵、險石及麥洞

正淵及險石砂金地は江原道鐵原の東北三里半鐵原川の沿岸に在り、花崗岩の山所に崛起し其間に玄武岩の岩流擴布して高原狀を成す、鐵原川其間を流れ斷崖或は第四紀層の平野を生せり、砂金は河邊の砂礫層中に在り、地表より僅か二三尺にして砂金ある誠に稀なり、然し區域小なるを以て盛大に稼行するに足らず、麥洞砂金地は鐵原より南四里麥洞鐵嶺山の山脚に在る一の小流なり、本地は東方に正長岩及雲母片岩の山脈連なり、西方には雲母片岩の山嶺峙ち其間を北より南に小川貫流す、此附近に於て昔時採金せしことあるも、現今稼行すること困難なり。

(十) 北漢江流域砂金地

(イ) 金谷

金谷砂金地は江原道淮陽を距る西北二里半の所に在りて、附近の山嶽を構成する岩石は片麻岩及粘板岩なり、砂金は河床及河谷平地の砂礫間に存在し、其合金砂礫は河床に於て

は四五尺平地にありては十尺以下に存在す、而して合金量は富饒なるが如し、其他同郡内に於て板機里及廣石里等の砂金地あるも共に目下採鑛せず。

(ロ) 古方山及下大里

古方山砂金地は江原道楊口より西北三里鶴嶺を越え、更らに西行一里淮陽川の下流にあり、此地盤を構成する岩石は片麻岩にして、河床は片麻岩及花崗岩等にて生じたる砂礫より成る、砂金は底盤の割裂中に多し、下大里砂金地は江原道華川郡華川の東方一里餘狼川江の北岸地方なり、此地方に露はる、岩石は多くは片麻岩にして、河谷には粘土砂礫より成る沖積層の成層あり、砂礫は下部に成層し其中に砂金を介在す、此地は採行せば有利のものなるべし。

(ハ) 古禮里、圓擔里

古禮里砂金地は下太里附近狼川江を下る一里にして、右岸は山脚に少許の沖積層ありて平地を成す、砂金地は即ち之なり、砂金の粒は小にして區域南北二十町東西三町なり、圓擔里砂金地は江原道春川より西北二里にして、沖積層は山脚に厚くして段丘狀を成し河に臨めり、岩石は片麻岩及第四紀の沖積層とす、沖積層は上部は粘土質砂層にして、其下部

に花崗岩及片麻岩の細砂及礫塊よりなる合金層ありて合金富饒なり、現今盛んに採業し且つ將來採行して有利なり。

(ニ) 德斗院及冠川里

德斗院砂金地は江原道春川より、西南京城街道に従ひ北漢江を渡り半里にして德斗院村に達す、是より上流は砂金の採取地たり、地盤を構造する岩石は片麻岩にして、溪谷には第四紀層の沖積層發達し此層中に砂金を含有す、上部五尺の礫層及其下一尺の砂礫層には合金なし、冠川里砂金地は春川より西南九里に在りて、區域は東西五町南北十町あり、此附近一帶は片麻岩地にして河岸には第四紀沖積層の平地及砂礫を生ぜり、砂金は此片麻岩及花崗岩より成る砂礫の間に存在す、本砂金地は合金貧瘦にして採業する價值なきものと認め。

(ホ) 堂峴及金城邑

堂峴砂金地は江原道金城郡大瑞川を遡ること二里にして、地盤を構成する岩石は支那層に屬する硅岩、石灰岩及粘板岩及其の變化物たる帶綠色の岩石なり、第四紀層は粘土及砂礫層にして砂礫は支那層の岩石の外花崗岩及片麻岩より成る、砂金は其中に混在す、而し

て主に粉金なれども時に指頭大の粒金を産することあり、區域は東西二十町南北三町なりとす、金城邑砂金地は大瑞川と淮陽川との合する附近にして、岩石は支那層の粘板岩、石灰岩、珪石及第四紀沖積層なりとす、砂金は河積の下底に存す此兩砂金地は適當の計畫を以て採金に従事せば有益なるべし。

(ハ) 古沙洞及陽德院

古沙洞砂金地は江原道麟蹄より東南方に向ひ古沙洞川を遡ること一里半の所にあり、此地は兩雲母片麻岩より成り、其走向は北八十度東にして西に四十五度傾斜す、河床には沖積の砂礫層發達し、悉く片麻岩及花崗岩の砂礫よりなり砂金は此層中に混在するなり、區域狭小且つ合金少く採業する價值なし、陽德院砂金地は江原道洪川より西南五里の所に在り、此附近は一帶に北二十度東の走向にして、西北に五十度の傾斜を有する兩雲母片麻岩層顯はれ、河谷の沖積層は此等より成りし砂礫粘土の互層にして砂金其砂礫中に混在するものなり、金粒は一般に小なるも嘗て十匁の塊金を産せしことありと云ふ、區域廣大にして合金豊富なるが故に適當なる方法を以て採取せば大に産金額を増すことを得べし。

(十一) 南漢江流域砂金地

(イ) 碧灘及島潭

碧灘砂金地は江原道旌善郡旌善の南一里半にして南漢江の河岸なり、此地方に發達する岩石は粘板岩、砂岩、石灰岩及巒岩にして、就中粘板岩及石灰岩を主なるものとす、其走向は北五十度乃至六十度東にして、西北へ二十五度乃至四十五度傾斜す、砂金は主として河岸の砂礫に存在し區域小なり、島潭砂金地は丹陽より五里北漢江の沿岸に在り、地盤を構成する岩石は石灰岩及粘板岩なり、河床に沈積したる沖積層を爲せる砂礫は主に片麻岩、花崗岩及珪岩の破片より成る、砂金は此砂礫の間に介在するものなり、而して交通不便にして區域も亦廣からず。

(ロ) 丹陽及槐谷

丹陽砂金地は忠清北道丹陽郡衙所在地の北一里の所にあり、地質は支那層の粘板岩及石灰岩より成る、其走向は北三十度東にして西北に傾斜す、河床に在る砂礫層は片麻岩及花崗岩等より成る沖積層なりとす、砂金は此等の砂礫と混在するものなりと謂ふ、交通不便區域小採業の價值なし、槐谷砂金地は忠清北道清風郡清風より東方二里半北漢江の沿岸にあり、岩石は粘板岩及石灰岩にして、沖積層は片麻岩、花崗岩、石灰岩及粘板岩の砂礫よ

り成る、砂金は之に伴ふて存在す此地も操業の價値なし。

(一) 鼎山及泉浦

鼎山砂金地は江原道原州の西南八里に在り、泉浦砂金地は忠清道忠州の西方六里に在りて、二省南漢江を夾みて相對し、地盤を構成せる岩石は花崗岩を主とす、阿谷及溪流に沿ふて砂礫層等の沖積層沈積し其中に砂金を包有す、合金層は地表より十一尺以下にして、其厚さ一尺五寸黄赤色の砂礫層なり、金粒は一般に細微なれども嘗て十匁の塊金を出せしことあり、而して交通便利合金富饒なれば適當の方法を以て稼行せば産金の見込あるものなり。

(二) 杏洞及鳥屯里

杏洞砂金地は江原道平昌の北方一里の小溪谷に在り、此地方には支那層の粘板岩あり而して花崗岩の大露出を見る、溪谷は第四紀の砂礫層沈積す、此中に砂金を含有するなり、此地に於ては盛大の事業は望むべからず、鳥屯里砂金地は平昌より南一里藥水驛に流れ來る一小溪の上流なり、此溪谷に顯はる、岩石は花崗岩にして溪底に沈積する粘土及砂礫層は主として花崗岩より來りしものなり、砂金は此等と共に存在す。

(ホ) 足芝洞及奇靈

足芝洞砂金地は忠清北道陰城より西一里の所に在り、地盤は花崗岩と片麻岩層の相接する所にして、溪谷に在る沖積層は之より生じたる粘土及砂礫なりとす、砂金は此の中に含まる、奇靈砂金地は忠州を距る西方六里なる無極の東方半里に在り、此地盤は花崗岩より成り、溪谷には沖積層發達し、其中に砂金を含む、又無極の南方一里に在りて蓬川砂金地あり。

(十二) 錦江流域砂金地

(イ) 銅坪及東亭子

銅坪砂金地は江原道横城の東北丘陵を屢々越え行くこと三里半、之より蟾江を遡る一里の所に在り、地盤を成す岩石は花崗岩にして、花崗岩及片麻岩より來れる砂礫より成る沖積層所々に沈積す、砂金は此砂礫中に埋藏せらる、土地不便且つ合金少きが故に有望なる産地とは認め難し、東亭子砂金地は忠清北道沃川の東方一里の所に在り、錦江に一溪流南より來りて注ぐ溪畔なり、地盤を構成する岩石は花崗岩にして溪谷には之より成る砂礫、粘土及片麻岩並に上流支那層岩石より來る砂礫を以て成り立つ沖積層あり、砂金は之に含

蓄せらるゝなり。

(ロ) 堂萬山及老川

堂萬山砂金地は忠清北道永同郡衙より西方五町にして、永同川北岸の山脚なる段丘の上
に在り、段丘の下底を成す岩石は珠羅紀に屬する青色輝綠凝灰色にして、走向北二十度西
にして東北に二十五度傾斜す、其上に座するは洪積紀に屬する砂礫層なりとす、此底盤の
割裂及其上に接する砂礫中に砂金を含有す、區域小にして殆んど採取されたる後なる故大
施設を以て採取する價值なし、老川砂金地は黃澗衙より南方廣澗川を遡ること一里半の所
に在りて、砂金地は村の東河の對岸なり、地盤の岩石は片麻岩層にして、走向北六十度東
にして傾斜は西北七十度乃至九十度なりとす、沖積層は主として花崗岩及片麻岩の砂礫及
粘土より成る、砂金は砂礫に伴ふて存在す、區域小にして合金少なきが爲めに採金の價值
なし。

(ハ) 元岩、洗踏巖及彭亨

元岩砂金地は忠清北道報恩より南方三里金積山の南に在りて、洗踏巖及彭亨砂金地と接
壤せり、此地盤を構造する岩石は花崗岩にして、其流域の北に支那層露はる、然して砂金

を包む沖積層は粘板岩、石灰岩及花崗岩、片麻岩の崩壞より來りし細砂及礫礫なりとす、
其幅南北二町にして東西の長さは二十町餘なり、區域廣く合金も少なからず適當の方法を
以て採取せば有利なるべし。

(ニ) 立岩及觀音寺

立岩砂金地は忠清北道清州より西南二里丘陵の間に在り、此地方に現はれたる岩石は盡
く花崗岩なり、而して沖積層は花崗岩及片麻岩の砂礫より成り之に砂金を伴ふ、金粒は細
微なるもの多く大なるものは唐辛大位なりと謂ふ、觀音寺砂金地は江原道通川の西二十町
に在り、地盤を成せる岩石は片麻岩にして、臺地をなせる洪積層は其上に重疊す、砂金は
此洪積層中に存在すると云ふ、然し合金少なく採取する價值なし。

(十三) 鐵 鑛

(イ) 麥洞「チタン」磁鐵鑛

麥洞鐵鑛は江原道鐵原の正南四里弱の地に在り、地盤を構成する岩石は角閃岩にして正
長石は之を貫きて迸發したるものなり、南山は主として正長石より成り其西麓を繞りて角
閃片岩を見る、正長岩は噴出するに當りて其縁邊に接して著しく鹽基性鑛物を濃集し、此

に又片岩理を有する角閃岩生し其間に「チタン」磁鐵礦床を生ずるを見る、而して正長岩及角閃片岩には著しく燐灰石を含有せり、「チタン」磁鐵礦は黝黑色微粒質堅硬にして稍々片状を呈す、一小溪の露頭には其幅三十尺あり、此燐石の性分は鐵四九・五六〇〇、チタニウム一・五二四〇、燐〇・〇二六二、硅酸二六・七四八〇、礬土二・七〇三七、硫黄〇・三二五七、マグネシウム〇・二〇七三(銅なし)

(ロ) 桃木亭「チタン」磁鐵礦

桃木亭鐵礦は江原道襄陽より西方に向ひ十町にして一溪谷を下れば桃木亭村に達し、尙數町上なる北側の山麓に在り、此地盤を構造する岩石は黒雲母片麻岩なり、正長岩は噴出の際岩漿分體をなし「チタン」磁鐵礦、角閃石、黒輝石、陽起石、綠簾石樹鏤を生せり、就中「チタン」磁鐵は上盤なる雲母片麻岩に接して厚さ十五尺をなして聚集し、其他の石は下盤即ち正長岩に近づく程多きが如し、正長岩にある正長石の斑品は雲母片麻岩のものと同じく片岩理に排列するを見る、且つ正長石は「カールスバッド」双品をなせり、此「チタン」磁鐵礦は其色黝色を帯び質は緻密にして堅牢なり、之を取りて分析すれば、鐵二九・五五九〇、チタニウム〇・四八〇〇、燐〇・〇二五二、硅酸二三・六五〇〇、礬土五・〇八九〇、硫黄一

〇・三七二〇、マグネシウム〇・〇九六一(銅なし)

第十一章 平安道

第一 地形、地質

平安道は韓國の西北部に位し概ね峻峻なる山地にして、北道にありては江南山脈、秋巖嶺脈及妙香山脈なる三條西南西より東北東に駢走し、河流は北走するものは鴨綠江に入り、南下するものは主として清川及大寧の兩江に注ぐ、其他は山脈の間を流れて黃海に朝する龍川、鐵山、宣川、郭山、定川及嘉山附近の小流あるのみなり、平野は僅かに右三江の河口に近く存するに過ぎず、平安南道にありては清川及大同兩江の分水山脈引きて東北より西南に亘り、大同江と西朝鮮灣に注ぐ小流との分水界を爲し、義州街道以西は平野に富み、平壤四近の大同江畔に廣き高原を有す、以東は之に反し山地に屬し、山脈概ね西南西より東北東に走り大同江本流並に其支流泃江及南江等其間を流る。本區域内を構成する岩層を大別すれば左の如し。

●第一類 變成岩——片麻岩系

●第二類 水成岩〔古生紀層〕

●第三類 火成岩〔花崗岩及珍岩〕

第二 重なる鑛産

(一) 雲山金坑

雲山金坑會社の金鑛探掘の權利を獲取せる區域は雲山郡一圓にして、現今五箇所の鑛所を開き採掘を經營しつゝあり、大岩、橋洞、極城洞、泥踏里及鷹峰に各鑛所を設け北鎮に總務所を置けり、大岩坑は北鎮の北方約一哩半、橋洞坑は北鎮の北方半哩餘、極城洞は北鎮の東北八里、鷹峰坑は泥踏里坑の西南一里餘の地にあり。

(イ) 大岩坑及橋洞坑

地質は斑狀花崗岩より成り其間に雲母片麻岩の薄層を夾む、金鑛は斑狀花崗片麻岩中に石英脈として存す、脈中に黃鐵鑛、方鉛鑛及閃亜鉛鑛等の硫化鑛物縞狀をなして散布し、金は主として此硫化鑛物中に含有せらる、大岩金坑に於ての金鑛脈は四周の片麻岩中に縱へ、其走向は北八十五度東に走り堅坑より東方約二千尺の地に亘り、北七十二度に傾斜す、此鑛脈の特徴とするは堅坑より東方約四百尺の位置に於て冠き鑛及敷目鑛の二脈に分岐し、其

間に幅二十尺内外の岩石を夾む、次に橋洞金坑の鑛脈は其脈幅及走向傾斜等は大岩金坑の鑛脈に等し、斷層の方向約南北にして傾斜西方に七十度をなす、其他の鑛脈は皆小鑛脈にして此主脈と並走せり。

(甲) 大岩坑

水準線以上露頭部迄約四百呎間は三箇の横坑を掘鑿して採鑛し、以下は堅坑に依り現今第五坑道迄掘下せり、坑道の大きさは高七呎幅十二呎を以て普通とす、堅坑は幅六呎長さ十六呎、鑛脈の傾斜に沿ひ掘下せるものにして傾斜七十二度なり、而して一箇月採鑛高は平均四千五百噸乃至五千噸にして一噸の價は平均四弗半なり、産金高は一箇月八貫五百匁乃至九貫匁なるべし。

(乙) 橋洞坑

水準線以上は三箇の横坑道に據り以下は堅坑に據りて採掘し、現時第四坑迄掘下せり、堅坑は大岩坑堅坑を距ること約四〇〇呎の地にして幅五呎長さ十四呎、鑛脈に沿ひ掘下せるものにして七十度の傾斜をなし延長四百十三呎なり、一箇月採鑛高は平均九千五百噸乃至一萬噸にして平均一噸に付四弗乃至五弗とす、而して一箇月間の産金高大約十八貫内

外なりとす。

(ロ) 極城洞坑

地質及鑛床は大岩及橋洞兩金坑地方と同様なり、爰に存する金鑛脈は主として西北より東南に走れる斷層に依り二區域に分たれ、北を北坑と云ひ南を南坑と云ふ、南坑にありては走向北二十度西に亘り十二度西南西に傾斜し、鑛幅平均十四尺あり、此鑛脈の北に當り一條の從繩あり、同じく石英脈より成り、走向略ぼ東西に亘り八十五度北に傾斜し幅三尺ありて合金豊富なりと云ふ、北坑にありては斷層の爲めに其露頭を少しく北偏せられ、溪間に僅かの露頭を現出す、脈幅同じく十四尺なれども走向は南坑と異なり西南より東北に走り西北十三度に傾斜す。

(ハ) 泥踏里坑

地質は黒雲母花崗岩を母岩となせる石英脈より成り、石英脈中に砒硫鐵鑛、方鉛鑛、閃亜鉛鑛等の硫化鑛物縞狀をなして散布し、金は主として此硫化鑛物中に含有せらる、鑛脈は泥踏里町の東方山頂に露はれ、走向北十七度西にして西南七十二度に傾斜す、脈幅平均四尺延長千三百尺に亘る此鑛脈の左右に近く之と並走せる二鑛脈あり、共に走向北三十度

西にして七十二度西南に傾斜し、敷目側のものは脈幅一尺五寸冠き側のものは脈幅三尺あり、金山の南方山頂に二條の石英脈を露出す、其西方に位するものは泥踏里主鑛脈の續きと覺しきものにして、走向北北西より南南東に亘り七十度西南西に傾斜せり、東方に露出するものは幅一丈乃至一丈五尺の堅き英石脈より成り、西北より東南に走れる山頂に露出し七十度西南に傾斜す、其延長十五町餘に亘る、然れども共に品位劣等にして稼行に適せず、鑛脈三條を總て一個の豎坑により採鑛し、本繩は九箇の坑道を有せり、現時従業夫五十名を以て一箇月採鑛高千五百噸乃至二千噸を出せり。

(ニ) 鷹峰坑

本坑の地質及鑛床は泥踏里金坑と同様なり、鑛脈は冠き繩及敷目の二條より成り厚さ七十尺の母岩を以て隔離せらる、地表に露出せるものは即ち其敷目繩に該當するものなり、此兩鑛脈の走向は約南北にして西方に傾斜す、其傾斜角度は露頭近くにありては三十五度なれども、地下に進むに従ひ次第に急となり、第一及第二坑に於ては四十度第三坑道以下は六十度の勾配を有す、脈幅は冠き繩及敷目繩共に地下に於ては其幅を減するの傾きあり、其他に此主鑛脈の東方に當り山中に二條の鑛脈を存す、東方のものは幅一尺五

寸西方のものは幅七八寸にして共に走向西北より東南に走り西南六十度に傾斜す、本坑に於ては約一百五十名の従業者ありて、一箇月間採鑛高平均四千噸にして合金品位一噸四弗内外なりと云ふ。

(二) 殷山金坑

殷山金坑は平安南道殷山郡龍化坊にあり、鑛區は殷山郡一圓にして精鍊場は郡衙所在地殷山邑を去ること東南二里なり、運搬は主として大同江の水利に據り平壤より牛車を以て運ぶ、本坑は一時盛大に稼行せしも現今事業を廢止せり、地質は石灰岩及粘板岩より成り、其走向西北より東南に亘り三十度東北に傾斜し崇化山以南に於て黒雲母花崗岩に貫かる、此花崗岩に接する石灰岩中には數條の硅石質石灰岩を存す、金は此硅石質石灰岩附近にある普通の石灰岩中に鑛染をなせる磁黃鐵鑛中に包含せらる、鑛床の此地に露はるゝもの三つあり、中央の鑛床は即ち金鑛會社の探掘する所にして、鑛物は細き數條の帶狀を爲して石灰岩中に鑛染し、其走向は西北より東南に走り傾斜は不規律にして上部は西南に中部は東北に下部は再び西南に傾きS字狀をなせり、角度は全體としては略ぼ直立せるもの、如し、坑道總て十二箇にして鑛床の狀態に基き各個必ずしも並行せず、最下底坑道たる第八坑道

は地下五百呎の位置にあり、精鍊は第一に搗鑛混汞を施し其後青化加里收金法を行ふ。

(三) 昌城郡東倉の金鑛

本金鑛は昌城郡を距る東南約十八里の地に東倉と稱する邑あり、此邑を距る東南なる光川里、書堂洞、桑間洞及寺洞等の地にあり、地質及鑛床は雲山金坑の大岩坑及橋洞坑地方と同様なり、鑛脈は五條あり各位置の名稱を取れり、(一)は桑間洞の鑛にして三角洞より約半里を隔つ、走向北六十度東に走り四十五度西北に傾斜す、脈幅中央以東は一尺以西は五寸なり、金店軍は二十八人にして一箇月二十八匁乃至三十匁の金を收得すと云ふ、(二)は寺洞の鑛にして、寺洞の東方山頂に露出し、脈幅四寸走向約東西に走り延長三百尺あり、(三)は書堂洞の鑛にして雲山大岩坑と同種類の鑛石に屬す、鑛脈の走向は東北東に走り八十度南南東に傾斜す、(四)は大洞の鑛にして走向東北より西南に渡り七十度東南に傾斜す、(五)は光川里の鑛にして此地方の鑛石中劣等に屬す。

(四) 宜川郡の金鑛

本鑛は宜川邑の北方半里乃至二里を隔つる邑面水洞、新府面皮牛洞、梨城洞及峴里の地にあり、地質は花崗片麻岩に屬し、金鑛は石英脈より成る、水洞の鑛脈は走向東西に

して七十度乃至八十度南に傾斜し、鑛質は青色の粘土を夾める石英にして金は主として此粘土中に包有せらる、皮牛洞の鑛に於ては走向東北東にして殆んど直立なり。

(五) 龜城郡の金鑛

龜城郡内にては西山坊鹽嶺里及方峴面吉祥里の二地方に金鑛あり、鹽嶺里の金鑛は龜城の南一里の地にありて、地質は斑狀花崗片麻岩より成れり、吉祥里の金鑛は龜城より五里の所に在り、地質は花崗片麻岩に屬し、青條を有する石英脈にして「スカン」に富み走向東北にして一般に八十度東南に傾斜す、此金鑛は稍々望を屬すべきものなり。

(六) 順安郡の金鑛

慈母山金鑛は慈母山城の西麓にあり、地質は花崗片麻岩及兩雲母片麻岩より成り、金鑛は石英脈中に縞狀を爲して配布せる方鉛鑛、閃亜鉛鑛、黄鐵鑛等の硫化鑛物中、又は鑛脈に接する母岩の霏爛せる所にあり、而して鑛脈に青龍山の鑛、彦山の鑛、鶴山の鑛、向山の鑛の四條あり、龍隅里の金鑛は岩積里驛の北方十町餘の丘陵上にあり、地質は兩雲母片麻岩を母岩として五條の鑛脈を存す、鑛脈は石英より成り、金は石英中「スカン」若くは其盤肌に沿へる赤色の粘土中に存す、走向は南北にして七八十度東に傾斜す、而して鑛石は

孰れも貧鑛なり。

(七) 砂金

砂金は平安道にありては鴨綠江、大寧江、清川江、大同江及其他の諸流域中各地に産出す、主として片麻岩及花崗岩地を流下する谿谷中の砂利若くは礫層中に含有せられ、砂金層を甘土と稱す。甘土は通常黄色又は鼠色の粘土を交ゆる砂礫層なり、河流の兩岸又は河床に堆積せる砂礫層の悉く甘土なるものあり、或は順安郡石岩里地方に見るが如く甘土の上方を更に他の砂礫層粘土層にて蔽はる、者あり、此等の甘土は溪谷に沿ひ細長く分布せるものと、石岩里地方の如く一箇所に溜りをなし廣く存在するものとの二種あり、而して砂金は上流に於て最も多く下流に従て其量を減せり、之を採取するには流し掘、岡掘、横掘の三種あり。

(イ) 鴨綠江支流沿岸

厚州は厚昌より東南三十一里の所に在り、延長二里にして沖積層の深さ十二尺乃至二十五尺、而して甘土の厚さ五尺なり、菴坪里は鴨綠江落合附近にして、延長半里、沖積層の深さ三尺甘土の厚さ五寸なり、德貞里は厚昌を距る北四里の地にして、延長一里、沖積層

の深さ五尺乃至十五尺甘土の厚さ一尺なり新田は厚昌より南をける八里半にして礫は主に片麻岩より成る、砂礫の厚さ二十五尺、甘土の厚さ五寸なり、虚空地は新田附近にして延長四町、砂礫は六尺、甘土の厚さ一尺三寸なり、板幕洞附近は延長約二里、沖積層の深さ五尺乃至十五尺、甘土の厚さ五寸乃至一尺三寸なり、南杞は江界より西一里の所に在りて延長五町、砂礫の厚さ四尺なり、女鎮院は江界より西距四里の地にして延長二町、砂礫の厚さ七尺なり、上光洞は義州より東北十一里の地にして、延長半里、沖積層の深さ十五尺乃至二十尺、甘土の厚さ六寸乃至一尺二寸なり、徳賢洞は義州より三里半の所に在り、延長半里、沖積層の深さ四尺乃至六尺なり、昭館六里は龜城の西七里の地にして、延長三里沖積層の深さ五尺乃至八尺、甘土の厚さ二尺なり、梨洞は朔州より南五里の所に在り、延長十八町餘、沖積層の深さ七尺乃至十尺、甘土の厚さ四寸乃至一尺なり、徳星里及林上里は泰川より北四里の所にして、延長三町半、沖積層の深さ六尺、甘土の厚さ二尺なり、梨卯下里は龜城より北一里の所に在りて、延長六町、沖積層の深さ六尺、甘土の厚さ二尺なり、馬場里及還興里は泰川より東三里半の所にして、延長半里、沖積層の深さ五尺乃至十尺甘土の厚さ六寸なり。

(ロ) 漕川江沿岸

内洞は漕川の東北五里の所に在り、延長三町、沖積層の深さ十五尺乃至二十五尺なり、古城里及上西里は漕川より南五里乃至十里の地にして、沖積層の深さ五尺、甘土の厚さ一尺なり、水口里は舊場より西十五町漕川江支流の河原にして、延長三町、砂礫八尺、甘土の厚さ一寸五分なり、江亭は作洞の對岸にして、延長八町餘、表土二尺、砂礫層四尺、甘土一尺なり、水洞は北院の對岸にして、沖積層の深さ四尺乃至十五尺、甘土の厚さ四寸乃至一尺なり、東陽は寧邊の東南三里の所に在りて、延長六町、沖積層の深さ六尺乃至十二尺、甘土の厚さ一尺なり、細竹中洞は東陽の附近にして、延長八町、沖積層の深さ五尺乃至三十尺、甘土の厚さ四寸乃至一尺五寸なり、中興里は价川より北三里の所にありて、表土二尺、黑色粘土五寸、砂礫層五尺、甘土の厚さ五寸乃至七寸なり、泉洞は价川より西南二里の地にして多量の産金あり、松堂は价川の西二里の所に在りて、延長一里、砂礫層五尺、甘土の厚さ四寸なり。

(ハ) 大同江沿岸

南下は安州より東南五里の所に在りて、延長二十町、砂礫層五尺乃至十尺、甘土の厚さ

六寸乃至一尺三寸なり、雲石里は慈城より西北三里の所に在りて、延長十町、沖積層の深さ二尺乃至三尺、甘土の厚さ二尺なり、黃龍里は慈山より西北三里の所にて、延長二十町餘、沖積層の深さ十五尺、甘土の厚さ五寸乃至二尺なり、退中里は岩積里驛より北約二里半の所に在りて、表土五尺、黒色粘土八尺、砂礫七尺、甘土の厚さ二尺五寸なり、基洞は退中里附近にして、延長一町、沖積層の深さ六尺、甘土の厚さ六寸なり、赤岩里は岩積里驛より北一里半の所に在りて、延長一里、沖積層の深さ十二尺乃至二十尺、甘土の厚さ一尺三寸なり、石岩里は岩積里驛の北半里の所に在り、沖積層の深さ中穴二十三尺、中央部五尺乃至二十尺、西穴二十四尺乃至二十七尺、下穴二十四尺、甘土の厚さ東穴二尺乃至二尺五寸、中央部二尺、西穴二尺、下穴一尺乃至二尺五寸なり、院後洞は石岩里の附近にして、沖積層の深さ十四尺乃至二十四尺、甘土の厚さ二尺なり、目下石岩里は三千人院後洞は五百人稼行しつゝあり。

(八) 銀 鑛

蘇民洞は寧邊郡に在りて低地より高きこと約二百尺の丘陵上二箇所に舊坑を存す、地質は古生層寒武利亞紀に屬する厚き石灰岩より成り、走向北三十五度西に亘り西南に八十度

急斜す、鑛床は此石灰岩中に鑛染をなせる細き數條の含銀方鉛鑛より成る、此地は探鑛の價値あり、倉坪は涓原より東南五里兩江里より南二里の地にあり、鑛床は花崗片麻岩中の細き石英脈にして、脈中に含銀方鉛鑛の鑛條を存す、走向北三十度東にして南東に急斜する二條の鑛脈あり、脈幅共に薄くして僅かに五寸に過ぎず、其他麻田里、生安洞、崇化里、仁谷、幕洞、久豊里、蓮化洞、車加坪、雲上里等の産銀地あり。

(九) 鉛 鑛

化洞は江界より南十六里を隔つ雲城江の上流立石站と稱する部落の東方對岸にあり、地質は中央に古生層砂岩、頁岩及礫岩より成り、走向北二十度西傾斜東に八十度をなす、而して幅僅かに二三寸に過ぎず、高靈は祥原郡内にありて附近一帶の地質は暗黒色石灰岩にして、北二十度乃至二十八度西の走向を以て三十五度乃至四十度西南に傾斜す、其他梨滿里等の鉛鑛あり。

(十) 銅 鑛

銅店は和平里より約一里の地にあり、鑛床は石灰岩中に夾まれる粘板岩と角閃雲母花崗岩との接觸部に胚胎せるものなり、西方の鑛は走向三十度東にして西北七十度に傾斜し幅

五尺なり、鑛石は黄銅鑛より成り、石英、磁鐵鑛、黄鐵鑛及方鉛鑛を伴ふ、其他新田、古倉、朝陽里の各銅鑛は皆銅店と同じき鑛床を有するものなり。

(十一) 鐵鑛

平安道に於ける鐵鑛は悉く褐鐵鑛に屬し、古生層中の泥灰岩及粘板岩中に鑛層をなして碧潼、价川及孟山の三郡に産出す、价川郡美泉は价川より一里半の地にありて褐鐵鑛は泥灰岩中に鑛層をなし、走向西南より東北に走り六十度西北に斜下す、其厚さは四尺乃至十二尺なり、薪峴に於ては同鑛層をなし、走向東北より西南に亘り二十度西北に緩斜す、其厚さ六尺乃至十二尺なり、而して品位は鐵鑛中最良のものなり、其他傳岩、金沙洞、松洞等も同じき鑛層をなせる鐵鑛地なり。

(十二) 石炭

平壤郡坎花院、霧露山、紋水峰、龍塘、古方山、江東郡新寺洞及三登郡炭峴に石炭を産す、皆無煙炭なり、主要炭層は平壤の東方霧露山西麓に露はれ、北五十度東の走向を有し、東南五六十度の傾斜を以て其東北なる中山洞の地に涉りて大同江に至り、其對岸龍塘に露はれ、爰に一斷層に會し、其露頭を吹く、霧露山より龍塘に至る露頭の延長二里半なり、

此斷層は西南より東北に走る、三登郡炭峴に露はるゝものは走向北七十度西、傾斜北北東に三十度乃至八十度を爲す。

(十三) 泥炭

泥炭は平安北道沿海の沖積層中に産し、地表より一二尺を隔つる所にあり、灰褐色軟弱にして主として支那人に依り採掘せらる、定州郡五山二里、郭山郡路上里及上端、龍川郡白川浦、義州郡上端下端及西松里等の産地あり。

遠山如好友。終日挹清風。岸轉遮前嶺。谿回露側峯。
夕陽烘淡靄。細雨卷輕濛。便作滌梁想。凭欄興未窮。
(孟舉)

第八編 教育、宗教

第一章 教育

第一 沿革の梗概

(一) 往時の教育

韓國に於ける教育は西曆第四世紀の末、佛教の傳はりたる時代に於て始めて行はれたるものにして、當時寺院の僧侶は俗語にて極めて讀易き佛教入門と稱するものを天下に配布し、大に國民的教育を鼓吹せんとしたり、爾來上流社會に於て漢文學を研究するものあり、殊に時の政府は支那の官制に模倣し漢文漢書を試問科第としたるより天下靡然として漢文學を修むるに至る、是に於て漢籍は殆んど韓國に於ける教科書となれり、而も其教育は悉く漢文學に重きを措くを以て自國の諺文の如く之を用ひるものなく、學者といへば、漢書を讀み漢文を書くの徒にして、自國文に對しては極めて冷淡なりき、されば能く漢書を講ずるものを指して碩儒と呼び、儒生と稱し、國家有事の時に際し、國王自ら御前に召して

政治を諮問せられたる例少からず、彼等は所謂治國平天下の大學論を唱へて自ら國家經綸の士を以て任せり、故に支那文學、哲學は専門に研究するものあれども、語學、數學、醫學、天文學、技藝學の如きは一種の娛樂的に供したるに過ぎず、前記科第試験さへ了れば星學博士となり、數學士となりて、勝手に其肩書を附するに至る、斯く學問の程度極めて低く、醫學、星學等に對し敢て之を研究せんとする思想なく、徒に支那文學、哲學を咀嚼し吾事足れりと爲す、何ぞ其思想の單純なるや、而して其研究する漢籍は平々凡々讀み且書くといふに外なく、深く其理義を研鑽するまでに至らず、加之此等學問は上流社會の間に行はれ、下級社會に於ては之を顧みるものなく、所謂國民的教育なるものは一も見る能はずして、教育は單に上流富豪家の專有物たるの觀あり、インデペンデンス新聞が曾て報じて曰く、平壤に始めて韓語新聞を發行したるに、漢文は讀むものあれども自國の諺文を解するもの少く、百人中二十三人なりと、之を以て見るも韓人が如何に漢籍のみに沈溺して他を顧みるものなきを證すべし。

前記の如く韓國往時の教育は上流社會にのみ行はれたる丈、何れも四書五經乃至哲學的の高等學術なるものを學んで中下級社會に必要なる技藝數學を教ふるの設備なく、殆んど

初等教育を開却し去りたるもの、如し、其學校も京城に成均館あり、又各地方に書堂若くは書房の設備あるを以て形式上に於ては頗る完璧の體裁を具へたりと雖も依然孔教を尊崇し單に四書五經を説くのみなれば、其精神上に至りては支那夏殷周三代の庠序學校を設けたる當時と殆んど異なることなく、徒に政治道德を講ずる外毫も學藝を授くる所なかりき、之れ往時に於ける韓國教育の概況なり。

(二) 近代の教育

開國五百四年、即ち日本の明治二十八年、日本の庇蔭の下に清國の羈絆を脱し、獨立の體面を保ちてより、舊來の弊政を革新すると同時に、教育の制度の如きも亦勉めて改善を謀り、我が國の學制に倣ひて始めて小學校令を頒布し、漢城師範學校、中學校、外國語學校、農商工學校、醫學校、高等小學校、尋常小學校の諸官立學校を京城に、日語學校支校を仁川に設け、又公立小學校を各道の要地に置きて、知識啓發の實を擧げんと望みたりしも、如何せん積年の宿弊は容易に蟬脱し得べきにあらず、殊に蒸陶の要衝に當れる教師亦其の人に乏しきを以て、苦辛憊倦の經營も實効を奏すること能はず、幾萬の書堂は舊に依て漢籍の素讀に全力を注ぐのみ、是れ近代に於ける韓國教育の概況なり。

(三) 最近の教育

戰勝國たる我が日本は、韓曆光武十年を以て京城に統監府を設置し、銳意誘掖の勞に任じたれば、韓國は其の保護の下に頗る百般の改革を行ひ、教育の改革も亦從來の姑息手段を棄て、飽く迄も刷新の主旨を貫かんとの精神より、特に金五十萬圓を臨時學事擴張費に充て、而して内十六萬圓を師範學校、農林學校、商業學校の新築並に其他中等程度の各學校に於ける必要の工事及び設備等に支出したる殘額三十四萬圓を以て普通學校の擴張費に供したれば、教育上の面目は是れより漸く新なるを得べく、前途有望と稱するも大過なきに庶幾からん。

抑も從來の諸學校は毎年九月、一月、四月の三回を以て生徒を募集し、每期を以て進級學年と定められたれば、一期間の時日の短かきに失することなきや否やは姑らく置き、兎に角外見上に於ては一定の規律あるに似たりと雖も、其の實は缺員を生ずる毎に隨時新に入學を許すのみか、甚しきは學年學期の觀念なく之を一室に收容して、所謂『隨意科』式を行ひ、生徒の年齢、學力の如何を毫も意に介せず、體育の如きは之を度外視して、學校に用なきものと爲したるは、是れ皆各校固有の通弊なりき。

夫れ然り、故を以て新教育令は、首として此の陋習を一洗し、各校を通じて毎年四月を學年開始の時期と定め、生徒の人員を限り、修學年限を一定し、學校の種類と程度とに従て適切な科目を設け、何種の學校に論なく、總て體操の一科を加ふることとし、且つ改革の實を擧げんが爲めに諸學校に日本人を配置して教鞭を執らしめ、指導の任務を負はしむることとせり。

此の改革擴張に關し、光武十年九月を以て發布せられたる法令の要點は左の如し。

- 第一 官公立學校官制及び職員令
- 第二 普通學校〔元の小學校〕令及び同施行規則
- 第三 師範學校令及び同施行規則
- 第四 高等學校〔元の中學校〕令及び同施行規則
- 第五 外國語學校令及び同施行規則
- 第六 高等女學校令及び同施行規則
- 第七 修學院の創設

第二 初等教育

(一) 從來の初等教育

日清戰爭以前に於ける韓國の初等教育機關は、只全國各地に散在する書堂若くは書房のみなりき、書堂若くは書房は恰かも我が日本國昔日の寺子屋と一般、村夫子が附近の子弟を集めて、童蒙先習、千字文、小學、孟子等の句讀を授け、誦誦を爲さしめ、且つ書法を教ふるのみにして、他に何等の知識を傳ふる所なく、其の數全國に涉りて萬餘の多きに達せり、書堂の教師は概して其の村落の尊崇を博し、現代韓國風教の本源たりと雖も、教育の方法其の宜しきに稱はざるを以て、徒に兒童の頭腦を苦むるに止まり、目今の場合より言へば寧ろ進歩の妨礙物となるも裨補する所少なきに似たり、然れども一朝にして之を全廢するは到底不可能の事ならんか。

開國五百四年、即ち我が明治二十八年を以て韓國政府は我が當時の小學校令に倣ふて始めて小學校令を頒布し、修業年限は尋常小學を三箇年、高等小學を二箇年又は三箇年とし、學科課程の如きも悉く我が當時の小學校令に據り、而して滿七歳乃至十五歳の八年を以て學齡と定め、義務教育の精神を採用したるを以て、表面より之を見れば頗る整頓せるに似たれど、實際に就て觀察すれば法令は殆んど一片の廢紙に屬して、名は小學校なるも實は

書堂、書房と擇ぶ所なく、漢籍の素讀と習字との外に歴史、地理、理科等の科目なきにあらざるも、譬へば我が僧侶の最多數が佛經を誦讀するが如く、徒に本文を誦讀するに過ぎず、算術に至りては教授せざるもの十が八九に位し、學級の編制、校舎の設備、器具器械の整頓並に運動場の設置等の如きは、之を念頭に置かざるもの比々皆然り。

官立小學校は高等小學校一校、尋常小學校一校孰れも京城に在り。

公立小學校は各道を通じて五十七校あり、學部は之に對して毎校十五圓以上、二十二圓五十錢以下の月額補助金を給與したり、教員は概ね毎校一名にして單級組織と爲し、生徒の數は多きも一校五十名前後に止まり、少なきは十數名に過ぎざりき。

私立小學校は公立小學校よりも其の數遙に多く、漢城府内のみにても大略三十校はあるべし、然れども其の最多數は純乎たる私塾にして、机の備附けさへもなきもの多かりき。

小學程度の私立學校中には、又外人の設立に係れるものあり、日本人の設立に係れるものあり、然れども是等は下文に委しく述ぶべきを以て茲に之を略す。

(二) 改正初等教育

韓國從來の初等教育は、大略前述の如し、而して之が改善を謀るは、焦眉の急務なるに依

り、同國政府は光武十年を以て小學校を普通學校と改稱し、新に普通學校令並に同施行規則を制定せり、其の要項左の如し。

第一 學校の種類

普通學校は官立、公立及び私立の三種とす。

第二 學校の組織及び修業年限

普通學校には別に尋常、高等の區別を設けず、其の組織を單一にし、修業年限を四箇年とす、地方の狀況に依りては必要に應じて三箇年以内の補修科を置くことを得せしむ。

(理由) 韓國教育界に於ける目下の狀況は複雑なる學制と修業年限の長年月に亘れる學校とを存置せしむべきにあらず、寧ろ學制を單純にし課程を簡易にして専ら實用に適せしむべきの必要あるに依り、整理の基礎を普通教育に置きて其の修業年限を四箇年に短縮し、卒業の後進んで中等教育を受けんと望む者には、直ちに中等程度の各學校に聯絡することを得せしめ、三箇年又は四箇年の修業年限を了れば前後合せて七八年にして中等教育卒業者たるの資格を得せしめ、社會の實務に従事せし

むることゝせり。

第三 入學年齡

普通教育の學齡を確立し、強制教育を施すは猶其の時期にあらざるを以て學制の改正と共に入學年齡の範圍を擴め、多數の希望者を満足せしむる爲め、滿八歳以上十歳以下の兒童を初年級に收容し、且つ當分の内は十四歳以下の兒童にも入學を許すことゝせり。

但し滿八歳以下の兒童は暫らく書堂若くは書房、又は家庭の教習に委ぬべき規定なり。

第四 生徒の定員

生徒は一學級大約五十人と定め、一校二百人を以て定員とす。但し地方の狀況に依り増加することを得せしむ。

第五 教科目

教科目は主として日本國の高等小學の教科目に倣ふて、殊に日本語の一科を加へ、毎學年を通じて毎週六時間を配當す、教科目の程度は日本なる尋常小學よりも稍や

高尙にして尋常高等の中位に在り、畢竟事情を斟酌してかく爲したるなり。

第六 教員の配置

各學級に教員一人を配置し、尙一學校に必らず一名の日本人教師を置き、主要の教科目を擔任せしめ、併せて學校全般の教授方法を指導管理せしむ。

隆熙二年一月再び普通學校令を改正して、新に教監の職を設け日本人教師を以て之に充つ、教監の職務權限たるや、學校長を補佐し、學校長若し事故あるときは其の職務を代理するに在り、但し學生の教育を掌ることは言を待たず。

但し韓人教師は概ね在來の官公立小學校教員を以て之に充て、日本人教師は日本より新に所要の人員を聘用して各校に配置し、又師範學校速成科を卒業したる通譯教員を校毎に各一人づゝ配置して日本人教師の通譯とす。

(三) 教員名稱の改正並に俸給額

前項既に所陳の如く、光武十年の普通學校令等に由りて毎普通學校に必らず一名の日本人教師を置くことゝ爲せしも、當時は皆單に日本人教師と稱して恰かも客員の體なりしが、隆熙二年一月の改正に基き、更らに任官の手續を経て訓導兼教監(判任官)と爲り、爾來韓

國の官吏として普通教育の任務を負ふに至れり。

但し目下教員の俸給額は手當を合せて毎月金四十五圓乃至八十圓なり。

又韓人の中には完成なる教育を受けて相當の資格を有する教員に乏しきを以て、前項所陳の如く當分の間は在來の官公立小學校教員を以て之に充つることとし、而して一方に於ては師範學校を整備して完全なる教員の養成に勉めつゝ、又一方に於ては豫て設置せる臨時教員養成所より既に三回の卒業生を出したれば、彼等をば直ちに副教員に採用して、各學校に配置し、通譯及び授業の任を負擔せしめたり。

又普通學校令中に許狀制なるものを設けて、左の三項に該當せるものゝみに普通學校教員の許狀を授與し、許狀なきものは、特別の場合を除くの外、教員たるを得ざることとし、以て現任教員の改良を謀れり。

- (一) 官立師範學校又は公立師範學校の卒業生
- (二) 外國に於て普通學校に比準すべき學校の教員許狀を受けたるもの
- (三) 普通學校の教員檢定に合格したるもの

隆熙二年二月に於ける官立及び甲種(下文参照)公立普通學校の韓人教員は訓導五十七名、

副訓導八十二名にして、乙種(同上)公立普通學校の韓人教員は訓導十三名、副訓導二十六名なり。

但し俸給額は毎月金十圓乃至二十五圓なり。

(四) 普通學校の改稱並に設立地

新法令の發布に依り從來の小學校を改稱すること左の如し。

- (一) 京城内に存立せる官立高等小學校一個、官立尋常小學校八個、合計九校は光武十年九月の改革に依て悉く之を官立普通學校と爲したり、今其の校名を舉れば左の如し。

校洞、齊洞、安洞、養賢洞、養士洞、鎔洞、水下洞、貞洞、梅洞

其の後、隆熙元年養賢洞及び養士洞の二校を合併して於義洞と改め、又安洞を師範學校の附屬校と爲し、且つ新に京橋を加へたれば現在の官立普通學校の數は八個と爲りたり。

- (二) 各道に存立せる從來の公立尋常小學校は、光武十年の改革に依て總て之を公立普通學校と改め、且つ之を甲乙二種に區別し而して觀察道所在地に在る十三校を甲種

と定め、其の他は總て乙種と定めたり。
 其の後光武十一年、更らに地方各道中なる樞要の地二十八箇を選びて甲種公立普通
 學校を開設したり。
 但し甲種公立普通學校は、韓國内に於ける普通教育の模範たるべきことを以て目的
 とせるに依り、各道主要の市邑にして、交通の便利なる地を選びて之を設立せり。
 現在に於ける甲乙兩種公立普通學校の所在地は左の如し。

京畿道

甲種	水原	開城	仁川	安城	校數	合計
乙種	揚州	陽州	南陽	揚根		
	振威	富平	安山	江華	四	
	廣州	豐德	通津	金浦	三	
合計						一六
忠清北道						
甲種	忠州	清州			二	
乙種	黃洞				一	

忠清南道						
甲種	公州	江景	洪州		三	
乙種						
合計						三
慶尙北道						
甲種	大邱	暹州	慶州	尙州	四	
乙種						
合計						四
慶尙南道						
甲種	晉州	東萊	舊馬山	蔚山	四	
乙種	金海	密陽			二	
合計						六
全羅北道						
甲種	全州	南原	群山		三	
乙種						
合計						三

全羅南道		甲種	光州	木浦	羅州	濟州島	乙種	珍島	合計	一	四	五	
江原道		甲種	春川	原州	江陵	乙種	金化	淮陽	鎭原	合計	三	三	六
黃海道		甲種	海州	黃州	乙種	安岳	兎山	長連	金川	合計	四	二	六
平安北道		甲種	寧邊	定州	義州	乙種	甑山	江西	三和	合計	三	三	六
平安南道		甲種	平壤	鎮南浦	安州	乙種	雲山	郭山	合計	二	三	五	

咸鏡北道		甲種	鎭城	會寧	城津	乙種	德源	永興	定平	合計	三	三	六		
咸鏡南道		甲種	咸興	元山	北青	乙種	文川	長津	慶興	高原	洪原	合計	五	三	八
甲種合計												四	一	五	
乙種合計												三	六	九	
總計												七	七	一四	

右の外、隆熙二年度に於て甲種公立普通學校十個を地方各道に開設すべき計畫を爲し、今現に調査中なり。

(五) 生徒の募集

學校開始の當時に於ては、新に約五十人の生徒を募集して初年級を編制し、而して在來の生徒は之を二年級以上に編入すべく、且つ爾來毎年四月、學年の初に於て初年生五十人宛を募集すべき豫定なりき。

然るに事は兎角豫期に反し易く、愈々實行の曉に及んで頗る困難を感じ、官立と公立とに論なく、孰れの普通學校も一切授業料及び入學料を免除し、教科書の如きも亦總て無代價を以て給與したるにも拘はらず、猶辛くして募集定員に達し、甚しきは定員に達せざる所ありき、是れ畢竟父兄たるもの未だ新教育の何ものたるを解せず、其の必要を悟らざるより徒に授業時間の短かきと、漢文科に充てたる時間の少なきとを見て、嗷々不服を唱へ殊に時勢に暗き儒生、或は附近私立學校の中傷に惑はされ、其の妨碍する所と爲りて輒もすれば子弟の入學を躊躇するか、若くは一旦入學せしめたるものも其の後更らに退學せしめたる等の事多きに依てなり、又各地暴徒蜂起の影響を受けて退學せしむるもの少なからざりき。

是を以て當局者は深く其の實の擧らざるを憂へて、就學獎勵の事に思を焦せり。

- (一) 校員をして教育の實効を奏すると同時に、屢々校勵會及び幻燈會を開催して、父兄の惑を解くの用に供せしめ、
- (二) 地方官をして勉めて父兄に諭告せしめ、
- (三) 次で又各官公立普通學校に學校委員なるものを設けて、學校と父兄との間に氣脈を通じ意向を明かならしめ

此の三様の手段に由りて、漸く就學者の數を加へんとせり。

(六) 生徒の人員

各普通學校に於ける生徒の現員は左の如し、但し隆熙二年二月末の調査に據る。

官立之部		甲種公立之部	
校名	生徒人員	校名	生徒人員
校洞	一四八	齊洞	一三七
於義洞	二三四	水下洞	一〇六
梅洞	一三八	京橋	一二九
貞洞	一三五	貞洞	一六五
水原	九八	開城	三三
安城	八七	忠州	八九
		仁川	七八
		清州	五〇

在京城の官立普通學校は、校舍孰れも狹隘にして、新生徒を收容するに足らざるもの多
 く、是れ等は無論新築の必要を感じたるを以て、光武十年の改革に據り新築校舎は各校と
 も本館平家建百四坪とし、生徒昇降口及び小使室を備ふ、而して一校建築費約六千七百圓
 を要し、之れに器具、器械、標本、書籍の費用を加ふれば、一校の新築設備費約八千圓と

(七) 校舎

生徒人員合計	内官立八	甲種公立四一	乙種公立三六	五、九四六人										
内官立	一、二八二人	甲種公立	三、三六八人	乙種	同 一、三九六人									
合 計	慶興	定平	郭山	江西	長連	鐵原	珍島	三六	三八	六六	四四	二〇	五二	四六
校 數	高 原	文 川	德 源	三 和	金 川	安 岳	金 化	三四	六〇	?	?	五五	三三	三三
生徒人員合計	五、九四六人	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六	五、九四六
校 數	洪 原	長 津	永 興	雲 山	甌 山	兔 山	淮 陽	七〇	一八	三三	七一	五八	三三	四三

乙種公立之部	元山	會寧	鎮南浦	定州	海州	春川	木浦	南原	馬山	尙州	大邱	公州	九二
乙種公立之部	北 青	城 津	安 州	義 州	黃 州	原 州	羅 州	群 山	蔚 山	晉 州	星 州	江 景	一三五
乙種公立之部	咸 興	鏡 城	平 壤	寧 邊	江 陵	濟 州	光 州	全 州	東 萊	慶 州	洪 州	八五	
乙種公立之部	密 陽	金 浦	廣 州	富 平	南 陽	南 陽	南 陽	南 陽	南 陽	南 陽	南 陽	南 陽	
乙種公立之部	四七	?	五二	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	
乙種公立之部	七二	七八	一三三	一一一	四八	七七	一〇六	五三	七三	八五	八五	八五	

す、但し校地は成るべく在來のものを使用すべき筈なるも、狹隘にして用ゆるに堪えざるものは別に校地を選定したりき。

公立普通學校の中、各道觀察府所在地に在るもの十三、重要なる市邑に在るもの二十七、併せて四十校は學事擴張費五十萬圓の内三十二萬圓を以て其の新築費に充て、七千三百餘圓を以て殘餘十校の修繕費に充てたり、然るに實際に於ては其の費用頗る豫算以外に超過し、事實新築を爲したるもの纔に三十一校、修繕を加へたるもの十七校にして、總額四十一萬圓餘を支出せざるを得ざりき。

但し校舎は一二の學校を除くの外、定員二百人を以て標準と爲したるに依り、普通教室を四室と爲し外に事務室并に附屬室を設けたり。

(八) 校具並に教科書

校具即ち生徒の机、腰掛、黑板、器具、器械、標本等は從來一も備はらざるを以て、前に記せし金額の内五萬三千餘圓を設備費に使用し、之に依て是れ等を總て新に調製し、各校に配付したり。

又從來の教科書は、漢文科に屬するものを除くの外、一も使用に適するものなきを以て

學制の改革に際し、勢ひ悉く之を編纂せざるを得ざりしかば、先づ學部内に編輯機關を設けて修身書、國語讀本、日語讀本、漢文讀本、圖畫臨本、算術書、理科書等を編纂することとし、又歴史、地理の如きは、讀本の内容に於て之を教授することに定め、此の方針に基きて、編纂に着手し、而して修身書、國語讀本、日語讀本、漢文讀本及び圖畫臨本の中に於て、一、二學年用の分は既に刊行して、各普通學校に使用せしめ、又昨年度に於て修身書、國語讀本、日語讀本、漢文讀本、圖畫臨本、理科書等の中にて三、四學年に用ゆべき分并に初學用の漢文入門を編纂し、且つ印刷を了りたれば、新學年より之を使用することゝ爲りたり、其の他國語入門、習字帖并に教師用算術書の如きも今現に委員に於て編纂中なり。因に云ふ既に普通學校の教科書を編纂し了りたる上は、更らに進んで高等諸學校の教科書編纂に着手すべき豫定なり。

教授書は當分の内、甲種公立普通學校に限り、總て之を無代にて給與することゝ爲し、又乙種公立普通學校及び其の他に對しては、一定の代價を以て賣渡することに定め、光武十一年六月を以て賣渡規程を發布したり。

(九) 維持費

(第一) 官立普通學校の維持費
官立普通學校の經費は、職員の俸給より應費、雜費に至るまで、他の諸官立學校と同じく一切之を國庫より支辨せり。

但し昨年度に於ける官立普通學校合計八校の經費は總額二萬七千餘圓なりき。

(第二) 甲種公立普通學校

公立普通學校は元來各道、府、郡の設立に係れるに依り、隨て其の經費の如きも亦各地方團體に於て負擔すべき筈なれども、獨り如何せん、地方に依りては學校附屬の養士田、學田を有せざるものあり、偶ま之あるも其の收入瑣少にして所要の額を支辨し能はざるもの多くして、將來地方税を徵收し維持の方法を立つるに至らざる限りは、他に支給を仰がざるを得ざるを以て、甲種公立普通學校經費の内、職員俸給及び旅費、並に手當に限り補助の名義を以て國庫より之を支辨し、其の他の經費即ち應費、雜給、雜費、圖書、機械、標本費等は最高年額三百六十圓の區域内に於て、財産及び其の他より生ずる収入を差引き殘額を國庫より補助すべきことゝ爲せり。

但し臨時所要の修繕費並に器具、器械の設備費の中取別け必須と認むるものは、國庫より其の全部若くは一部を補助すべし。

昨年度に於ける甲種公立普通學校の補助費は十三萬七千餘圓にして、同年度に新設せし十校分の創業費も其の中に含めり。

(第三) 乙種公立普通學校

乙種公立普通學校は、前々年度まで毎校年額百八十圓づゝ補助し來りたれど、前年度よりは更らに同金額の區域内に於て財源の多寡に應じ、各自差等を設けて補助することに改めたり。

第三 中等教育

(一) 従來の師範學校

開國五百四年、即ち我が明治二十八年を以て、漢城師範學校官制を發布し、此の官制の下に同校を京城に設立したり、是れ韓國に於ける師範學校の濫觴にして當時全國に唯一校を設けたるのみ。

修業年限は、本科四箇年とし、入學年齢は、滿二十歳以上二十五歳以下と定めたり、是れ兒童教育の任たる若年の者の能くすべきにあらずとの主意に出でたるものなり、然れど

も實際に於ては修業年限の如き、或は一箇年にして出るあり、又は一箇年半にして卒業するありて毫も一定せず、入學者の如きも亦往々二十歳未満の者あり。

學科は修身、國語、歴史、地理、數學、物理、化學、教育等、苟くも該生徒に必須のものに表面上悉く網羅すれども、之を事實に徴するに、折角の學科も教師其の人に乏しきを以て、徒に告朔の餼羊たるに止まり、漢學の素讀を除くの外、一の學科なきに均しかりき。

又嘗て一回だも實地教授の練習を爲したることなく、學校の設備も亦至て不完全にして校舍は狹隘なる一教室あるのみ、卒業生の成績の擧らざりしも固より當然と謂て可なり。

(二) 改正師範學校

光武十年教育の刷新擴張の端を開くや、從來の無能教員を淘汰し、適任の教員を擇んで普通教育の責を負はしむべきの必要を生じ、隨て教員の養成所たる師範學校を改善擴張せざるべからず、是を以て根本的に之が革新を爲さんとの趣旨より、從來の如き全國一箇の師範學校に限れる漢城師範學校官制を廢して、更に師範學校令及び同施行規則を定め、以て師範學校設立の區域を擴めたり。

新規定の要項は左の如し。

(イ) 學校の種類

師範學校は、官立、公立の二種とし、而して私立學校の設立を許さず。

(ロ) 學校の組織及び修業年限

修業年限を三箇年とす、必要の場合には、別に豫科、速成科及び講習科を置くことを得、但し此の三科の修業年限は、孰れも一箇年以内とす。

(ハ) 入學年齢

師範學校の卒業生は、人の師表と爲り、兒童教育の實務に就くものなれば、其の若年者を避くべきは勿論なりと雖も、然れども又之と同時に、入學年齢に於て普通學校の卒業生と著しき懸隔を生ずるときはかのづから優良なる生徒を得難きを以て、本科は入學年齢を滿十五歳以上とし、速成科は滿十七歳以下と定む。

(ニ) 入學資格

入學志願者は、普通學校卒業以上の程度に依て入學試験を行ふべし。

(ホ) 生徒の定員

一學級の生徒を四十人とす。但し一學年毎に一學級なるべきを以て、本科の定員は百

二十人たり。

(ハ) 學資の給與

日本の制度に倣ふて給與の制を採り、本科生及び速成科生には、在學中、飲食衣服の費用并に雜費を給すべし。

(ト) 在學生の寄宿

本科生及び速成科生は、在學中、監督の爲め、總て寄宿舎に寄宿せしむ。但し私費生に限りて特に通學を許すべし。

(チ) 就職の義務

師範學校の卒業生は、給費生に限りて一定の服務義務を負はしめ、而して本科卒業生は六箇年、速成科卒業生は二箇年、孰れも學部大臣の指定する普通學校の教職に従事せしむ。

(リ) 科目

本科の課程は、修身教育、國語、漢文、日語、歴史、地理、數學、物理、化學、博物圖畫、音樂及び體操とす。

豫科及び速成生の課程は本科に准ず。

講習科の課程は、必要に應じて校長之を定め、學部大臣の認可を受くべし。

從來の漢城師範學校は、官立漢城師範學校と改稱せられたり。

從來の師範學校は、校舍極めて不完全にして、纔に一箇の教室を有し、且つ其の敷地二百坪に充たずして擴張の餘地なく、普通學校の教員を養成するに不適當なるを以て、改革後、新に現在の所に敷地を選定し、校舍及び其の他附屬舎を新築せり、敷地は四千四百餘坪にして、校舍は二階建木造二百四十坪、其の他物理、化學教室、寄宿舎、食堂、雨天體操場等を合すれば、建坪六百十餘坪、附屬普通學校八十餘坪にして、此の工費六萬二千五百餘圓なり。

器具、器械、標本、書籍等凡て從來不充分にして使用に適せざるを以て、總て新調補充したり、此の費用四千五百餘圓。

然るに該建築及び諸般の設備共に悉く完成したれば、隆熙元年十二月を以て茲に移轉し且つ前に記せし如く、之と同時に、官立安洞普通學校を廢して、師範學校の附屬普通學校と爲し、本校の構内なる新築校舍に移轉せしめたり。

官公立普通學校に關する學制改正の結果として、茲に通譯教員の必要を生じたれば、其の必要に應ずる爲め、師範學校内に、臨時教員養成科を設けて、僅か六箇月の短期間に卒業せしむることとし、爾來既に三回の卒業生を出したれば、各普通學校に配置して、通譯に従事せしめたり。

師範學校現今の職員は、校長以下十九名にして、内日本人八名、韓人十一名、猶昨年度に於て、日本人一名増員したり。

昨年度に於ける經費豫算は總三萬一千圓にして、其の内譯左の如し。

俸給一萬三千圓、給與費一萬一千圓、廳費、修繕費、旅費、其の他諸雜費を合せて七千圓。

師範學校に於ては、毎年生徒募集ごとに應募者の數頗る多く、既に昨年のおきは四十名の定員に對して、志願者の數約三百名の多きに達せり、之を彼の各普通學校に於て應募者の數甚だ少なくわづか一學級五十名の入學者を得るにさへ困難なるに比すれば、最と異様の觀あり、畢竟學資を給與すると、卒業の後に教職に従事し得るとの結果ならんといへ、兎に角他の方面より觀て喜ばしき現象と謂はざるべからず。

(三) 從來の中學校

我が明治二十八年制定の中學校官制に依りて設立せられたる中學校は、京城に唯一箇の官立ありたるのみ、他に毫も中學校なるものあることなかりき。

修業年限は、尋常科四箇年、高等科三箇年、通計七箇年にして、入學者の年齢は滿十七歳以上二十五歳以下なるも、嘗て高等科の設けなく、學級の編成も亦亂雜に亘り、校舍は他の學校の校舍に比すれば稍々見るべきあるも、自餘の設備に至りては不完全を極めたりき、是れ光武十年の改革以前に於ける該校の概況なり。

(四) 改正高等學校

學制の改革と共に中學校を高等學校と改稱したり、茲に其の改稱の理由を尋ぬるに、抑も韓國に於ては、彼の成均館の如き儒學専門の學堂は姑らく措き、二十世紀の普通教育を授くる最高學堂は唯此の中學校あるのみ、該校以上に高等學校又は大學校の設けなし、左るを猶中學と稱しなば妥當を缺くの恐れあるを以てなり、又此の改革に由りて、高等學校令及び同施行規則を定めり、其の主要の點々を舉れば左の如し。

(イ) 學校の種類

高等學校は、官立、公立及び私立の三種とす。

(ロ) 學校の組織及び修業年限

從來の尋常科、高等科の區別を廢して、更らに修業年限を四箇年と定め、必要の場合には一箇年以内の豫科及び補習科を置くことゝ爲せり。

(ハ) 入學年齢

普通學校卒業生との聯絡を取りて、滿十二歳以上のものを入學せしむ。

(ニ) 入學資格

普通學校の卒業生は直ちに入學を許し、其の他は同程度に依りて入學試験を行ふ。

(ホ) 生徒の定員

一學級の人員を五十名とし、一學年を一學級と定め、二百名を以て本科の定員とす。

(ヘ) 科目

本科は修身、國語、漢文、日語、歴史、地理、數學、博物、物理、化學、法制、經濟、圖畫、音樂及び體操とす。

豫科及び補習科は本科に准じて、校長之を定め、學部大臣の認可を受くべし。

此の規定に由りて、從來京城に存立せる官立中學校は之を官立高等學校と改稱せり。

從來の校舍は、狹隘にして授業上に頗る差支を生ぜり、故に先づ敷地を取擴げ、且つ舊校舍に接近して、教室二棟並に附屬舎を新築せり、此の建坪百九十餘坪にして、工費二萬二千九百餘圓なり。

從來日本人教師は二名にして、日語、西洋史、物理、化學、數學等を教授したりしが、今は五名に増加し、他に韓人教師十名ありて、都合職員は十五名なり。

生徒は從來四學級級に五十九名なりしも、新規定に依り元の官立小學校第三學年生及び一般應募者を合せて二十八名を第一學年に編入し、猶當分の内普通學校卒業生を得るまで豫科を置き、元の高等小學校第一、二學年生中の志望者及び一般應募者を併せて五十四名を豫科に入學せしめ、爾來每學年始に於て豫科生五十名を募集すべき豫定となしたれば、現在學級數は、本科、豫科を合せて五學級にして、在席生徒百三十餘名あり。

但し其の内にて前年の卒業者は、纔かに八名に過ぎざりき、是れ半途退學者の多かりし結果ならん。

經費豫算額は一萬三千餘圓なり。

(五) 從來の外國語學校

開國五百四年、即ち我が明治二十八年に外國語學校官制を發布し、此の官制に依りて

(イ) 外國語學校は京城に置くこと

但し必要の場合には支校を設くること

(ロ) 修業年限は日語、漢語各々四箇年、英語、法語、德語、俄語各々五箇年たるべきこと

(ハ) 入學者の年齢は滿十五歳以上二十三歳以下たるべきことと定めたり。

官制規則に據れば右の如く、一校内に六箇國の誠を教授するに似たれども、實際に於ては各語學毎に各別に校地校舍を備へ、職員は勿論、經濟も各自に別れて、純乎たる獨立學校の體裁を爲したりき。

但し各國語學校の中にて、俄語學校は日露戰爭中に閉校したり。

各語學校の生徒は、概略の通譯に差支なきに至れば退學するを常とし、成規の課程を遂ふて、首尾能く卒業する者は眞に兩夜の星と一般なりき。

生徒の數は日語學校最も多く、英語學校之に次ぎ、他の語學校に至りては、僅々四五十名以内の生徒を有するに過ぎざりき。

右の外日語を教授する學校は、京城に日本海外教育會の設立に係れる京城學堂なるものありしが、光武十年の初に至りて、韓國政府に獻納したりしかば、爾來政府の經營に移りて、之を第二日語學校と稱せり。

其他、日語を教授する學校は、仁川に官立日語學校支校あり、私立語學校には、釜山に開成學校ありて百五十餘名の生徒を有し、校地廣く、設備稍々整へり、其他、平壤、鎮南浦、全州、城津、海州、晉州等の各地に日本人の經營に係るもの多かりき。

要するに、私立學校の各地に新設せらるゝもの多く、而して其の十が八九は、必須の科目として日語を加へ、且つ日語を加へざるものは生徒を得ること能はざりき、是れ改革以前に於ける外國語學校の概況なり。

(六) 改正外國語學校

光武十年學制の改革に依て從來外國の語學校官制、並に之に附屬せる諸の規定を改め、更らに外國語學校令及び同施行規則を制定したり。其の重要な點々は左の如し。

(イ) 修業年限

各語學校を通じて修業年限を本科三箇年とす、但し必要の場合には、二箇年以内の研究科を置くこととなせり、

(ロ) 入學年齢

普通學校卒業生との聯絡を取りて、滿十二歳以上のものを入學せしむ、

(ハ) 入學資格

普通學校の階梯を経ずして直ちに語學を習得せんと欲するもの、便を圖り、入學資格を單に相當の學力を有するものとして、入學試験科目を國語、漢文及び算術のみに定む、

(ニ) 生徒の定員

一學級の定員を五十名とす、

但し京城日語學校は、二校合併の結果、一學年二學級とし、本科の定員を三百名とす、其の他の語學校は、一學年一學級とし、本科の定員を百五十名とす、

(ホ) 科目

教科目は、修身、國語、漢文、算術、歴史、地理、理科、法制、經濟、簿記及び體操とす、

但し適宜に教授せしむ、

從來の官立外國語學校は左の如く整理したり、

(イ) 事實上に従て、姑らく各語學校の箇々獨立を認め、而して官立日語學校、官立英語學校、官立法語學校、官立德語學校及び官立漢語學校の五校と爲したり、

(備考) 其の後、隆熙二年一月、又統一の必要を認めたるを以て、再び之を合して一校と爲し、更らに官立漢城外國語學校と改稱せり、

但し其の校長には學部書記官を任命したり、

(ロ) 京城内に官立日語學校及び同支校の二校を維持するは、經濟上策の得たるものにあらざるを以て、合併して一校と爲せり、

(ハ) 仁川なる官立日語學校支校は、之を獨立せしめ、而して官立仁川日語學校と稱せり、

(備考) 其の後、光武十一年四月、私立平壤日語學校を官立に改め、而して官立平

壤日語學校と稱せり、

又改革に依りて、各日語學校を左の如く増築したり。

(イ) 官立漢城日語學校の増築

京城なる兩日語學校合併の結果として、第一日語學校敷地と並に之に隣接せる民有地を買収したるものとを校地とし、而して校舎(六十坪、四教室)及び附屬舎合せて百三十餘坪を増築したり、此の工費八千餘圓、

(ロ) 官立仁川日語學校の増築

從來の校舎は、頗る狹隘、且つ不完全なりしを以て、光武十一年、校舎一棟を増築せり、此の工費三千七百餘圓、

其の他の諸語學校の動靜は左の如し。

(イ) 漢、英、法、三語學校の据置

漢、英、法の三語學校は、現在の校舎にても教育上差支なしと認めたるを以て、其の儘に据置き、單に器具器械及び圖書等の補充設備を爲したるのみなりき、(第二參照)

(ロ) 德語學校の移轉

從來の德語學校敷地、並に校舎は、宮内府の所要に依て、同府へ買収せられ、其の代償として一萬圓の交付を受けたれば、該金圓を以て日語部の隣接地六百餘坪(建物現存のみ)を買入れ、而して從來各所に散在せる各語學部を此處に移轉せしむることゝなしたり、

但し目下校舎の修繕等に着手中なり、

(ハ) 平壤日語學校の移轉

平壤日語學校は、校舎頗る狹隘、且つ不完全なりしを以て、前年四月公立平壤普通學校跡へ移轉したり、

諸語學校の職員、生徒及び學級は左の如し。

(イ) 官立漢城外國語學校

學級數十五、

在席生徒四百餘名、

内 日語部二百餘名、英語部百餘名、其の他は各々五十名弱、

職員 校長以下四十二名、

内 日本人六名、英人二名、清人一名、佛人一名、獨逸人一名等、
前年度經費豫算額は四萬一千餘圓なり、

(ロ) 官立仁川日語學校

學級數三、

在席生徒約六十名、

職員七名、

但し校長は仁川府尹より兼務す、

前年度經費豫算額は六千三百餘圓なり、

(ハ) 官立平壤日語學校

學級數三、

在席生徒約九十名、

職員六名、

但し校長は平安南道觀察使より兼務す、

前年度經費豫算額は五千四百餘圓なり、

(七) 從來の農商工學校

初め光武八年、官立農商工學校を京城に設立して、學科を農、商、工の三科に別ち、而して修業年限を孰れも豫科一箇年、本科三箇年とし、且つ入學年齢は、滿十七歳以上、二十五歳以下として、農商工の實業に必要な學術を授けんと勉めたれども、設備の不完全なると、實業教育の必要を感ずるもの、少なきとに依て、兎角悉微振はず、生徒の數また農科二十四名、商科九名、工業十八名に過ぎざりき、換言すれば當年の農商工學校は到底實業教育の機關と爲すに足らざりしなり。

(八) 改正農商工學校

顧ふに韓國の如き實業教育の未だ發達せざる國に在りては、簡易の手段を用ひて適切な教育を施し、兩三年の課程を了りて、實地の業務に就かしむるを焦眉の急務とす、且此の實業教育は、他の學科と稍々其の趣を異にし、諸の官立學校と一括して學部の施設經營する所と爲さんよりも、寧ろ之を當該部に移して、其の必須適切と認むる所の教育を施さしむるを優れりとす、然るときは、其の卒業生を各異の用途に配置する上に於ても頗る便

宜なるべし、此の意見を以て、從來の官立農商工學校を左の如く整理したり。

(一) 農科

農科は之を農商工部の主管に移し、林學を加へて、官立農林學校と改稱すること、水原の地を擇び、五萬二千餘圓を以て校舎及び附屬舎を新築し、既に同地に開設せる勸業模範場と相俟つて農林教育の模範たらしむべきこと、

(二) 商科

商科は、一箇獨立の専門學校として京城に新築すべき計畫なりしが、偶々大倉喜八郎氏、金二十萬圓を寄附し、財團法人と爲して韓國の子弟を教育せんと欲し、京城に善隣商業學校設立の計畫あり、且つ校地校舎は下付の儀を韓國政府に出願したれば、同政府は其の請を允して、輒近商工學校に充てんと企てたる校地校舎を彼れに下付すること、爲し、猶其の校地の狹隘なるを以て、一萬七千餘圓を投じて隣接の地を買入れ、此處に校地を新築し、器具、器械を備へて悉皆善隣商業學校に寄附し該校をして學部主管の下に商業教育を擔任せしむること、爲せり、又學部は、年額二千二百八十圓を以て該校を補助すること、決せり、

(三) 工科

工科は、改めて農商工部の主管たらしめ、且つ同部に於ては、其の組織を變更して新に工業傳習所を設け、京城内に校舎を建築して、工業に屬する諸般の實科教育を施すこと、なしたり、

(九) 從來の醫學校

從來京城に只一箇の官立醫學校ありたるのみ、而して其の修業年限は三箇年とし、別に速成科を置く、入學年齢は滿二十歳以上、三十歳以下としたり。官立醫學校には、附屬病院の設けありたるも、僅々少數の外來患者を治療するのみにして設備不完全を極めたれば迎も好成绩を奏し能はざりき。

(十) 大韓醫院

前に記せし官立醫學校及び附屬病院の外、同じく韓國政府の設立に係れるものにして、内部に廣濟醫院あり、又韓國赤十字社附屬病院ありたれども、孰れも完全を缺きたるものを以て、改革の際、是れ等各部の經營を綜合して大韓醫院を設立し、兼ねて附屬醫學校を起すこと、なしたり。

右に就き、學部所管の官立醫學校は、之を大韓醫院に移し、内部の所管に歸せしめたり。

(十一) 高等女學校

由來韓國の女子は、二六時中、只管深窓の中に蟄伏して、戸外に出ること至て少なく、教育の如きも、家庭に於て僅々二三の漢籍の素讀を習ふのみ、初等教育の機關たる普通學校へすら通學するものは寥寥として雨夜の星に似たり、而して之に中等以上の教育を受けしむることは至難なり。

故を以て特に女子の爲めに設けたる學校は、只二三の宗教的私立學校の外殆んどあることなく、二十世紀の教育は恰かも女性を度外に置きたるが如し、然れども文明の進歩は韓國の女子をして永く吳下の阿蒙たらしむるを許さず、女子教育の端緒も近日漸く開くべき兆候を呈はしたれば、當局者は此の途を外さず、高等女學校令及び同施行規則を發布したり、其の主要の點々は左の如し。

(一) 學校の種類

高等女學校は、官立、公立及び私立の三種とす、

(二) 學校の組織及び修業年限、

高等女學校は、本科、豫科及び技藝專修科の三科とす、

本科の修業年限は三箇年、豫科及び技藝專修科は二箇年以内とす、

但し土地の情況に依りては、本科の修業年限を一年間延長を許すことあるべし、

(三) 入學年齢

本科は滿十二歳以上、豫科十歳以上、技藝專修科は十五歳以上とす、

但し當分の内は、年齢の制限に従はざるも妨なし、

(四) 入學資格

本科は普通學校の卒業生、又は之と同等の學力を有するもの、豫科は普通學校第二學年修了以上の學力を有するものに限りて入學を許すべき規定なれども、當分の内は此の制限に従はざるも妨なし、技藝專修科の入學には學力の制限を設けず、

(五) 生徒の定員

一學級の定員を五十名以内とす、

(六) 科目

本科は、修身、國語、漢文、日語、歴史、地理、理科、算術、圖畫、家事、手藝、

音樂及び體操とし、豫科は修身、國語、日語、理科、算術、圖畫、手藝、音樂及び體操とし、技藝專修科は、修身、國語、算術、裁縫、刺繡、編物、組絲、藥物、造花、及割烹以上の中の一科目又は數科目とす、

(七) 附屬幼稚園

高等女學校には、附屬幼稚園を設けることを得、

此の法令の發布に従つて、前年五月より官立高等女學校を京城に開設することとし、校地並に教員の選擇は勿論、其の他の諸般の準備中なり。

生徒の定員は、本科、豫科及び技藝專修科を合せて三百名と定められたれども、差向き五十名を募りて一學級を編製し、授業に着手すべき豫定なり。

同年度に於ける經費豫算額は一萬餘圓なり。

第四 儒學教育

(一) 書堂

書堂又書房は、儒學教育の初歩たり、然れども上文に於て既に叙述したれば、茲に贅せず。

(二) 成均館

從來韓國に於て最高等の教育を授くる學校は獨り成均館あるのみ、成均館は譬ば我が日本國往時の昌平校(聖堂)の如く、儒學の淵藪にして、文廟を虔奉し、經學を肄習する所たり。

此の成均館に就ても、亦開國五百四年を以て始めて官制を制定せしが、其の後光武九年二月更らに之を改正發布したり。

此の改正の官制に據れば、職員は館長以下十九名にして、館長は勅任とし、其の他は判任なり、かく館長を勅任としたるを見ても、韓國が特に該館を重視するを察すべく、儒者を優待するを悟るべし。

入學年齢は、滿二十歳以上、五十歳以下とし、志願者は總て入學試験を行ひ、合格の者は入學を許す、生徒は、學部大臣、次官、各局長、課長、館長、教授の保薦を要し、在學中は館内に留宿せしむ。

學科は、三經、四書、史書、歴史、地誌、作文、算術とし、學年を前後二學期に分ちて毎年一回試験を行ひ、合格の者を及第とす。

及第の者は、司業と稱し、判任官の資格を與ふ。

但し本人の志願に依つて、文官に任せらるゝも、或は地方に到りて漢學教師と爲るも、又は更らに進んで學問の蘊奥を究むるも隨意たり。

學級数は目下只一箇、職員は六名にして在席生徒は三十名なり。
前年度經費豫算額は七千餘圓なりき。

第五 修學院の創設

教育制度を刷新して一般國民に新教育を施すと共に皇族の子弟を教育するは固より必要のことに屬し、兼ねて一般國民の向學心を催進する所以なり、故を以て皇太子英親王殿下を始め、皇族及び貴族の子弟を教育する爲めに、新に修學院を創設し、而して光武十年十月を以て其の官制を發布したり。

修學院は、之を宮内大臣管理の下に置くと雖も、教育に關する重要なる事項は、學部大臣と協議の上之を決定す。

生徒は、二十名を定員とし、皇族貴族の中より之を選定し、裁可を経て入學せしむ、學科課程及び學年の終始等は、大體に於て一般の普通學校と異なることなし。

第六 私立學校

既に第二章第一節に於て述べし如く、日清戰爭以前に於ける韓國の初等教育機關は、只八道各地に散在する書堂、若くは書房のみにして、其の數一萬に垂んとしたりき。

開國五百四年始めて小學校令を頒布したりしより、法令の主旨を奉じて設置の公認を請願するもの多く、政府も亦遽かに嚴重なる規律の下に拘束するは不得策にもあり、且つ到底不可能の事たるべきを以て、必要なる條件を附して認可を與へたり、是を以て初等教育の機關たる私立學校の數は、公立小學校の數よりも遙かに多く、單に漢城府内のみにても概略三十校の多きに達し、全國にては三百校もあるべし、是れ等に對して當局者は、偏に放任主義を執りつゝありしが、兎角する中、教育熱の漸く勃興するに従て、到る處相競ふて學校を開設せんとするの趨勢を生じ、從て往々名を學校開設に假りて各種の奸策を逞らし利己主義を逞ふせんと謀るものも續々輩出したりしかば、こは由々しき一大事と、當局者は頗る懸念し、竊かに私立學校令發表の協議ありと云ふ。

私立學校の中にて、比較上完璧と認めたるものには、毎月六圓乃至三十圓の補助金を與へて之を獎勵せり、前年度に於ける補助學校は其の數十五あり。

右の外、宮内府より特に補助金を與ふる校數九箇ありて、其の補助金は毎月二十五圓乃

至二百五十圓なり。

又小學程度の私立學校にして、外人の設立に係れるものあり、日本人の設立に係れるものあり、外人の設立に係れるものは、米國派耶蘇教會、及び佛國派耶蘇教會の私設に係れる宗教的小學校にして、其の數各々一百以上あり、日本の佛教徒も亦此の種の學校を設立せり、又同じく日本人の經營せる日語學校中の十が八九は、小學程度の語學校にして、設備稍々完備と稱して可なるべし。

又第三章第五項に記載せし釜山開成日語學校は、十數年前の設立に係れる小學（普通學校）程度の語學校にして、百五十餘名の生徒を有し、校地も廣く、設備も稍々整ひて、略ぼ日本の小學校に均しければ、學部より毎年一千四百四十圓の補助金を交附せり。

第七 海外留學生

韓國に於ては、現時只初等教育と中等教育との機關あるのみにして、絶えて高等教育の機關なるものあることなく、偶ま、高等専門の學科を修めんと望むものあるも、如何ともすると能はず、左れば海外留學を命じて之を奨勵し、以て人材養成の途を講ずるは目下の急務なるに依り、光武十年三月を以て日本留學生規程を設けたり、茲に其の主要の點々を擧げん。

(第一) 日本留學生は、身體、學力、品行等を檢定の上、學部大臣に於て適當と認めたるものたるべし。

(第二) 留學生は、留學中、總て留學生監督の指揮監督を受くべし、

(第三) 留學生には、往復旅費、束裝費、學資金及び滞在費を給すべし、

右の規定に基きて、目下日本に留學せる官費留學生は合計五十名あり、而して内四十名は毎月二十七圓、又十名は同二十五圓の學資金を受領す。

前年度に於ける留學費豫算額は二萬五千餘圓、

留學生監督は、學部書記官を以て兼任せしめ、常に我が東京に駐在して官費、私費兩種の留學生を監督せしむ、該監督は又宮内府の囑托を受けて、同府派遣の留學生をも併せて監督することとなりたり。

第八 結論

上來叙述する如く、韓國の教育は、

(第一) 官立、公立及び私立の普通學校ありて、滿八歳以上、十二歳以下（當分の内は十四歳以下）兒童を教育すること、

- (第二) 普通學校は、全國に亘りて、官立八校、甲種公立四十一校、乙種公立三十六校あり、私立は約三百校の多きに達せること、
- (第三) 生徒人員は、官立一千八百八十二人、甲種公立三千三百六十八人、乙種公立一千三百九十六人、合計五千九百四十六人あること、
但し私立學校生徒の人員は此の外たること、
- (第四) 官立普通學校の經費(總額二萬七千餘圓)は、一切國庫より之を支辨し、公立普通學校の經費も亦若干の程度まで、國庫より之を補助すること、
- (第五) 中等教育(韓國にては高等教育)の機關には、師範學校、高等學校、外國語學校、農林學校、善隣商業學校、工業傳習所、大韓醫院附屬醫學校、商業女學校あること、
- (第六) 師範學校は、官立及び公立の二種とし、私立を許さざること、
- (第七) 師範學校には又速成科の設置ありて、卒業生を通譯教員に充て居ること、
- (第八) 高等學校は、恰かも我が日本國の尋常中學校と一般のものなれども、韓國にては普通教育の最高機關たること、
- (第九) 外國語學校は、日語、英語、法語、德語及び漢語を教授するの學校たること、

且つ日語部の生徒最も多く、英語部之に次ぎ、他は殆んど孤城落日とも謂ひつべき狀況たること、

- (第十) 高等女學校は、光武十年の學制改革と共に創設せられたるものにして、女子教育機關の濫觴たること、
 - (第十一) 儒學教育の機關には、夙に成均館なるものありて重視せられ居ること、
 - (第十二) 光武十年始めて修學院を設け、皇太子殿下を始め、皇族及び貴族を教育すべき機關と爲したること、
 - (第十三) 日本留學生規程を設けて、高等専門の學科を修むる爲めに、留學生を日本へ派遣すること、爲したること、
 - (第十四) 現今官費留學生の數は五十名あること、
- 噫韓國の教育は、猶未だ幼稚の域を脱せず、是れより進んで大人の域に達せんとするに前途遼遠、加ふるに刻下の國情と云ひ、國家經濟の狀態と云ひ、妨碍百出、歩々頗る困難と謂はざるべからず、然れども熱誠と忍耐とを以て、順序を逐ひ、正路を履み、財政の許すべき區域に於て、着々教育の普及と擴張とを謀らば、大人の域に進むも亦意外に容

易ならん、吾人は刮目して他日の壯觀を視んと欲するものなり。

第二章 宗教

第一 沿革

韓國に於ては、古來支那の學術思想を崇拜したるを以て、宗教も亦支那に於ける如く、上流社會に於ては儒教行はれ、下流社會には佛教傳播したり、然れども基督教も亦三百年前の昔日より擴布せられたり、其歴史を少しく左に叙述すべし。

西曆千五百九十三年羅馬教の宣教師セスペデスなるもの、初めて韓國に來り、布教せしが、信者は少しもなく、殆んど等閑視せられたり、然るに千七百年代に至り、北京羅馬教會員の發行せる基督教の聖書類漢書に混じて韓國に傳はるや、韓國の學者は其教旨の深遠なるに感じ、其結果上流社會に信者を出だすに至りたるが、多數の國民は甚しく信徒を憎み、「異國韓人」の名を以て之を呼ぶに至れり、而して基督教の最初に行はれし地方は、忠清南道にして、其れより全羅道にも傳播したり、然るに其漸やく盛なるや、政府は之を撲滅せんと企て、西曆千七百八十四年四月基督教禁止の令を發し、信徒の拷問を始めたなり、

然れども熱心なる教徒は政府の禁令に頓着せず、依然布教の事を繼續し、韓國に宗教管區を作るに到れり、此に於てか政府の迫害は其度を増し、西曆千七百九十一年十二月二人の韓人は新教傳播の罪を以て、斬罪に處せられたり、之を血祭として韓國政府は、數多の教徒を或は虐殺し、或は國外に放逐したり、されど信仰は壓制を以て撲滅すべからず、政府の過酷なる手段を取れば取る程教徒の信仰は益々堅くなり、遂に大院君の時代に到れり。

大院君は最初基督教に對して、寛大なる處置を執りしが、教徒の爲に屢々韓國の騷擾するを見、斷然之を禁止せんと企て、基督教徒たるものは、凡べて之を處殺すべしとの旨を公布したり、而して其法を執行するや、たゞ警吏の報告に依り拷問死に至らしめ、若しくは獄に投じて窒息せしめ、遂に種々の巧妙なる斬首機を製し、一度に數人を殺すに到り、又は穴を掘りて、數十人を生きながら埋殺したり、此の如くして教徒の非命に死したる數一萬餘人、遂に西曆千八百六十六年に至り、宣教師の隻影を、韓國に見ざるに到れり、而かも其後大院君の勢力を失墜するや、宣教師は再び韓國に入り、西曆千八百九十七年の統計に於て、教徒の數二萬九千五百七十九人、内羅馬教徒二萬八千八百二人、新教徒七百七十一人と稱するに到りぬ、又西曆千八百八十四年までは韓國に於ける基督教宣教師は唯羅

馬教に屬する者のみなりしを以て、羅馬教徒は新教徒に比して、非常に多し、加ふるに舊教の宣教師は、卑陋なる韓國の家屋に居住して、韓國式生活をなしたるも、新教の宣教師は斯る生活に耐ゆる能はざりしことも、兩派の勢力の差違を現はしたるもの、如し、羅馬教徒の数は毎年約千人増加するも、新教は七八十人に過ぎず、然れども新教は其傳道の方法として、教育ある階級を誘發し、又學校を設立し、醫藥を與ふる等の策に出で、此教徒の内には多數の有識者及氣概ある人民を含むを以て、官邊にも其勢力を及ぼし、政治上の重要なる原素となれり、尙新教の初めて韓國に入りたるは西曆千八百八十四年、亞米利加長老教會にして、其翌年亞米利加メソヂスト教會來り、次で各派も進入したり、左に其重要なる教會を示すべし。

第二 重要な教會

(一) 北米長老教會

此宗派は西曆千八百八十四年の組織に係り、京城、釜山、元山及平壤に説教所を設けたるが、千八百九十八年に至り、元山説教所を加奈太長老教會に譲れり、又此宗派は學校病院を有し、宣教師は比較的豊富なり。

(二) 南米長老教會

此宗派は西曆千八百九十二年、初めて韓國に置かれ、京城、全州、群山、木浦等に説教所を設け、信徒數十人あり。

(三) 伊太利長老教會

此宗派の韓國に於て傳道に着手したるは、千八百九十一年にして、婦人宣教師の運動頗る目覺ましく、彼等は釜山の韓民區に居住し、二年間韓國人の信用を博し、其後布教に従事したり、而して宣教師の事業は、毎日説教をなすこと、韓人に醫藥を與ふる事、晝間暇なき婦人の爲に、夜學校を開くこと、及日曜學校を開くことにして、日曜學校には八十人の生徒ありといふ。

(四) 加奈太青年基督教會

此協會は千八百八十九年韓國に置かれ、其事業始めは甚だ微々たるものにして、唯一人の宣教師あるのみなりしが、千八百九十八年北米協會元山の教區を譲り受けたる結果として五人の宣教師を増員したり。

(五) メソヂスト宗派

此宗派には北米メソヂスト教會と南米メソヂスト教會の別あり、京城に於て男子及女子の學校を有し、信者の數多く、其の勢力盛んなり。

(六) 英國協會

此協會の韓國に傳道し始めたるは、西曆千八百八十七年にして、京城、仁川に會堂を有し、又病院を設立したり。

(七) 正教

正教即ち希臘教は、西曆千八百九十年頃初めて韓國に於て布教せられ、千八百九十七年の七月、京城に正教々會を設け、當時洗禮を受けたる信徒百五十人ありき。

奪胎換骨義離魂。詩到蘇黃訝益奇。一鳥不鳴鷓鴣寒。

前人定笑後人癡。

少陵五字不須刪。八表神遊意自閒。捫竇換骨吾輩事。

青山黃鳥世相關。

第九編 都府及港灣

韓國は二千年來の舊邦たるに拘らず、其都府と稱すべきものは京城を除きて見るべきものなく、平壤、開城、水原等の古都あれども、今日に於ては殆んど舊觀を止めざるもの、如し、又港灣は如何といふに、韓國の地形上北方は大陸に接するも西東南三方は何れも海に面するを以て沿岸到處多少港灣を有すと雖も、艦船の碇泊すべき設備あるものは唯釜山、仁川、元山、其他三四箇所あるのみ、而も其港灣は從來韓國自ら開きたるにあらずして外國との交渉の爲め國際上の關係に餘儀なくせられたるものに外ならず、されば其港灣の如き今を距る十一年前の開港に係り、其經營に就ては日本人與つて大に力ある也。
今韓國の都府及港灣を叙するに當り、先づ左の各地の地勢、位置、交通、運輸、商工業、沿革、風俗、人情等を記すること、すべし。

◎ 都 府

京城、平壤、開城、水原、大邱、新義州、大田、鳥致院、龍山、密陽、公州、清州、全州、江景、密陽、金泉、三浪津、永同、龜浦、勿禁、釜山鎮、洛東江、成歡、平澤、西井

里、鳥山、天安、全義、新灘津、秋風嶺、沃川、鷲梁津。

● 港 灣

仁川、釜山、元山、群山、木浦、鎮南浦、馬山浦、城津。

尙前上述ふる都府港灣に於ける日本人の發展如何を知る爲め、左に理事廳管轄區域を示せり。

應 名 處在地 管 轄 區 域 開 應 年 月 日

釜山理事廳 釜山

慶尙道南部一帯ノ地域
北部ハ大邱理事廳管區ニ接ス西南部ハ金海、密陽、豐山、昌寧ノ各郡ヲ以テ馬山理事廳管區ニ接ス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
慶尙道東部沿岸一帯ノ地域
西部ハ長湍、迎日、興海、清河、盈徳、寧海ノ各郡ヲ以テ大邱理事廳管區ニ接ス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
江原道東部沿岸一帯ノ地域
北部ハ元山理事廳管區ニ接ス西部ハ平海、蔚珍、三陟ノ各郡ヲ以テ大邱理事廳管區ニ接ス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス

明治三十九年二月一日

馬山理事廳 馬山

慶尙道西南部一帯ノ地域ニシテ釜山理事廳及大邱理事廳管區以外ノ部

明治三十九年二月一日

同晉州支廳 晉州

馬山理事廳管轄區域中左ノ區域
慶尙道西南部一帯ノ地域中
晉州、泗川、昆陽、南海、河東、宜寧、草溪、陝川、三嘉、丹城、山淸、咸陽、安義、蔚昌ノ各郡

明治四十年一月五日

群山理事廳 群山

全羅道北部一帯ノ地域
萬頃、扶安、古阜、井邑、淳昌、求禮、南原ノ各郡ヲ以テ南部トノ境界線トス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
忠清道南部一帯ノ地域
保寧、藍浦、鶴山、定山、公州ノ各府郡ヲ以テ北部トノ境界線トス但シ其ノ各府郡ハ本管區ニ屬ス

明治三十九年二月一日

同公州支廳 公州

群山理事廳管轄區域中左ノ區域
忠清道南部一帯ノ地域中
公州、定山、扶餘、藍浦、庇仁、鶴山、保寧、慈川、嶺嶺ノ各郡

明治三十九年十二月二十五日

同全州支廳 全州

群山理事廳管轄區域中左ノ區域
全羅道北部一帯ノ地域中
全州、高山、金溝、珍山、錦山、茂朱、醴源、鎮安、長水、任實、南原、雲峰、淳昌、求禮ノ各郡

明治四十年二月五日

木浦理事廳 木浦

全羅道南部一帯ノ地域ニシテ北嶺ハ群山理事廳ノ管區ニ接ス

明治三十九年二月一日

同光州支廳 光州

水浦理事廳管轄區域中左ノ區域
全嶺道南部一帯ノ地域中
光州、靈光、茂長、興德、高敞、長城、潭陽、昌平、玉果、谷城、同福、和順、南平、綾州、樂安、順天、光陽、關水、突山ノ各郡

明治四十年一月十五日

京城理事廳 京城

京畿道東部一帯ノ地域
豐德、開城、長湍、坡州、高陽、陽川、始興、水原ノ各府郡ヲ以テ西部トノ境界線トス但シ其ノ各府郡ハ本管區ニ屬ス
江原道西部一帯ノ地域
鐵原、金化、狼川、春川、洪川、原州ノ各府郡ヲ以テ東部ノ境界線トス但シ其ノ各府郡ハ本管區ニ屬ス
忠清道東北部一帯ノ地域
其ノ西南部及南部ハ群山理事廳、大邱理事廳ノ管區ニ接ス而シテ其ノ西部ハ平澤、稷山、天安、全北、燕岐ノ各府郡ヲ以テ境界線トス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
黃海道東南部一帯ノ地域
金川、鬼山ノ各郡ヲ以テ西北部ノ境界線トス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス

明治三十九年二月一日

同水原支廳 水原

京城理事廳管轄區域中左ノ區域
京畿道東部一帯ノ地域中
水原、振威、陽城、安城、竹山、利川、陰竹、關州、楊根、砥平、龍仁、陽智ノ各郡

明治三十九年十二月十五日

仁川理事廳 仁川

江原道西部一帯ノ地域中
原州郡
忠清道東北部一帯ノ地域
京畿道西部一帯ノ地域ニシテ東境ハ京城理事廳ノ管區ニ接ス
忠清道西北部一帯ノ地域ニシテ南境ハ京城理事廳ノ管區ニ接ス
黃海道南部一帯ノ地域
瓮津、海州、白川ノ各府郡ヲ以テ北部トノ境界線トス但シ其ノ各府郡ハ本管區ニ屬ス

明治三十九年二月一日

同海州支廳 海州

仁川理事廳管轄區域中左ノ區域
黃海道南部一帯ノ地域

明治三十九年十二月二十日

平壤理事廳 平壤

平安南道東北部一帯ノ地域
中和、江西ノ各郡ヲ以テ西南部トノ境界線トス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
黃海道東部一帯ノ地域
黃州、鳳山、平山ノ各郡ヲ以テ西部トノ境界線トス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス而シテ其ノ南部境界ハ京城理事廳管區ニ接ス

明治三十九年二月一日

鎮南浦理事廳 鎮南浦

黃海道西北部一帯ノ地域ニシテ東及南ノ境界線ハ仁川、京城及平壤ノ各理事廳ノ管區ニ接ス
咸鏡道南部一帯ノ地域

明治三十九年二月一日

元山理事廳 元山

端川、甲山ノ各郡ヲ以テ北部トノ境界線トス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
江原道東北部一帯ノ地域ニシテ西及南ノ境界線ハ京城大邱及釜山ノ各理事廳ノ管區ニ接ス

明治三十九年二月一日

同咸興支廳 咸興

元山理事廳管轄區域中左ノ區域
咸鏡道南部一帯ノ地域中
定平郡其ノ以北一四

明治三十九年

十二月二十日

城津理事廳 城津

咸鏡道北部一帯ノ地域ニシテ南境元山理事廳ノ管區ニ接ス

明治三十九年二月一日

同鏡城支廳 鏡城

咸鏡道北部一帯ノ地域中
鏡城郡、茂山郡及其ノ以北一四

明治三十九年

十二月十八日

大邱理事廳 大邱

慶尙道北部一帯ノ地域
南部ハ玄風、清道、慈仁、慶州ノ各郡ヲ以テ釜山理事廳管區ニ接ス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
東部ハ釜山理事廳管區ニ接ス西南部ハ高靈、星州、知禮ノ各郡ヲ以テ周山理事廳管區ニ接ス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
忠清道東南部一帯ノ地域
永同、青山ノ各郡ヲ以テ西部トノ境界線トス但シ其ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
江原道南部一帯ノ地域
平昌、旌善ノ各郡ヲ以テ北部トノ境界線トス但シ其

明治三十九年

九月十五日

新義州理事廳 新義州 平安北道一四

ノ各郡ハ本管區ニ屬ス
東部ハ釜山理事廳管區ニ接ス

明治四十年一月四日

第一章 都府

第一 京城

(二) 位置、地勢

京城は李朝五百餘年間の帝都にして政合法度、一に此より出づ、而も三千有餘年を遡れば、百濟王此に據り、霸を天下に唱へて新羅、高句麗に對抗せる舊跡たり、又甲辰の役といひ、清人の侵略といひ、其他の戰亂政争も皆此に於てす、京城は歴史上より見るも地理上より見るも、最も樞要の地にして、或人が韓國を知らんと欲するものは、先づ京城を見よといひしは宜なり、京城は實に韓國を代表する所、即ち韓國の京城にあらずして京城の韓國なりと謂ふも決して過言にあらざる也、初めて京城に入る者、先づ目を驚かすものは南大門停車場外、巍々として街路に聳ゆる崇禮門(南大門)なり、更に進んで鐘路を経て光華

門に入りて景福宮を見よ、其莊嚴偉觀は恐らく東洋に於ける宮殿中稀に見る所ならん、而して一たび其街路の小巷に出でんか、矮屋小舎を接して民衆値に膝を容る、前者の壯觀と後者の慘憺とを比較すれば雲泥の差あり、之れ施政者が多年國民の膏血を絞る骨肉を剝きたる痕跡とも見るべく、斯くして京城なるものは朝鮮式の宮殿と、朝鮮式の家屋とを並せ見るに足る、然れども一步地方に至れば唯矮少の茅屋點々として市街となり、村落となるを見るのみにて、絶へて京城の如き奇觀を呈するものなきなり、故に韓國を知らんと欲する者は先づ京城を見よと、穿ちたる言といふべし。

京城は漢城、漢陽、又は皇城と稱し、韓語にて「ソウル」と呼べり、西は白蓮、仁王山を控へ、東は寶藏、天鮮の諸山峙ち、北に北漢山、南に木覓山等の山岳重疊して城門を圍繞し、僅に西南方に空湖あり、漢江は洋々として其東南を流る、實に山河形勝の地たり、而して其周圍八城門を設く、曰く崇禮門(一名南大門)、曰く興仁門(一名東大門)、曰く敦義門(一名西大門)、曰く光熙門(一名水口門)、曰く彰義門(一名北門)、曰く惠化門(一名東小門)、曰く照義門(一名西小門)、曰く肅靖門なり、市街は城門の内外に在り、就中最も繁華なるは東大門、西大門、及南大門に通ずる分岐點たる鐘路と、日本人の居留するチン

コーカイ即ち本町通の街路にして、商賈軒を並べ頗る雜踏を極む、其他貞洞、水標橋附近等亦繁榮の地たり。

(二) 運輸、交通

京城は韓國に於ける首都なるを以て從來之を基點として各地に至る、即ち(一)義州(二)慶興(三)平安(四)釜山(五)仁川(六)鎮南(七)羅州(八)保寧(九)江寧に通ずる九大道路ありて、不完全ながらも各地への往來を爲し居れり、明治三十四年、京釜鐵道起工され、同三十九年京義線成り此の二大幹線は韓國の南北端を縦貫し、南は釜山に於て釜關連絡船に依りて日本内地と通じ、北は新義州、鴨綠江を経て清國安東縣より奉天に至り、滿鐵線に連絡す、其支線は各地港灣に出で、世界的交通を爲せり、而して京城は實に其起點たり、釜山より義州に行くもの、義州より釜山に赴く者、必ず此地を経ざる可らず、故に南大門驛の如き旅客の往來、貨物輸送の頻繁なる、内地に於ける新橋驛と相若けり、又通信機關は明治十八年清國政府の經營に係る京釜電線を始めとして、數年ならずして京仁線亦開通し、同二十七年我政府の手に成る軍用電信線京仁釜間に開通せられ、同三十四年仁川郵便局京城出張所は京城郵便局となり、同三十五年更に京城郵便電信局と改稱され、同年電話交換

業務を開通し、同三十八年日韓通信機關合同條約成立の結果、京城郵便電信局は韓國漢城郵遞總司及電報總司の事務を引繼ぎて通信機關に完成せるを以て、京城に於ては通信上何等不便を感ずることなきに至れり、之に次て市街交通機關としては、米人コーンブランの韓廷より受負ひたる電氣鐵道あり、明治三十二年の創業に成るも、唯だ東西兩門より南大門を経て龍山に至るの單線に過ぎずして未だ充分各街路に開通する迄に至らざるは遺憾なり、又市街の道路は日本居留地は明治三十四年に一萬圓を投じて新道路を開通し、同四十一年には一萬五千圓を費して之が大改修を爲し、稍々見るべきに至りたるが、由來日本人居留地の道路は規模頗る狭小にして、我邦人の發展するに隨ひて不便を感ずること少からず、近頃市區改正の議喧しく當局者は種々之が計畫を爲し居れば、近き將來に於て市區改正を斷行し、道路の完全を見るに至るべし。

(三) 沿革

日韓兩國が往時より交通を開始せしは歴史の證する所なるが、明治年間に於て京城に我邦人が居留せるは、同十五年花房公使が赴任當時なりき、是れより先き京城に日本公使館設置されたるも、公使を始め館員の赴任するなく、殆んど有名無實の觀を呈したり、然る

に花房公使の入京と同時に我邦人來りて、漸く其萌芽を舒ひんとしたるが、韓國暴民の變亂あり、公使館を焼き居留民を盡殺し、花房公使は僅に身を以て内地に逃れ、茲に日本人の種子を絶てり、其後花房公使は海陸軍に擁されて入京し、韓廷に對して問罪の談判を開き、其結果濟物浦條約なるものを締結され、再び我國旗を京城に見るに至れり、次て同十七年又韓國暴兵の爲め我公使館焼かれ、我居留民大概毒刃に斃れたり、同十八年井上大使入京し、韓廷に嚴談を爲し、所謂京城條約締結され、英清兩條約に均霑して京城に日本居留地を設置することとなり、茲に初めて日本人が公然他の外國人と同様居住するの權利を得たるなり、其後天津條約の結果二千五百名の我駐在兵を撤退し、多少我權勢を失ひたるを以て清國の勢力は隆々として韓廷を壓し、隨て同國の商權は次第に盛大となり、京城貿易を壟斷するの有様となれり、爲めに我商業は萎蕪として振はず、折角伸びんとしたる我日本人の發展も茲に又々大頓挫を來せり、然るに明治二十七八年の日清戰爭は京城に於ける日清兩國の位地を顛倒して、我居留民は再度勃興したるも露國が韓廷に於ける勢力は舊時の清國と同様の状態となり、自然我居留地の不振を來したり、同三十七年日露戰爭起り、茲に我國權は、韓國八道に布被し、我國民は益々膨脹して、三十六年には僅に九百二百三

年次	戸數	人口
十一年	一九	八九
十年	三四	一六三
九年	六五	二四五
八年	八六	三四八
七年	一三〇	五二七
六年	一三七	五二二
五年	一五七	六九八
四年	一六九	七二五
三年	二三四	八四八
二年	二六六	一八三九
一年	五〇〇	一七四九
十一年	四七九	一五八八
十年	四七一	一五八八

千六百餘人に過ぎざりしも、三十七年に至りては一千三百五十戸、五千三百二十三人を算するに至る、四十年日韓新協約の結果、韓國は我保護國となり我居留民の數は俄に激増して一萬以上に達せり、即ち京城に於ける居留民の戸口表を擧ぐれば左の如し。

年次	戸數	人口
十一年	四八〇	一七三四
十年	五二五	一九八五
九年	五四九	二、一三
八年	六三九	二、四九〇
七年	七九七	三、〇三四
六年	九〇二	三、六七三
五年	一、三五〇	五、三三三
四年	一、九八六	七、六七七
三年	三、二一六	一一、七二四
十一年	四八〇	一七三四
十年	五二五	一九八五
九年	五四九	二、一三
八年	六三九	二、四九〇
七年	七九七	三、〇三四
六年	九〇二	三、六七三
五年	一、三五〇	五、三三三
四年	一、九八六	七、六七七
三年	三、二一六	一一、七二四

前記の如く我居留民團は幾多の變遷を経て益々鞏固となり、最初總代事務所と稱し、居留民中重なるもの五六名毎月交代して事務を執りたるが、其後居留民規則なるものを制定し、次て總代役場と商業會議所との連合事務所を設立せり、明治三十四年居留民役場を居留民役所と爲し、居留民總代を居留民長と改稱せり、三十八年居留民團法發布され、茲に完全なる自治機關を見るに至る、其歴年の豫算を示せば左の如し。

青坡病院敷地
小學教員舎宅敷地

計 一、九二八・三三〇

五、四四五・四〇〇
三九二・八〇〇
五、八二八・二〇〇

五、四四五・四〇〇
三九二・八〇〇
七、七六六・五三〇

京城居留民團管内本邦人所有土地 (四十年三月末調査)

宅地
畑地
合計

坪數 評價格
一四九、四六七・〇〇七
四一、九七六・三三四
一九一、四四三・三三〇

民團賦課額

所有人員

備考

京城管内本邦人財産一覽 (三十九年六月末調査)

京城理事廳管内

坪

數

時

價

家宅
田畑
山
平原
瀉
又
は
沼
澤
地
野
林
地
地
地
屋

一七、六五八坪
五〇三棟
一七七・八一二
二六九・〇〇一
三三二・八五三
三五五・五五一
二八七・六六〇
三〇〇

八二九五・四九
二、〇〇四・八六六
九七・三三九
四七五・六九〇
七、三三八
七、四六五
一〇

權

計

利

三二、五六四
三、四五四、八一

京城居留民團公職者一覽 (四十年六月末調査)

職名	任期	就任年月日	氏名又は員數	備考
市長	三年	三十九年十一月十四日認可	熊谷頼太郎	
助役	同	四十年九月九日認可	仁科 正胤	
會計	同	四十年九月九日認可	林田茂七郎	
書記	二年	三十九年八月十日選	定員二十人	人口一萬人以上の居留民團議員二十人 人口二萬人以上の居留民團議員二十四人 書記の外囑託職員等を使用す

居留民會議員選舉有權者 (三十九年八月二十日調査)

人員

居留男子

男子百人に付

備考

選舉權を有する者
被選舉權を有する者

六六四
六五九

七三九六
七三九六

八八九
八八九

居留民は四十年四月末現在にして
選舉名簿は調査の日より一箇年間有効とす

(四) 教育、宗教

我國民の發展と同時に教育の忽にす可らざるを以て、明治三十三年我居留民事務所は當

時十名内外なりし兒童を本願寺別院に收容して之が教育を爲したるが、其後居留民の兒童は年一年増加し、到底一本願寺に托する能はざるを認め茲に大規模の小學校を設立し、其生徒千三百七十餘名を收容するに至り、其他幼稚園、高等女學校、東洋協會學校、善隣商業學校の設置せらるゝあり、京城に於ける教育も亦見るに足るべく、今京城民團役場の調査に係る居留地教育機關の沿革を掲ぐれば左の如し。

▲ 京城尋常高等小學校

本校の濫觴は明治二十二年八月總代役場の一室にて教授を始めたるにあり、同二十三年十月時の總代山口太兵衛等相圖り本願寺に囑托し、教授は時の布教使赤松慶惠之を擔任し、居留地は補助費を支出し、校名を共立學舎と稱す、明治二十五年五月麻川松次郎を聘して校長心得となし、同年六月全く本願寺の手を離れ居留地の專屬となし、公立日本小學校と改名す、明治二十七年八月十一日日清戰爭のため一時閉校す、明治二十八年二月再興し、早川清範を聘して校長となし、同年七月新築工事を起し、翌二十九年十一月十三日落成したるを以て聖影奉戴式と共に新築落成式及開校式を舉行せり、此校舎は現今の南山分教場なり、明治二十九年十一月二十五日 小松宮依仁親王殿下の御臨幸を辱ふす、明治三十二

年より毎年就學兒童の増加に連れ校舎の狹隘を告げたるを以て三回増築を行ふ、三十四年四月早川清範校長を辭し小森季一郎を其後任として招聘せり、三十六年三月校長小森季一郎辭職し、同年四月現任校長横山彌三を招聘せり、明治三十七年より又々校舎の狹隘を告げたれば所々假教場を設け、三十九年十一月迄彌縫せり、明治三十七年十二月時の民長中井喜太郎歸朝し新築校舎の建築設計を文部省に委囑し、其設計により三十八年六月より工事を起し三十九年十一月末落成す、同十二月三日より新築舎に授業を開始せり、但全兒童を新校舎に收容すること能はざるを以て尋常科一二學年は舊校舎に收容したり、明治三十九年八月二十八日在外指定學校認可さる、明治三十九年十二月二十八日御聖影を新築校舎講堂に遷奉す、明治四十年一月新築校舎落成式を舉行し、併せて教育品展覽會を開設す、明治四十年四月二十一日本校全兒童千三百名伊藤統監より官邸に招待せらる。

新校舎落成後は設備比較的佳良となりしを以て教授に訓育に管理に便宜を來し、其結果大に觀るべきものあらんとす。

校 訓

第一條 教育勅語を奉體し忠孝の道に心掛くべし

第二條 教師の教を守り徳性を養ひ學業に勵むべし
 第三條 身體を健全にして進取の精神と堅忍の氣力とを奮起すべし
 第四條 内外國人に對し公徳を重んじ我國國民の品位を保つべし
 第五條 我等祖先が昔東亞大陸にて活動せしことを忘るべからず

京城居留民國立京城尋常小學校一覽表 (明治四十年九月末調)

經	數童兒在現			
	尋常	高等	高等	學級數
歲入	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	女男	女男	女男	女男
授業料	一八一	一六三	一〇二	七四
給雜給需用費	三四四	九七	一〇三	二二
居留地負擔	九七	一九四	二二七	一八一
總計	一〇二	一六三	二二七	一八一
合計	一〇二	一六三	二二七	一八一

費	授業料	歲出	
		臨時需用費	舍宅新築費
尋常	一家一人金三十錢	七七二,〇〇〇	六七五,八〇〇
高等	一家一人金七十錢	六七五,八〇〇	四五三,〇七六
合計	一家二人以上一人の外半額	一,四四七,八〇〇	一,一三〇,八七六

學科課程

小學校令及び小學校施行規則に準據せり

尋常科 修身、國語、算術、唱歌、體操、裁縫 (三、四女)
 高等科 修身、國語、算術、歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫 (女)

英語(三、四男)

監督官 理事官 三浦彌五郎
 管理者 民長 熊谷頼太郎
 校長 横山 彌三

教員
 正教員 一
 准教員 一
 代用教員 一
 合計 三
 女男男女男女

▲ 民國立庚子紀念京城幼稚園

明治三十三年三月京城居留民會に於て、同年五月十日我 皇太子殿下御婚儀に就き他の
獻納を停め 聖徳に對し奉るため御慶事紀念の幼稚園を創立することを議決し、同年七月
現今の地所を本願寺より借入れ家屋三十三坪を建築し、同年九月時の領事夫人三増友子を
園長に推し、保姆長谷川直子を大阪より聘して幼兒三十名を募集し、同年十月二十七日開
園の式を擧ぐ。

三十四年四月定員を五十名とし、同年十一月主任保姆京口貞子を東京より聘す。

三十五年三月保姆長谷川直子辭職せり、同年四月定員を八十名となす。

三十六年四月入園志願者非常に増加せしを以て増築の議を決し十月落成す依て定員を百
名となす。

三十九年三月園長三増友子辭職せり、同年四月定員を百二十名となす。

現今兒童百二十名(男六十一
女五十九)

保姆 一名 助手 三名

創立以來保育修了者

三十四年三月 十 名(男
女) 八名
二名

三十五年三月	十五名	男	七名
三十六年三月	二十五名	男	十七名
三十七年三月	三十八名	男	二十六名
三十八年三月	四十五名	男	二十五名
三十九年三月	三十一名	男	十八名
四十年三月	五十名	男	二十六名
合計	二百十四名	男	九十七名

▲京城女學校

明治三十六年七月十一日京城婦人會は高等小學卒業女生徒に教育を施さん事を決議し、
引續き同年十月三四の兩日間慈善會を幼稚園内に開き、金八百餘圓を得之を以て其の基金
とし、十一月七日幼稚園の一部を教室に充て、始めて授業を開始す、之を京城女學會と名
づけたり、其目的とする所は専ら實踐的にして女徳を研き女子に必要なる智識を授くるに
あり、三十七年四月にいたり、米國宣教師ターナー氏の同情により其の主宰する教會に屬
する家屋に教室を移したりしも、草創の際にて種々の困難に遭遇したりしが、遂に三十九

年四月三日之を當時の居留地學務委員たる中村再造、和田常市の二名に引渡し、同會は全く婦人會の手を離れたり、而して教室を京城小學校の一部に移し、京城女學校と改稱し、横山小學校長を校長とし之を主宰せしむ、當時小學校職員に高等師範學校卒業生にして、内地にありて女學教員たる資格ありし人ありければ教授を其人に托し、次いで補助教員一名を入れたり、經費は婦人會より譲り受たる金三百五十圓、統監府の補助金六百圓、民間よりの補助金一百二十圓及月謝を以て之に充てたり、教授の程度は簡易なる高等女學校に準據せり、明治四十年四月十三日修業證書授與式を舉行し、修業を第二級とし、新に生徒を募集し二個學級を編制す。

四十年より程度を改め純然たる高等女學程度としたり、更に職員の数を増し男五名女四名都合九名となり、生徒數一年十五名、二年四名にして、民間よりの補助費も三十九年度より一百二十圓を増加し、經費總預金一千八百十八圓の豫算にて之を支へ以て今日に至れり。

▲京城夜學校

京城夜學校は久しき以前より開校されしも、其後殆んど廢校に歸せしが、之が再興を協

議し、京城教育會にて引受け、夜學校開會の事に決し、同年五月一日より開校せり、教科目左の如し。

英語、經濟、法律、簿記、算術、地理、國語、韓語、外に修身一個月一回
初め入學生は第一學年に三十五名、第二學年に二十名、計五十五名ありしも其後大に其の數を減じ、學年末にいたり僅かに卒業二名一學年修業生九名を出せり。

本校は三十九年度に於て統監府より月額金三十圓、民間より三十圓の補助と、其他有志の寄附金及月謝とにより維持し來りたるが、四十年にいたり民間の補助金月額金三十圓は削除せられし爲め維持に多少の困難を感せり。

現在中等教育の階級に達せし男兒數

小學卒業後家庭にあるもの	現在小學在籍にして中等教育希望のもの	同上未定のもの	計						
三十六年度	三十七年度	三十八年度	三十九年度	四十年	四十一年	四十二年	四十三年度	四十四年度	四十五年
三	六	四	一三	一七	二九	三	一一		八五

現在中等教育の階級に達せし女兒數

小學校卒業後家庭にあるもの
現在小學在籍者にして中等教育希望のもの
同上未定のもの
三月末私立京城女學校生

三十六年度	三十七年度	三十八年度	三十九年度	四十年度	四十一年度	四十二年度	計
四	三	三	四	一七	二〇	三	三八
						八	
							三

韓國に於ける日本居留民は次第に増加するに従ひ、我宗教家の渡來を希望するもの多かりしが、明治二十三年東本願寺は別院を京城に設け、三十一年日蓮、淨土兩宗來り、三十九年に曹洞、眞言兩宗に次で耶蘇教徒來りて布教に従事せり、今左に京城居留民團役場の調査に係る各宗の沿革を擧ぐ。

各宗の沿革

東本願寺は二十三年七月初めて京城に別院を設け、布教の傍ら居留地の小學教育を主り、大に居留地小學教育創草時代に盡せり、三十年には京城教育會慈善團を設け、三十三年現在の場所に新築し移轉せり、三十八年本堂を新築し居留地の壯觀を増せり。

又別院は韓國宮中に特種關係を有し、三十年より我陛下の天牌と共に韓帝の天牌を奉安し、三十年四月韓帝より金二千圓下賜せられ、本堂の建築基金とせり、同年八月御禮として連枝攝光院渡韓、謁見の上阿彌陀木像一軀三部妙典一帙、并に緞子二卷等を獻上せり、三十三年十二月更に韓皇より金一千五百圓を下、同年月連枝超眞院渡韓參内謁

見せり、三十八年一月輪番井波潜彰を特に召されて謁見を賜ひ、眞宗の布教方針等に付き御下問ありたり、同年七月本堂新築費として更に二千八百圓を下賜され、又材木等を下賜され、本堂落成せしを以て三十九年十一月大韓本願阿彌陀寺の勅額を賜はり之を本堂に掲げたり、三十九年一月皇太子妃御婚儀と八月現皇帝の即位式、及び九月の立太子式には本山より特使を派して御祝儀申上げたり。

日蓮宗は明治三十一年の創立にして、立正山護國寺と稱せり、三十七年韓人教會を起し、又日語學校を設け、布教の傍韓人子弟の教育に従事せり。

淨土宗は明治三十一年十二月の創立にして、淨土宗開教院と稱せり、三十二年管長代理大僧正堀尾貫務來京韓皇に謁し、七寶燒等を獻納し、三十三年大僧都廣安眞隨開教使長として來京、先づ韓皇に謁見し宮中の歸依を乞ひ、爾後韓人布教に大に力を致せしが、今は専ら居留民の傳道に力を致せり。

曹洞宗は明治三十九年九の創立にして京城日韓禪寺と稱せり。

眞言宗は明治三十九年十月の創立にして、高野山光雲寺と稱せり、三十九年夏同宗の高僧釋雲照律師渡韓巡錫の際立ち寄り茲に法筵を開きしことあり。

耶穌教は明治三十七年五月二十二日の創立にして、日本メソヂスト京城基督教會と稱し、居留民開の傳道に従事せり、此他基督日本組合教會なるものも教會を設け、居留民間の傳道に従事せり。

(五) 商業

京城は韓國の首都にして政治の中心なるを以て仁川、釜山等の開港場の如く商業活潑ならず、日韓貿易の取引額頗る小規模にして、前記開港場に比し半額だに達せざる有様なるも近頃我居留民の發展と共に商業頓に勃興し、政治以外又見るに足るもの尠からず京城民團役場の調査に成る二十年以後の日韓貿易表、并に商業沿革なるものを掲ぐ、即ち左の如し。

京城日韓貿易輸出入歴年表

二十一年度	二五〇、〇八二	二十五年	一七八、四四九
二十二年度	五七五、九八七	二十六年	二四一、五〇三
二十三年度	七〇二、三八九	二十七年	八七八、六四六
二十四年度	四九〇、一七六	二十八年	七二〇、三四九
二十五年度	三二五、七六六	二十九年	六一八、六五三

三十一年度	六一八、二六六	三十五年	三、二五四、八九四
三十二年	六三〇、七〇七	三十六年	三、七六五、七八二
三十三年	一、二八六、〇〇六	三十七年	一〇、五五八、〇八八
三十四年	一、八二一、八七三	三十八年	一二、三三七、六四三
三十五年	三、七二五、六五六	三十九年	一八、二〇七、三三七

前表に據れば二十年以後の貿易額は次第に増加し、殊に日清、日露兩戰役を経て一層氣勢を添へたるの跡歴々として見るべく、今後我居留民の膨脹するに隨ひて商業界の前途洋々たるものあるべきは疑ふ可らざるなり、今民團役場の調査に依れば商業界の沿革左の如し。

商業の沿革

明治十八年我商民に公然居留開店するを許されて以後、我邦人の來りて商業を營むもの續々起り、居留民の大部分は商業を營み、居留民數の八九部までは商店なりしなり、彼等は或は韓政府に銅貨鑄造の原料なる銅を賣り込み、或は韓政府より開城産の人參を買ひ入るるを業とせるものありき、而も其多數は韓人に日本雜貨を賣り、韓人より牛皮砂金等を買入るるを以て業とせり、而も運輸交通の便は開けず、韓人は支那人の産物を嗜好して日本

雜貨と西洋雜貨には殊に趣味を有せず、只石油、燐寸、白金巾、砂糖、煙草の類以外には殆んど需用無かりしを以て商取引きも頗る小規模にして、之を仁川、釜山の如き開港場に比すれば貿易額半ばにも達せざりしなり、二十七年の日清戦役後清國商人の京城に於ける勢力の失墜して、我邦人の俄然として活躍せると、韓人の日本産物に對する趣味と需用の漸く増加するあり、頗る京城に於ける日韓貿易は發展し、貿易額は八十萬圓内外に達し、三十二年京仁鐵道開通して更に膨脹し百萬圓以上に達し、年々商業の殷盛を來し、遂に京釜鐵道開通と日露戦争の結果は更に京城の商業界に大發展を與へ、三十七年には一千百萬圓以上に達し而して今や京義鐵道も開通し、我邦人非常に増加し、京城に於ける日韓貿易は殆ど二千萬圓に達せんとしたり、之を仁川、釜山、元山の各開港場に於ける貿易に比すれば固より未だ及ばざること遠しと雖ども、由來單に首都日常の需用供給の商業地としての當地に於ける日韓貿易額とせば、寧ろ其異常の膨脹發展として之を賀せざるを得ず。

京城日本人商業會議所

明治二十一年二月二十四日柳武貞、中村再造の兩氏より京城日本人商業會議所組織の義を時の領事代理結城顯彦氏に向て建議し、領事の認可を得、茲に始めて我居留民の商業機

關の組織を見るに至れり、當時京城に居住して商業を營み居る者七十四人にして、而も進で會員となるを欲せず僅かに二十名内外に過ぎざりしなり、其後二十五年六月領事の認可を得て京城日本人の商業會議所と改稱し、組織を變更し大に面目を一新せり、而して本會議所の創立以來殆ど二十餘年間直接間接に日韓貿易上に與へたる便益は勿論、其他京釜鐵道敷設の勸誘を始めとして、交通に運輸に事荷も商工業に關する問題に付ては、或は其筋に建議請願し、或は社會の輿論に訴へ、或は自ら其衝に當り、幾多の障害を排し以て京城に於ける我商工業をして今日の發展を爲さしめたるが如きは、商業會議所の與りて力ありと云ふべし、尙目下該所一萬圓を投じて其建物の改築に着手せり。

京城居留地經濟界の金融關機としては、第一銀行、五十八銀行、十八銀行の三銀行あり、第一銀行は二十一年十月當地に出張店を開き、爾來今日に至れり、第五十八銀行は二十八年十二月出張所を設け、十八銀行は三十八年八月出張所を開設せり。

(六) 衛生

由來韓人は衛生思想皆無にして殆んど之に對しての設備なく、何事も自然に委し去りたるを以て、二十萬を包含する韓城一の病院を見ず、唯街頭神農遺業と稱する漢法醫あるの

み、然るに同地は前記の如く不潔極る場所柄なるに拘らず、毎年悪しき流行病なく、韓人は常に之に慣れ居るを以て衛生の思想に乏しく、之が必要を認め居らざるもの、如し、之れ空氣の乾燥の爲め黴菌の發生を防禦するにあらざるかと説くものあり、或はざる作用に依るものと思はる、我が邦人が一たび同地に居留するや、經濟の許す限り避病院を設け衛生醫を囑託し、及ぶ丈之が豫防に努めたると同時に、漢城病院なるものを設立し、年々歳出六萬八千圓の特別會計として衛生機關に投せり、尙私立漢城社に對し一箇月若干の下附金を與へ、糞尿汲取其他汚物掃除の監督を爲し、又傳染病豫防費、屠獸検査費として若干の支出を計上せり、今京城民團役場調査に係る漢城病院の沿革左の如し。

漢城病院の沿革

漢城病院は、二十八年韓國の衛生顧問として來韓せし醫學士瀨脇壽雄氏居留地に完全なる病院の無きを憂ひ、明洞に在る韓人所有の土地家屋を買ひ入れ（今の明治町漢城病院所在地）此に私立病院を起し、日韓兩國民の治療を爲したるに起因せり、氏は開院後數箇月にして已む無き事情に接し歸朝し、一時廢院の姿に陥れり、二十九年四月に至り海軍軍令部海軍大軍醫鈴木裕三氏は海軍省の補助を受け、安田穰なる名義にて入京瀨脇の跡を引き

受けて開院し、京城内外人より九百圓の寄金を得之を施療の資金として韓人に施療し、大に韓人を懷柔せり、三十一年十二月京城婦人會は慈善市を開き、其收益金三百圓を病院に寄附し、其寄附を以て手術室一棟を増築せり、三十二年鈴木大軍醫歸朝し、公使館附醫官海軍大軍醫隱岐敬次郎來りて院長となり大に院務を圖れり、三十三年七月篤志家の寄附金を得て日本風及び西洋風の病室を増築し、専ら經營に従事せり、三十四年四月韓皇は其事業を嘉みし、金三百圓を下賜されたり、三十四年十二月隱岐大軍醫歸朝し、海軍大軍醫和田八千穂公使館醫官として來任し、隱岐大軍醫の後を襲ふて院長となり、大に院務の發展改良を圖り内外の信賴を深からしめたり、三十六年六月故の内務院卿李容翊入院し重病頓に回復したれば深く感謝の念を起し、金二千圓を維持基金として寄贈せり、三十八年三月居留民の希望に依り林公使は漢城病院と特殊の關係ある海軍省の同意を得て、漢城病院凡ての財産を附して之を居留地に下附し、此に漢城病院は京城居留地の公立病院となり、更に増築を施し、堂々たる一大病院となりたり、六月海軍大軍醫醫學士雨宮星七郎副院長として來任し、十二月に工藤武城産科婦人科部長として來任せり。

明治三十九年和田院長辭任、同年同月雨宮副院長代理任命、同年十一月雨宮院長代

理辭任、同年同月工藤婦人科部長院長代理に任命、同年十二月民團立となりしに依り工藤院長代理事務を引継ぎ、同時に代理を解く、同年十月醫學士中山正道院長に任命、同十年六月依願解職、同年同月工藤婦人科部長院長代理任命、同年八月工藤院長代理を解く、同年同月醫學博士能勢靜太院長として來任せり。

- 一 内科
- 一 外科
- 一 眼科
- 一 耳鼻咽喉科
- 一 婦人科
- 一 齒科
- 一 附屬青坡病院傳染病室
- 一 新町分院健康診斷所

(七) 社會事業

▲日本赤十字社韓委員部

- 一 明治三十九年十一月日本赤十字社韓國委員部規則を改正し、委員本部を統監府内に置き、支部を理事廳内に置き、委員總長は統監府總務長官にして、支部委員長は理事廳理事官なり。
- 一 韓國に於て天災救護實施の場合は必要に應じ、管内在留の本社救護員を使用するの定めあり。

一 現在社員數日韓人其他外國人を併せ凡そ六千六百五十八人あり。

▲愛國婦人會京城支部

一 愛國婦人會京城支部は奥村五百子三十八年渡韓の際、京城の婦人の重なるものを集め之が設置に就て協議せしも未だ確乎たる成立を見ざりしが、明治三十九年十一月京城に於て愛國婦人會韓國支部發會式を舉行し、次で規則改正の結果本部を統監府所在地に置き、委員部を理事廳所在地に置き、支部長は統監府總務長官夫人にして、委員部長は理事官夫人なり、其會務は駐劄軍隊及日韓傷病兵の慰問看護、並に日韓婦人間の交際等に務めつゝあり、又其會員は各管内會目現在數は凡そ千五百名あり。

▲京城婦人會

本會明治三十年六月の創設に係り、其主旨とする所は會員相互の親睦を敦ふし智識を交換し風紀を維持し、慈善事業に努むるを以て目的とす、會員の數は僅に五十名内外に過ぎざるも、居留地婦人の重なるものゝ集合なるを以て比較的活動を爲し、居留地各種の慈善公共の方面に周旋する所多し。

▲京城教社

明治三十年に初めて起り、本部を本願寺別院内に置く、現今會員の數百餘名貯蓄金六百圓重に行路病者の收容を以て目的とす。

第二 平壤

(一) 位置、地勢

平壤は京城以北に於ける韓國第一の大都邑にして、六大江の一なる大同江の右岸に臨み、頗る要勝の地を占む、此れを軍事上より見商業上より見て最も樞要の地となす、決して故なきに非らず、南京城へ五十里、北義州へ五十三里、東元山港へ五十二里、西鎮南浦港へ十六里、韓國唯一の縦貫鐵道たる京義線は市街の西端に沿ふて南北に走り、運輸交通の便頗る可なり。

(二) 運輸、交通

京義線の開通によりて多少の價値を減したりとするも、大同江の平壤に於ける關係は頗る重大なるものあり、江口の良港たる鎮南浦と相距る三十七哩、此の間二三ヶ所の淺瀬ありて干潮の際には大船巨船の航行自由ならずと雖ども、三里の下流なる萬景岱迄は優に相當の船舶を入るゝに足る、殊に鎮南浦との間には青木組の取扱にかゝる小蒸汽船數隻あり

て日々往復しつゝ、あれば何等不便を感ずる事あらず、唯滿潮によりて出入するが故に時間の一定せざるは頗る不便ならずとせず、京義線は内地の鐵道と連絡したる以來一層の便利を増し、旅客の往來、貨物の輸送毫も遺憾なしと云ふべし、左に平壤驛發着の時間表を掲げん。

北行	平壤	肅川	新安州	嶺南	定州	郭山	宜川	車里	白馬	新義州
發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	着
午前六時	午前七時四十分	午前八時四十五分	午前九時十二分	午前十時三十分	午前十時五十四分	午前十一時四十六分	午後一時二十九分	午後一時五十六分	午後二時三十三分	
				午後三時四十分						
	午前十一時	午後一時十五分	午後二時四十分	午後二時四十分	午後三時四十分	午後七時十五分	午後七時十五分	午後七時十五分	午後七時十五分	
		午後五時七十分	午後五時五十六分	午後六時十七分	午後七時十五分	午後七時十五分	午後八時十七分	午後八時五十分	午後九時五十九分	
										午後十時卅分

午前六時發の列車は平壤新義州間の普通列車にして、午前十一時發は定州泊り、午後三時

四十分發は釜山よりの急行列車なり。

南行

平壤	黃州	沙里院	新幕	開城	龍山	南大門
發	發	發	發	發	發	着
午前七時五十分	午前九時十八分	午前十時八分	午後十二時卅二分	午後三時五十五分	午後六時四十二分	午後六時四十九分
午後二時二分	午後三時十四分	午後三時五十四分	午後五時廿五分	午後八時八分	午後十時十五分	午後十時廿分
午後五時卅分	午後七時廿七分	午後七時四十八分	午後九時卅分			

午前七時五十分發は普通列車、後二時二分發は新義州發急行にして、釜山に直行するも、の後五時三十分のは新幕止りなり。

此の如く水陸の交通完備せるが故に滿洲との連絡は安奉鐵道により、黃海との連絡は鎮南浦を経て郵船、商船各會社の汽船によりて保たれ居れり、尙ほ目下計畫中なる鎮南浦の築港問題にして決定し、之に加ふるに平壤と鎮南浦とを連結すべき平南鐵道にして竣工せば、兩地の交通は一層の便利を加へて益々黃海方面の關係をして密接せしむるに至るべし、

又平壤と元山港を結び付くる處の平元鐵道は今日に於て譬へ急速に布設するは經濟界の事情許す能はざる所なりとするも、近き將來に於ては是非とも此の橫貫鐵道を布設せざるべからざるは識者の一齊に認むる處にして、此が竣工の曉に至れば日本海を通じて我が裏日本との關係をして益々深からしむるに至るべし、平壤が交通の點に於て優勝の位置に立てるは此が爲めなり、更に平安南道に於ける平壤としての交通如何を檢すれば、此れ亦極めて重要なる交通路に立てり、平壤の商業範圍は平壤を中心として四方三十里に跨る此の、間汽車沿線を除けば道路、橋梁等頗る不完全にして交通多少困難なりと雖とも、牛馬の往來に差支あるが如き所は少なく、殊に近來は道路も次第に改修されつゝあれば漸を追ふて益々見るべきものあるに至らん、之を要するに平壤は何れの方面より見るも交通甚だ便利にして、將來に於ては一層有望の場所たるべきは疑なき所なりとす。

(三) 沿革

平壤の開市場となりたるは明治三十一年なり、是より先き我駐韓公使は日韓暫定合同條約の精神に基き屢次平壤開市の急務を勸告し、且つ一日も其速かならん事を促したれども韓廷は言を左右に托して容易に此れに應せず、困難なる交渉の結果漸く卅一年五月廿六日

勅令を以て群山、馬山、城津の開港と共に平壤を開市場とする旨を公布したり、此を以て我政府は領事分館を置く事となり、外務書記生新庄順貞分館主任に任せられ、翌卅二年八月十日を以て着任し、直に開館式を挙げたり、此の時に於ける我邦人の数は僅に百人内外にして、今の大同門通りと大同江岸の二箇所に點在し居たり、當時我邦人の數此の如く寡少なりしは時勢已むを得ざりしものと云へ、由來平壤の韓人は排外思想甚熾にして、廿七八年戦争以前には我邦人は一步も足を城内に入るゝ事能はざりし有様にして、漸く戦争以後韓人の思想一變するに從て日韓貿易に着眼する我商人の入り込めるものあるに至りたり、然れども此の時に於ける日韓の關係は未だ我邦人を勝手の運びに至らず、加ふるに交通頗る不便にして平壤の名は僅かに原田重吉の玄武門破りによりて知られたる位にて、全く其眞相價値は世間に認められざりし、故に卅二年の開館後と雖ども邦人増加の度は實に微々として見るべきものなく、牛歩的發展とも評すべき有様なりしが、卅七八年戦役以後に至り全く舊時の面目を一新して大なる平壤を現出するに至れり、試に卅三年以來の戸口數を掲げて其跡を示さん。

平壤在留本邦人戸口表

年次	戸數	人口
明治卅三年六月	五二	一五二
明治卅四年六月	五八	一七四
明治卅五年六月	六三	二一一
明治卅六年六月	八五	三八四
明治卅七年一月	九〇	三〇三
明治卅八年十二月	五九二	二〇六四
明治卅九年十二月	一、四四三	四、五三〇
明治四十年十二月	七、七八三	六、一七四

此の表を見れば卅三年より卅七年一月即ち日露戦争迄は、如何に發展の遅々たりしかは一目瞭然たるなり、詳言すれば卅二年の開市當時に於て百人内外なりしもの卅七年に至る五年間に僅かに二百餘人の増加を見たのみ、吾人が此間の發展を以て牛歩的なりしと云ふ決して酷評に非らざるなり、然かも一たび日露戦争となるや我邦人の入込むの日に月に増加し、卅八年に至りては殆んど十倍するの有様を示せり、此れ固より日韓關係の一變したるに基因するもの多からんも、京義線の開通となりて交通の便大に加はり、此時迄世間に忘れられたりし此の重地が俄に軍事上、商業上樞要の地として一般人士に認識された

るに因る事も亦其一大原因たらずとせず、更に左の二表によりて如何に此の増加の劇甚なりしかを證すべし。

平壤小學校生徒數年表

年 度	尋 常 科	高 等 科	合 計
明治六年	一〇	—	一〇
明治七年	一八	—	一八
明治八年	二〇	—	二〇
明治九年	七七	—	七七
明治十年	一七六	六九	二四五
明治十一年	三六一	四一	四〇二

即ち卅七年に十九人なりしもの卅九年に至り平壤が戰時狀態を脱するや俄に増加して百〇七人となり、殆んど十倍の増加を示せり、如何に此時に於ける我邦人増加の劇甚なりしかは略想像するに難からざるなり。

平壤居留民團豫算表

年 度	入 歳	出 歳
明治卅二年	四四二	四三二

年 度	入 歳	出 歳
明治三年	八七五	八四六
明治四年	七四二	七三七
明治五年	一〇五七	一〇五二
明治六年	一四八八	一四一三
明治七年	一六八八	一九九八
明治八年	二五〇六六	一四、九一四
明治九年	四〇六六八	三八、六六八
明治十年	四〇〇一〇	三八、〇一〇
明治十一年	四〇六一〇	三七、六〇九

三十七年の歳入千六百八十八圓なりしもの翌三十八年に至りては二萬五千〇六十六圓となり、一萬三千圓餘の増加を示せり、豈に驚くべき増加に非らずや、然かも此際迄は未だ全く戰時狀態を脱せず、我邦人の入り込むの日々幾百人の多きに及ぶも一々民團役所に居住の届出を爲すに非らず、殊に下等勞働者に至りては此が届出を怠りたる傾向あれば前に掲げたる統計上の人口より餘程多數なりし事は毫も疑を挾むの餘地なし、斯る有様にて從來は城内にのみ我邦人は開業したれど、遂に家屋の拂底を來たし韓人の家屋を放賣するもの極めて少なく、家賃亦非常に暴騰したれば裏小路の韓人と雜居するの已むなきに至り、

憲に溢れて南門外に出づるの有様となれり、此の時に當り岡部子爵、片倉組等の有力者は南門外一帯の畑地を買収して此處に新市街を形成するの計畫を立て、遂に今日の如き純然たる日本風の市街を建設するに至れるなり、然るに三十八年後より今日に至る戸口其他の統計を按ずれば、極めて秩序的に發展せるの傾あるは大に悦ぶべきの現象と云はざるべからず、唯三十七年より三十八年に至る一年間に多大なる人口の増加を來したるは軍隊の需用を目的とし、若くは朝鮮流行熱に浮されて渡韓せるもの多かりし爲めにして、戦局平和に歸して人心冷却し輕舉妄動の徒次第に其數を減せるよりして、人口増加の度は從來に比して甚しからず、殊に昨年以來一般經濟界の不振よりして平壤も亦其影響を受けたれば、十分の目的を有するものに非ざれば渡來するもの稀なるに至れり、此れを單に數の上より論ずれば頗る遺憾なき能はざれど、着實にして根底ある我邦人の渡來は無目的無方針なる連中に比して其數の少なきに係はらず、大に歓迎せざるべからざる事情あるを知れば、決して悲觀するを要せず、寧ろ無秩序なる一時的の膨脹に比して、今日の如き徐々發展の域に進める秩序的膨脹を悦ばざるべからず。

此を要するに平壤に我邦人の入り込めるは日清戦争の賜物にして、日露戦争の結果によ

りて一大膨脹を爲し以て今日に至れるものと言ふを至當なりとす、唯此の間に於ける我邦人が苦心慘憺拮据經營牢手として抜くべからざる根底を築き、膨脹的大和民族の急先鋒として大なる平壤市を建設せるの功に至りては永く史に傳ふべきもの、單に此を戦争の賜物、國際關係に歸するが如きは謬論なり、偏見なり、深く慎まざるべからず。

吾人は簡単に平壤の既往を叙したり、此れより更に現在の平壤を叙するは順序なるべし平壤現在の戸口は左の如し。

戸	男	女	合	計
一、八八四	四、一〇八	二、五九九	六、七〇七	

(明治四十一年九月末調査)

此を昨四十年十二月の戸口に比すれば、戸數に於て一〇一、人口に於て五三三の増加を示せり、一般經濟界の影響と暴徒の影響とを受けて商況頗る不振を極め、不景氣の聲常に絶へずと雖ども、斯の如く漸次戸口の増加を示せるを見る時は一方に於て如何に平壤が漸を追ふて發展しつつあるかは知るに難からず、殊に以上の戸口の如き責任ある官衙の調査なれども、平壤は日韓人の雜居の姿なれば精密なる調査を爲す事頗る困難にて餘程の調査

漏れあるは疑なく、殆んど現在に於ては一萬に近き人口を有するものと見て差支なかるべし、然かも此外に第六師團歩兵第二十三聯隊の駐在せるあり、固より各地に分遣せるも第十一族團司令部あり、第二十三聯隊本部あり、大部の守備兵を有すれば數に於ては餘程の多數なり、されば普通居留官民と守備隊のみを以てするも平壤現在の發展は大なるものなり殊に平壤は韓國に於ける要地なるが故に、韓國側の官公署頗る多く、多數の本邦官吏あり間接に邦人の發展に資する所甚大なるものあり、今試に重なる日韓兩國の官公署及長官の姓名を列擧すべし。

平壤理事廳	理事官 菊池武一	平壤居留民團役所	民團長 大庭貫一
平安南道觀察道	觀察使 李 軫 鎔	警察署	署長 向田幸藏
平壤郵便局	局長 横山菊次郎	財務監督局	局長 矢野久三郎
財務署	署長 金 漢 彰	平壤鑛業所	所長 林文太郎
平壤水道局出張所	所長 兩角熊雄	鐵道管理局出張所	所長 小 城 齊
平壤控隊院	院長 永 島 殿	地方裁判所	所長 元木直一
勸業模範場出張所	所長 花井藤一郎	歩兵第十一旅團司令部	香川少將
歩兵第二十三聯隊本部	橋本大佐		

更に學校には居留民團立高等尋常小學校あり、韓國側には公立普通學校、官立平壤日語學

校あり、金融機關としては第一銀行支店、第五十八銀行平壤出張所、韓國側には平安農工銀行、金融組合、手形組合等あり、其他病院には公立同仁醫院及び私立の病院七八あり、宿屋料理店等一として社會有要の機關は具備せざるはなく、平壤停車場と新市街との間には人車鐵道あり、交通の便を謀り居れり。

更に韓人の戸口は本年六月末の調査によれば、戸數四千二百九十、人口一萬六千三百九十四人を有し、韓國第二の都會なるたけ商業も頗る繁昌しつゝあり、然して韓人は總べて城内に住し、邦人は新市街の外城内の樞區とも稱すべき大同門通り南門通り須磨通り江岸通りに在り、益々膨脹の地歩を固め更に停車場方面に向て發展しつゝあり、固より今日の情態を以てすれば急には言ひ難けれど將來は新市街より停車場に通ずる大路に沿ふて日本市街連絡し、更に兵營方面にも發展するに至るべし、平壤は韓國各地の開港場と異なり四方廣潤なる平野を有すれば、我邦人が如何に増加するも發展の地區に窮するが如き事なきは勿論なり、平壤停車場が夥しき敷地を有して目下民團役所の手を経て希望者に敷地内の土地を貸附けんとしてあるも、其真意知るべきに非らずや。

(四) 商業

平壤の開市場となりし以來茲に十年、此間の商業貿易は長足の進歩を遂げたりと雖とも仔細に此を觀すれば幾多の消長、變遷なきに非らず、然かも平壤に於ける日韓貿易の端緒は日清戦争後に於て直に開かれたり、即ち開市以前に於て開かれたるが故に順序として此が概況を述ぶるの要あるべし。

前述の如く我邦人の平壤に入り込めるは日清戦争當時なりし、此時の邦人は重に軍隊に附隨し來れるが故に、軍隊の集散によりて集散するの有様にて固より一定の根據を有せず又日韓貿易と云へるが如き着實なる思想を有せず、全く一時的の商人のみなりしも、其後此の戦争の爲め平壤が一般に公開されたるより、日韓貿易に志ある大阪の商人、及び京仁の商人等支店、又は出張店を設置するに至れり、即ち向山商店、五百井清、五百井長、松村商店、林商店、馬木商店等其重なるものなり、輸入品の重なるものは金巾、紡績木綿、生平布、廣東布、甲斐絹、寒冷紗、白絹、紅金巾、綸子、紡績絲、和金巾、石油、燐寸、染粉、カンテラ等にして、輸出品にありては大豆、小豆、牛皮、米、砂金、生蠶等なり、今試みに二十八年四月より九月に至る六箇月間の重要輸出入品の總額を示せば左の如し。

重要輸出品價格表 (自明治二十八年四月至明治二十八年九月)

大豆	九、九七四・五五五 ^円	米	二五、〇〇〇・〇〇〇 ^円
小豆	四、〇七八・四八〇	生	一四〇・六六四
牛皮	四、二八三・一八一	蠟	

重要輸入品價格表 (自明治二十八年四月至明治二十八年九月)

金巾	五、五五八・〇〇〇 ^円	紡績絲	五、九二九・〇〇〇 ^円
紡績木綿	四、三九六・一〇〇	和金巾	五、二四〇・〇〇〇
廣東布	一、八八〇・〇〇〇	燐寸	五、二八七・九九〇
寒冷紗	三、六四二・一四〇	石油	八、三九六・八五五
白絹	三、〇五六・七九二	染粉	一、四五〇・〇〇〇
紅金巾	三、八七〇・〇〇〇	カンテラ	一、〇三七・〇一八
綸子	一、三七二・〇〇〇		

固より其格微々たりと雖ども、戦争の後を受けて直に日韓貿易に従事せる際とすれば寧ろ其好結果に驚かざるを得ず、殊に此時の商業は我邦人の同士喰に非らずして日韓貿易が主體たりし情況にありしは大に快哉を叫ばざるを得ず。

尙ほ輸入品の重なるものに就て其價格を示せば、

金巾義源一疋	五、五〇〇 ^円	同	小	廉	四、六〇〇 ^円
--------	--------------------	---	---	---	--------------------

金巾新義源	三九四〇	木	一・二〇〇
同 二番鷹	四・三〇〇	石	三六〇〇
甲斐絹	五・〇〇〇	白	二九〇〇
紅金巾	三・三〇〇	絹	

にして輸出品の重なるものは左の如し。

砂金	四五〇〇〇	玄米	五・四〇〇
大豆	三・〇〇〇	牛皮	二四・〇〇〇
白米	六・〇〇〇	皮百斤	

十年前を以て此を今日に比するに固より當を得ざれども、輸出入品の價格の如き實に思半に過ぎるものあらん、要之平壤の商業は斯る幼稚なる日韓貿易に始まり、幾多の年月を閱して以て今日に至れるなり、今左に貿易の統計を示さん。

貿易年表

年次	輸入	輸出	年次	輸入	輸出
明治卅二年	三七八〇一七	五〇七、七六六	明治卅五年	四二四、七五九	四八九、二〇三
明治卅三年	五九一〇三八	二六八、六〇八	明治卅六年	六二七、五七一	四八五、六二〇
明治卅四年	五〇六、六六二	三三七、四四二	明治卅七年	一五九六、三二二	六〇〇、三二七

明治卅八年	一、七二八、八六一	五七〇、七六三	明治四十年	二、九五三、七八〇	四〇九、二九〇
明治卅九年	一、八九三、六三四	九〇三、五六八			

卅二年の開市當時より卅六年に至る四年間の輸入は三十七萬八千七百七圓より六十二萬七千五百七十一圓に飛べるだけにて未だ二倍に達せず、此れ我邦人の増加少なきと、一は以て我商權の不振を見るべし、輸出は三十二年に於て五十萬圓を越へたるもの、卅六年には反て減じて四十八萬五千圓となり、三十三年の如きは僅に二十六萬圓餘にして其半に過ぎず、卅四年も亦僅に三十三萬餘圓を示せり、輸入に於て増加する程増加せずとするも年を追ふて漸次増加すべきは理の當然なるべきに、反て奇なる現象を示せるもの蓋其原因なくんばあらず、即ち三十三年には北清事件の影嚮を受け、韓廷も北境の守備として鎮衛隊を義州以東の鴨綠江岸に派するの有様にて、風聲鶴唳に驚く韓人の常として種々の風説西より東に傳はり人心恟々たり、我邦人亦多少風雲の急なるよりして警戒を加へたる結果は僅に前年の半額を輸出し得たるのみ、然かも越へて四十年に至りても僅に四十萬九千圓餘を出せるが如き本邦に於ける相場と地方に於ける暴徒蜂起の影嚮と見て差支なかるべし、輸入の年を追ふて人口の増加するに比例し、次第に増加を示しつつあるに比し、輸出が斯

る數字を示せるは決して悦ぶべき現象に非らず、輸入の増加に伴ふて増加するに非ざれば日韓貿易としては甚だ心細き感あるなり、輸入が毎年増加しつつあるは一方我邦人の増加によりて邦人の需用品年々其額を増せるに基因するもの多く、大體より見る時は増額の度に比例して韓人の需用品増加し、供給の區域擴張したるには非らず、固より需用品の重なる石油、金巾、紡績絲、燐寸、陶器、其他の雜貨類が從來に比し、より多くの韓人に使用され、より多くの區域に擴張されたるには相違なからんも、未だ以て充分なりと爲すに足らず、市中を往來して邦人の各商店の營業品を一瞥するも略々想像するに難からず、即ち新市街は總べて純然たる日本風の市街にして一人の韓人の雜居するなく、道路廣く街區清潔にして見るからに心地良けれど、店頭に陳列せる商品は總べて此れ日本人相手の商品ならざるはなし、單に新市街に於て然るのみに非らず、舊城内の商店も大部分は亦同様の有様なり、此れ即ち一萬に近き我邦人は同土喰ひを爲しつゝある證左なり、此を或方面より觀察すれば決して好みすべき經濟状態と言ふを得ず、韓人貿易に従事するものは多く三十二年の開市當時より開業せるものにして、多くは城内大同門通りに在り、齋藤商店、伊藤商店、河野支店、板倉商店、新井支店等其重なるものにして、相當の資産を有し、韓人

の信用厚く根底頗る堅きものあるものなり、吾人は彼等商人を以て一方を貶黜し、一方を賞揚せんとするものには非ざれども、可成速に邦人同志喰ひより離れて根底ある基礎の上に立ち彼我貿易の實を擧げん事に務めざるべからず、殊に一昨年の時局變化より以來暴徒蜂起して排日思想韓人の間に熾なれば、我邦人の内地行商の如きは絶対に不可能となり居れり、此等は政治上の變動より來れる問題なれば急に常態に復せしむるに困難ならんも、一時も早く鎮壓するに非ざれば我邦人の蒙る損害は多大なるものあるべし。

更に最近の商況を知るに便せんが爲め左の表を掲ぐ、

明治四十一年 自一月 至六月 上半期平壤輸入品表

品目	鎮南浦經由	保稅貨物	汽車輸入	合計
小麦粉	二,二九〇	九八二〇	四,〇六八	一三,一〇〇
穀粉及澱粉	七三六			四,八〇四
食鹽	三四,三二五			三四,三二五
醬油	一,〇五五	三三五	四九五	一,八七五
生乾果	二,八八八		三,六一五	六,五〇三
清酒	五,五八六	七,五三九	九,六四五	二二,七七〇

(521) 新撰韓國事情

時	賣	鋪	麵	乾	屠	鳥	菓	陶	度	吳	荒	金	材	薪	新	賣	職
計	藥	詰	麵	物	牛	獸	魚	子	器	衡	服	物	物	木	炭	貨	易
商	商	業	造	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	業
五	一	一	一	八	一	三	六	五	八	三	一	四	七	四	三	八	員
石	左	建	麵	染	土	煉	石	木	大	鍛	醬	精	古	傘	書	職	
工	官	具	製	物	木	瓦	油	挽	工	冶	酒	米	物	履	籍	業	
職	職	職	業	職	業	製	商	職	職	職	造	商	商	商	商	業	
五	六	四	一	一	三	一	三	一	一	三	一	五	九	四	五	員	
人	裁	鐵	家	打	煙	煙	ラ	豆	穀	小	獸	產	齒	桶	べ	職	
力	縫	工	具	綿	草	草	ム	腐	物	間			科		ン	力	
車	職	場	業	小	製	製	ネ	葛	物	物					キ	業	
九	一	一	一	一	一	三	一	三	五	八	一	一	四	五	二	員	
三	〇	一	一	一	一	三	一	三	五	八	一	一	四	五	二	八	

新撰韓國事情 (520)

木	雞	砂	醬	味	食	麥	小	大	白	品
炭	卵	糖	油	噌	鹽	粉	豆	豆	米	目
十	十	一	一	一	一	一	一	一	上	數
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	中	量
目	個	斤	升	目	升	袋	升	升	下	價
七	一	一	四	五	二	七	一	一	一	格
〇	八	三	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	品
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	目
	麥	日	杉	松	石	半	打	紡	洋	燐
	本									石
										品
										目
	酒	酒	材	材	炭	紙	綿	絲	巾	寸
	一	一	尺	一	一	一	一	一	一	一
	升	升	才	噸	上	斤	九	疋	袋	一
	打	上	才	噸	上	斤	九	疋	袋	一
										量
										價
	二	五	七	八	一	二	五	六	二	格
	七	五	五	〇	六	五	五	四	三	〇
	五	〇	七	〇	五	〇	〇	〇	五	〇
	〇	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

是を前年度の同期に比すれば輸入に於ては六十二萬圓餘の減少を示し、輸出に於て僅に三萬餘圓の増加を示せるに過ぎず、未だ以て貿易の進境を證するに足らざる也。

明治四十一年六月末平壤重要品價格表

(明治四十一年四月一日現在)

交通の題下に述べたる如く今日に於て既に平壤は軍事上、商業上極めて樞要なる位置に
 立てり、加ふるに平南鐵道、平元鐵道布設の曉に至りて黃海と日本海との聯絡を完全なら
 しめ、且つ安奉鐵道改修せられて歐亞の交通遺憾なきに至らば、旅客の往來、貨物の集散
 實に驚くべきものあるべく、平壤の將來は發展せざらんと欲するも得べからざるなり、更
 に眼を轉すれば市の東里餘に無盡藏の有名なる無煙炭あり、洋々たる大同江の清流の以て
 水力電氣事業を起すに足るあり、工業の發達を見るも遠き將來に非ざるべし、或は煙草の
 培養、養蠶柞蠶の飼育、農事の改良等着實なる事業亦甚だ多し、平壤の將來は斯の如くし
 て多望なり多端なり、現下の商業不振を以て將來を卜するが如きは未だ一を知て二を知ら
 ざる者の論也、吾人は與せず、吾人は再び繰り返さん平壤の將來は既に今日に於て充分發
 展すべき運命を握れりと。

余は昨年初夏平壤に赴き舊城を觀て箕子廟に詣り當時左の紀行を舛せり、茲に掲げて聊か同地の勝景を紹介す、
 平壤は韓國の舊都にして箕子及高句麗氏の據りたる所なり、古來勝蹟に富み、且つ二十七八年戰役を經て其名益々彰
 はる、余は月の十九日京城より新義州に至るの途次、平壤に下車し土地の案内者を備ふて舊城跡を觀る、城は北大城
 山を負ひ、南大同江に臨みて頗る要害の地たり、余は地圖を按じ案内者の説明を聽きつ、一丘岡に登る、丘上二十七

(五) 平壤の將來

印	廣	貸	旅	荷	倉	醫	船	渡	馭	人	馬	石	銀	提	辯
刷	告	取	人	馬	庫	船	業	業	者	者	子	車	業	行	職
業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
三	一	一	三	三	一	一	九	一	一	一	一〇	六	一	二	三
同	用	人	人	荷	幫	舞	甲	遊	火	遊	劇	入	貸	鍼	彫
漕	達	車	夫	受	受	料	種	藝	葬	戲	齒	葬	灸	刻	眞
業	業	道	業	業	業	業	子	屋	匠	業	場	場	師	業	術
二	五	一	二	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	四	五
酌	乙	甲	飲	乙	點	髮	理	湯	洗	漁	捲	周	給	代	仲
種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種
藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝	藝
婦	妓	妓	店	屋	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
一	八	五	二	二	二	三	三	一	二	一	二	二	八	四	四
三〇	八	八	七	七	三	三	一	二	一	二	二	八	四	四	二

八年戰役者の忠魂碑あり、一株の老松哀れげに立てり、夫れより更に山を越へ橋を渉りて懸崖の處に達す、亭ありて密臺四虛亭と稱す、眺望極めて好く、大同江の清流溶々として緩く其下を遡り、浮舟樓、鏡臺島相映帶し、丹清清潭を澄して其光景いよばかりなく、真に一幅の畫圖を展べたるが如し、余は覺へず快哉と呼ぶ數回、其前風に突元として臺立せるものは日清戰役に著名なる牡丹臺にして中腹に一小門あり、之れを原田某が先登の功名を博したる玄武門なり、門は城壁の連亘せる所に在りて一見瓦石を疊立たる一孔穴たるに過ぎず、若し日清戰役に於ける歴史なくんば何人も一顧するものなけん、案内者は頗りに當時の戰狀を語りて玄武門より牡丹臺を攀んと、勸めたるも、余は四虛亭より之を望見して可なりとし、敢て應ぜず、暫らく殘壘の跡に踞して尙展望を恣にす、西南は一帶の松林を隔て、遠く茫漠たる平野に連り田畦千里漚りなし、其れより案内者を先導に四虛亭を出で城壁の破壊せる空際を俯仰して下り、城後の野徑に沿ひ松林を繞りて西丘の鬼山と稱する所に出づ、幾株の老松蒼蒼として畫尙暗く、其間丹臺の一殿宇あり箕子を祀る風致極めて清雅にして莊嚴、余は之に對して覺へず稜を正ふす、中に白衣の童子あり、余を殿後の陵に導く乃ち石階を上りて一殿高き處に至れば、一甚絶形の礪石を楯へ箕子陵と書す、其側に笏を持する文官的の石像(即ち我國の大大臣とも稱すべきもの)と横臥したる石棺を四方に並べ其前に四箇瓶形の楕圓石にて支へたる蓋板型の四角石を置き、一而白妙を以て敷詰め、階々楚々として靴跡を印するに忍びず、余は直に靴を脱して上り、先づ陵前に佇立する暫時、礪石石面新らしく字形古雅ならず、想ふに近人の建てたるものならん、然し側面の矢大臣の石像は何となく神々しく、苔痕深く落し、塵ろに往時を憶はしむ、余白銅貨五錢を童子に與へて殿宇を去り、石階を下りて廟門に出づ、茲には平安道國觀察使の碑文其他二三の石碑建てたる、案内者は頗りに説明すれども余は別に之を聴くの必要なしとして歩を進めて廟みず、又谿谷を渉る數丁、城壁の下を沿ふて七尾門に出づ、門は内城四門の一と稱せられ三十七八年戰役黒木軍の先登斥候兵が露兵と衝突したる所にして玄武門と共に其名著し、之れより再び前路に出で

魂碑の下を過ぎて觀察府の側より車を雇ふて新市街の旅館に歸る。

平壤雜詩

玄武門荒草莽蒼。牡丹臺下土花香。頽牆殘壘依然在。都是當年血戰場。
細波蕩漾白鷗眠。楊柳枝長堪繫船。暮靄蒼蒼從江而暗。大同門外水如烟。
石壇高處小盆眠。俗氣不侵隔世緣。頼有一株老松在。護呵靈廟幾千年。

第三 開城

(一) 地勢、位置

開城は高麗朝四百七十年間の帝都にして、一に松都と稱す、京畿道開城郡に在り、京城の西北十六里に位し、京義線に於ける大都會なり、松嶽山魏々として其西北に聳へ、東南は稍々平坦にして處々に丘陵起伏せるを見る、一川あり南より來りて府城の外廓を繞れり、其城廓は高さ五間餘の石垣を廻らし、四方に樓門の設けあり、殊に南門樓の如きは市街繁榮の中央にありて眺望頗る好く、李朝太祖二年の建築になれりと、其要害堅固なること他に見ざる所なるべし、開城は流石舊帝都丈名勝古蹟少からず、而も高麗王宮の舊跡たる滿月臺の如き、野岫茫々として殘礎を埋め、石階處々に散亂せる光景座る懷舊の情に堪ざ

らしむ、其他善竹橋の血痕、彩霞洞の泉石、歡徳亭の射場、高麗歴代の陵廟又見るべきものあり。

開城は我國の奈良に似て、平壤は京都の如し、開城は平壤の雄大なる觀なきも、何となく幽遠の趣きあり、其風致は恐らく韓國中開城を除きては見る能はざるべく、奈良が京都以外に世人に賞讃さるゝも亦之と同一理なるべし、故に曰く開城は奈良に似て平壤は京都の如しといふも、決して不當の言にあらざるなり、されば一たび同地に遊ぶもの高麗歴代の遺跡を見て一種言ふ能はざる趣きありといふも宜なり、而して世人は人蔘の産地として之を知るもの多く、未だ其風景を説くに至らず、韓國に入るものは必ず一遊を試むべきの勝地といふべし。

(二)沿革

開城は今を去ること九百餘年前高麗朝太祖王建が江原道鐵原より都を此に移し、爾來三十二代實に高麗朝の帝都たり、李朝の太祖高麗の後を繼ぎて即位三年間之に都したるも、後漢陽(京城)に遷る、定宗の時再び開城に移りたるが、太宗五年漢陽に復す、其間留守留後を封じ、又京畿に隸せしめたることあり、後改めて觀察使又府尹を置く、日露服役當時

は兵站線路の樞區となり、兵站司令部を置き軍政を布けり、光武十年地方官制改正の際府を改めて郡と爲し、舊時の繁華を見る能はざるも尙韓國に於ける主要都會の一たり、日本人は同地が人蔘の産地なるを以て居留するもの少からず、日露戦争を経て我居留地の人口増加し今日にては人口一千以上に達し、南大門附近の如き商家軒を並べて繁榮を極め居れり、殊に日本人は重に金貨業を營み種々の組合を設け日韓人間の金融を圖り居れり、今同地に於ける戸數及人口を示せば左の如し。

戸數 六、七三一人 口 二六、二六一

(備考) 警察署の調査完全ならざるを以て前記の戸數人口は未だ精確といふ能はず、同地人士の言に依れば實際戸數七千人以上に達し居れり、

其内日本人は戸口に於て尙屆漏調査落の所あるべきも、目下の所にては戸數三百人、人口一千三百に上れりと、又開城に於ける外國人在留調査表を掲ぐれば左の如し。

國名	明治卅六年	明治卅七年	明治卅八年	明治卅九年	明治四十年
英國	戸一、二一	戸一、一	戸一、一	戸一、一	戸一、一
米國	戸一、九	戸一、三	戸一、三	戸一、三	戸一、三
清國	戸九、五	戸一、八	戸二、五	戸五、六	戸一、五
口數	口一、九	口一、三	口二、五	口五、六	口一、五

佛 國 戶口數 戶口數 戶口數 戶口數 戶口數 戶口數
 前記の如く外國中清國人は日本人に次て多數なり、之れ何れも人參商人にして、同所に於て度支部經營の人參買占に従事し、盛に人參の輸出を爲し居れり、尙日本人の人口戸數を年度に分れば左の如し。

明治三十六年	戶口數	二五五
明治三十八年	戶口數	四三三
明治四十年	戶口數	五二八
明治三十七年	戶口數	二五五
明治三十九年	戶口數	四三三
明治四十一年	戶口數	五二八

(三) 教育 宗教

開城に於ける教育は、日本居留民の創立に係る小學校ありて、兒童八十餘名を收容して教授し居れり、次に韓人の教育は學校の數十一箇所あり、在籍生徒千五百餘なるも現在登校するものは六百乃至七百に過ぎず、其科目は修身、算術、國語、漢文、日語、體操、圖畫、理科、地理、歴史等にして其程度は我尋常二年より高等一年位に相當せりと、元外部協判たりし尹致昊の管理する韓英書院は、日語に代るに英語を以てせり、又教育の團體として教育會あり、劉元杓之が會長たり、同地教育に貢獻すること少からざれども、教育以

外に政治的運動を爲すものありと、次に公立普通學校には新たに日本人の教師來任し、日尙淺きに拘らず其成績見るべきものあり、開城學堂は日本淨土宗の經營に係り高等小學程度の教育を爲せり、又日本居留民は一の公立尋常高等小學校を有し、生徒八十名を收容し男教師二、女教師一なり、米國傳道師の經營せる女學校ありて、生徒三十五人なり、次に淨土宗の設立せる精華女學校にては十五名の學生を收容し居れり、

同地は韓國の舊都丈佛教を奉ずる寺院あり、傳ふる所に依れば高麗大祖大に佛を信じて各所に寺院を建立したるも、漸次變遷して今は僅に其殘骸を止めたるに過ぎず、日本の佛教は淨土宗、東本願寺ありて教會所を設立して盛に布教を爲し、次に基督教は此地を根據として頻りに傳道に努め、殊に十數年の歴史を有し居るを以て佛教に比すれば多し、次に管理教會(新教)は尹致昊之が會長となり説教場四箇所あり、信者約二百人を有せり、其他長老教會、佛蘭西教會、盤谷會等ありて布教に努め居れり。

(四) 商業

開城は京義線中主要驛なるを以て交通便利にして、商業の如き頗る活潑なり、一箇年の收入額は七十萬圓にして、内二十五萬圓は開城市にて消費し、残り四十五萬圓は十里以内

品名	輸入數量	概算價額	平均標準單價
和洋金	二四〇〇〇	一五六〇〇〇	一 疋
洋金	一七五〇〇	一三三、七五〇	同
晒金	七五〇〇	五二、五〇〇	同
紡績絲	一〇〇〇	六六、〇〇〇	一 個
綿	五〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六十斤一袋
木綿	一三〇〇〇	一五六〇〇	一 疋

開城重要輸入品 (三十九年四十年分概算)

品名	輸入數量	概算價額	平均標準單價
蕃菘	五〇石	二〇〇〇	四〇〇石
白菜	六、七〇〇	六、七〇〇	一〇〇〇
其他蔬菜	一〇、〇〇〇	八〇〇〇	八〇
菓物	二、五〇〇	六、五三三	同
葉草	六、六四〇	二、五〇〇	同
煙	二、〇〇〇	四、〇〇〇	同
皮豆	二、八〇〇〇	七〇〇〇	同
計	四、〇〇〇石	一、二九八、八六九	同

種類	數量	單價	摘要
米(玄、白共)	十五石	一五〇	濟國へ輸出
雜穀	十石	七〇〇	國內各地輸出
和洋金巾類	百四十疋	九一〇〇	同
紡績絲	三四十個	一九〇〇	同
木綿	三十疋	五〇〇	同
計		一四九三〇	

開城附近主要生産調

(備考) 一、六の定日市には雜貨類の發行ありて平日より三四割方發上増加すと云ふ。

の各郡に移る、市場は毎朝南大門内外に開かる、一六を以て定日と爲すも實は毎日市場なり、其取引せらるゝ主なる貨物及數量を擧ぐれば、米穀及綿絲綿布類其他其期節に依り取引高一定せず故に一箇年を通じて一日の平均高は大略左の如し。

砂 麥 石 礪

糖 粉 油 寸

右再輸出地名

一五〇〇	一四五五〇	一	九七〇〇
三〇〇〇	七五五〇	一	二五〇〇
五〇〇〇	一七五〇〇	一	三五〇〇
一二〇〇	五、四〇〇	同	四、五〇〇

京畿道 江華、汝山浦、長湍、阜浪浦、豐德、土城、
黃海道 金川、平山、新幕、白川、延安、兎山、新溪、瑞興、

當地の特産物紅蔘の製造は元宮内府の經營に係るものなりしが、昨年度支部の手に移りて之が製造に従事し居れり、其製産高は毎年二萬斤内外(光武十年は一萬五千斤)にて、價額約百萬圓に上れりといふ。

開城の金融機關は第一銀行出張所、漢湖農工銀行、大韓天一銀行支店、阜浪勸業組合等なり。

(五) 特異の風俗

開城には他の地方と異りて、種々の風俗習慣ありて、外國人の最も奇異とする所多く、茲に其大要を擧ぐれば(一)一月上旬多數無賴の徒相集りて石合戦を爲す事、(二)一月十五

日兒童炬火を持ち歩いて一年の福を祈る事、(三)四月八日釋迦誕生日に際し、燈火を長竿に列ねて山上に立つる事、(四)五月五日深窓の貴女を始め各戸の女兒盛裝を凝らし敬徳宮に於て鞦韆を爲す事、(五)六月十五日河流又は瀑布に沐浴して不淨を除き會飲する事、(六)七月十五日は亡魂祭壇を設けて酒食を饗應する事なり。

第四 水原

水原は京畿道中の一都會にして、茲に觀察府の官廳あり、一府二十七郡を統轄す、府城は壘壁に圍まれ四方に大門あり、曰く蒼龍、曰く華西、曰く八達(南大門)、曰く長安何れも二層樓より成れり、殊に二十餘尺の城壁が蜿々として山頂を亘るの狀、恰も蛟龍の蟠るが如く、頗る壯觀を極む。

水原城は往時正祖大王の築く所にして、結構堅牢實に要害の形勝たり、南方には八達山の鬱葱として聳へ、東北は光教山脈連亘して屏風を立廻はしたる如し、唯西南の一方のみは遠く平野に連りて一望涯りなし、余は昨夏同地に遊び最初停車場に下り山縁に水清きを見て韓國中實に得難き風致なりと思へり、而も八達山に登り、又華虹橋に立ちて訪花隨柳亭を望み、更に風景の絶佳なるに驚けり、夫れより路を轉じて西湖に至り、抗眉亭に憩ふ、

湖畔の光景詩趣に富む、佇立多時去る能はず、由來韓國の山岳は禿缺して岩骨を露はし一見殺風景なり、之に加ふに水流は濁濁して何となく不快の感を受ふ、然るに水原に遊びて樹木鬱葱たるを見、水流の潺湲たるを聞いて心神頓に蘇したり、今後韓國に遊ぶ人士は必ず一顧すべきの勝地なり、前記の如く茲には正祖大王の遺蹟少からず、到處古代建築に成る樓閣あるを見る、又八達霽景、西湖落照、花山杜鵑、華虹觀漲、光教積雪、北池賞蓮、南堤長柳、螺閣待月は同地八景と稱せらる。

水原は日本人の居留するもの目下戸數三百七十二、人口一千以上に達す、故に商業の如き頗る殷賑を極め、停車場附近は殆んど日本人家屋を以て充さる、殊に同地には勸業模範場の設置ありて場品は全く日本人によりて成り、恰も内地村落の觀あり、茲には少しく勸業模範場の狀を記すべし。

勸業模範場は明治三十九年四月統監府に於て設置したるが、同年十月日韓兩政府間に讓渡の議起り、光武十一年(我明治四十年)三月二十二日新官制を發布せられ、同年四月一日より愈々農工商部直營事業となれり。

勸業模範場は水原停車場を距る十町、西湖々畔に在り、場内には農産物の標本を陳列し

附近農民の參觀を望むもの少からず、同場員は一々之を導きて説明を與へ、且つ農業に關する小冊子を無代に配付し居れり、余は水原城内に遊びし後同場に本田場長を訪ひて場内を隈なく參觀したるが、設備能く整頓して一點の批難する所なく、内地にも稀に見る農場にして、實に模範たる名に背かざるべし、其他農林學校、農商工部林業科種苗園等あり。

第五 大邱

(一) 位置、地勢

大邱は南韓の中央に位する一大都會にして、琴湖江其東を流れ、八公山蜿蜒々として其西北に峙ち、西方は十九里を隔て、馬山に接し、中に昌寧、玄風、靈山等の沃野を控へ、東方は數里にして露人の所謂ランコフスキーと稱する迎日灣に達す、又釜山港は陸路二十八里、京城は七十八里なるも、京釜鐵道に依らば釜山に僅に三時間、京城に七時間にして達すべく、而して其附近に新羅の舊都たる慶州を控へ、又韓國六大河の一たる洛東江に連りて、沙門津より釜山に到る舟楫の便あり。

府城は周圍二十餘町にして、高さ三尺の石壁を繞らし、四方に嶺南、拱北、達東、達西の四門を設けありしが、明治四十年五月城門を毀ちて道路と爲し、唯だ嶺南第一關と稱す

るものゝみ保存して舊蹟を殘せり、又市街を距る十數町にして達城公園あり、山頂平坦眺望絶佳なり、目下我居留民は之に種々の樹木を移植し、將來一大公園と爲すの計畫なりといふ。

大邱は京釜鐵道の南部の大驛なるを以て京城よりするもの、釜山よりするもの、此驛に於て長時間停留す、又同驛を基點として釜山に向ふものあり、或は釜山より同地を終點とするものありて、運輸の便極めて好く、殆んど京城、釜山は比隣の如き關係を有す、故に同地附近の産物の如きは直に釜山方面に輸出され、又水運にて洛東江より釜山に至るものもあり。

(二)沿革

大邱は從來南韓の中央に位し海岸に遠かりしを以て日本人の居留するもの少く、明治二十六年九月に始めて二人ありしが、二十七八年日清戰役起るや三個中隊の駐屯所となり、之に引續き京釜間軍用電線守備として、憲兵支部設置せられたるも、日本人の居留者は僅々數十名に過ぎざりき、然るに三十七八年の戰役となり、京釜鐵道工事始まり、之に従事する労働者と商人とは多數入込み來りて、在留するもの二千名内外に至り、茲に新一個

中隊の駐屯所を設けられ、又釜山警察出張所あり、郵便取扱所ありて、多少居留地の設備成りたるも、當所居留地の行政は一切釜山領事館の所管に歸するを以て、同地有志は數同時の釜山領事と交渉を重ね其結果同三十七年八月、日本人居留會なるものを起すこととなり、茲に自治の基礎確立し、民會には評議員二十名を置き、徳久米藏氏を會長と爲し、次で同氏辭職し、田所幸衛氏之を襲ぎたり、同三十九年九月理事廳を置かれ、同年十一月一日居留民團法を實施し、朝山秀夫氏民長に推されしも一箇年にして辭任し、四十一年五月渡邊村男氏民長となつて今日に至れり。

大邱は日露戰役を経て人口頗る増加し、三十七年までは七百餘人に過ぎざりしもの、同三十九年には千六百餘人となり、四十一年に於ては三千餘の多數に上れり、其統計を擧ぐれば左の如し。

年次	人口	戸數	男	女
明治卅六年	七六			
明治卅七年	七三〇			
明治卅八年	一五〇八			
明治卅九年	一六四六			

明治四十年
明治四十一年

二六七五
三四七三

九四三

一八三八

一六三五

其他同地に於ける韓人及外國人の戸口は左の如し。

外 國	韓 國	名 数	戸 口
二七七三五	一三	二七七三五	一〇九七、二二八
			四一

日本居留民本籍地方別を擧ぐれば左の如し。

地方	男	女	地方	男	女
北海道	一一	六	滋賀縣	三九	二〇
東京府	四〇	二六	岐阜縣	二二	一六
京都府	三〇	一三	長野縣	二四	一七
大阪府	六四	四三	宮城縣	一〇	七
神奈川縣	一五	五	福島縣	一四	一〇
兵庫縣	六九	四六	岩手縣	一四	一〇
長崎縣	一〇二	五九	青森縣	二五	一七
新潟縣	二二	一〇	山形縣	二七	一三
埼玉縣	七	一〇	秋田縣	一	一

(三) 農業

大邱附近は慶尙道の南部に位し、土地肥沃農業に適す、又氣候の如き北方に比すれば餘程温暖なるを以て農作物の生育に可なり、殊に果樹、煙草、棉花を主とし、其他米穀、蔬菜等年々産出する額少からずと、今大邱案内の記する所に據れば、同地田畑の相場は左の如し。

上田 六十圓	收穫米	中田 四十圓	收穫米	下田 三十圓	收穫米
上畑 二十圓	收穫麥	中畑 十二圓	收穫麥	下畑 五圓	收穫麥
農業用牛一頭	四十四圓	馬	一頭	二十四圓	乃
	至七十圓			至七十圓	

福井縣	二一	山口縣	一九四	大分縣	九五
石川縣	一七	和歌山縣	一九	佐賀縣	六六
富山縣	二二	德島縣	四三	熊本縣	一〇三
島根縣	三三	香川縣	三二	宮崎縣	一一
岡山縣	九二	愛媛縣	五四	鹿児島縣	九三
廣島縣	八四	高知縣	四一	沖繩縣	一
		福岡縣	一七三	總計	一九二
					一、三三三
					六二
					四八
					七〇
					八
					五〇

(四) 商業

大邱は釜山京城の要路に當り、慶尙道は勿論、全羅、忠清、江原諸道を控へ、且つ洛東江の水運の便あるを以て、商業の如き頗る活潑なり、其重なる商品は米、大麥、小麥、明太魚、大豆、小豆、胡麻、雜穀、荳子、生牛、鹽魚等にして、重要品年額を擧ぐれば米二十萬石、大豆十萬石、牛皮四千萬斤、其他雜穀、雜貨、藥材等其輸入は食鹽十萬石、石油四萬石、燐寸六千石、金巾十萬反、木綿十萬反、紡績絲千俵、其他雜貨食品等にして、其價額より見れば輸出は約三百萬圓、輸入は五百萬圓なり、之れ三十九年の調査にして尙斯くの如く現時同地の發展と共に其輸出入額も漸次増加し來れり。

大邱は四通八達の地なるを以て、往時より開市せらる、而して市場は東西兩方に開市せるも、西門外の市場は最も殷賑を極む、西門には陰曆二七兩日、東門には四九兩日を以て開市す、又毎月普通開市の外に令市あり、令市は政府の命令を以て各五十日春秋二季に開設す、當日は各道各郡の商賈並に見物人の來集引も切らず、其數三十萬人を以て數ふ、四十年の概算に依れば輸入二百餘萬圓、輸出は百五十萬圓なりしと、之を以て見るも同地が如何に南韓の都府にして商況殷賑なるかを察するに餘りあり。

(五) 教育

大邱に於ける教育は、明治三十七年京釜鐵道工事以來我邦人増加し、其兒童教育の必要を生じ、最初韓人教育の爲め設立せる達城學校に委嘱したるが、同三十八年十月に至り公立小學校を北門外の民家に假設し教授せり、當時生徒は僅に四十六人に過ぎず、同三十九年十一月一日民團法實施と共に校舍を東門外伊吹町に建築し、同四十年六月竣工を告ぐ、時に生徒百四十名に達す、四十一年一月より指定小學校となり、生徒の數二百八十名を收容せるを以て多少狹隘を感ずるより、更に之が増築に取掛れり。

第六 新義州

(一) 位置、地勢

新義州の地は鴨綠江畔の南北に亘り、東は丘陵を以て圍繞し、西は鴨綠江を以て清國と界したる平野なり、鴨綠江は幅十餘町に及び、潮汐干満の差十七八尺に上ぼり、二千噸の汽船の出入に便す、而して新義州の地は往古鴨綠江の水路なりしが如きも、漸次西に移り現時は郊野となりたるものなるべく、地味肥沃にして耕作に適せり、間々洪水の爲其の災害を被ることなきにあらざるも洪水の齎らし來りたるもの耕作の爲に肥料となるなり。

附近一帯の地亦耕作に適す、若し多少の人工を加へば良田を得ること尠からず。

(二) 沿革

明治二十七年六月鐵道監部出張所を設け京義鐵道敷設工事に着手せらる、同年九月大林製材工場設置せらる、と共に本邦商人の移住し來るものあるも、一の平野にして家屋なきため其多くは彌勒洞、麻田洞等の韓人家屋に住するもの、又小屋掛等を以て雨露を凌ぐものありたり。

明治三十八年一月新義州驛務開始せらる、二月初めて料理店等の開業者あるや、引續き同業者の數五十に垂んとせり、當初當地の發展に力あるものは料理店業者を以て第一とす、其後漸次商人等の移住者増加せり、其間軍政時代にして憲兵分遣所は之が機關たりし。

明治三十八年三月日本人俱樂部を組織し、一の自治的機關となれり、三十九年七月日本人會と改稱其後益々發展し、明治四十年一月理事廳の開設あり、同四十一年二月十五日新義州居留民團を設置せられたり。

(三) 商業

金融機關としては第一銀行、第五十八銀行の出張所ありしが、第五十八銀行は去七月之

を廢止せり。

居留本邦人は當初京義鐵道敷設に對する物品供給の目的を以て來住したる商人多かりしが、近來方十里の地に物貨の供給を爲すもの、亦耕作及柞蠶事業に從來するもの多し。

韓人は農業事務にして、清國人は勞働者最多數を占め商人は其間に散在せり。

當地は寒暑とも其極度に達す、毎年九、十月頃に至れば商人の總ては冬季用の物品を購入し、保守的商業の準備をなすを以て、冬季は一般に商業稍々沈靜す、三月に至り解氷後初て愁眉を開くの觀あり、是れ活動せざるにあらず活動し能はざるを以てなり、冬季中韓國の農産物は之を買收し、解氷期を俟つて輸送す、是れ一は結氷の爲船舶の出入せざると汽車賃金の昂かりしに依るも、本年四月以後運賃改正ありしを以て陸路運搬せらるもの亦多しとす。

風俗に至りては日韓清人とも別に異なる所なく、韓人に至りては南韓地方に比し性質稍々淳朴なるが如し。

在留民戸口統計 (現在納稅者)

國	名	年	別	戸	數	男	女	計	一戸平均
									員

日本	人	明治四十一年	五二四	八七八	六三五	一五二三	二九八
韓國	人	明治四十一年	一一二七	九一二	二〇三三		
清國	人	明治四十一年	八〇五	一一三	八一七		
日本	人	明治四十年	五一六	一二七七	六六九	一八四六	三五八
日本	人	明治三十九年	二八二	一〇三九	五八一	一六二〇	五七四

(備考) 在留民戸口統計は新義州居留民團區域内居留の日韓清人の戸口統計にして、四月一日の現在なり、尙本邦人は昨四十年に比し四十一年人口の減せしは土地不景氣の結果にして一時の現象に過ぎず。

(四) 教育

從來公立新義州尋常高等小學校と稱せしが、明治四十一年二月十五日より民團立新義州尋常高等小學校と改稱す、其沿革の大要を述べんに、本校は明治三十九年七月二日を以て創立開校の式を舉行せり、當時校舍として、他に適恰のものなきにより新義州守備隊附屬の建物一部を借受け之に充てたり、教員は小學校正教員太田千代造、森ハツセの二名にして就學兒童數僅に二十三名なりし、創設の際當地有志者は學校寄附金募集其他に最も熱心に私事を忘れて力を盡せり、同三十九年十月より日本人會の管理に移すに至る、爾後日に月に就學兒童の數増加せしにより、明治三十九年十二月工を起し、四十年二月上旬新築落

成(長十一間半幅四間半)せり、其後移住者の増加に伴れ就學兒童の數を増し、四十年六月未調査全校生徒數八十五名に達せしより校舍狹隘なるを以て四十年八月増築(長三間半幅四間半)せしも到底満足に兒童を收容し能はず、加ふるに益々兒童増加の傾向あるを以て増築の必要を感じつゝあり。此間に於ける職員の変動左の如し。

就任年月日	異動	姓名
明治三十九年七月	明治四十年八月兼職ヲ解ク	訓導兼校長 太田千代造
同	明治三十九年九月依願退職	訓導 森ハツセ
明治三十九年九月	明治四十年六月依願退職	准訓導 迎シ
明治四十年六月	明治四十一年四月依願退職	訓導 窪田慶吉
同		囑托 小笠原チカ
明治四十年八月		校長 小野山善次郎
明治四十一年四月		准訓導 久保ムネ

兒童學年學級男女別數表 (七月末現在)

尋常第一學年	男 一三	女 二	第二學年	男 一五	女 二
--------	------	-----	------	------	-----

高等科		常科	
第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
一	三	五	九
二	三	三	九
合計		合計	
五	四	五	一
四	三	三	一

小學校清潔法

- 一 毎日放課後に高級生に當番を定め教師と共に教室廊下を掃除し春秋二季に大掃除をなし消毒法を行ふ
- 二 春季に嚙托嚙として児童身體検査をなすし又夏季に於ては児童の健康診断をなせり
- 三 児童は一般健全なる方なり

學事獎勵

學事獎勵に付ては一の方法なし畢竟民國區域内に於ける學齡児童にして不就學者なく鐵道沿線の學齡児童と雖も現今の列車發着時間に依り通學し得るものは總て入學し居るを以て獎勵の必要なし
校内に於ける獎勵は臨時適宜の方法を以て之を施行せり

第七 龍山

(一) 位置、地勢

龍山は京城を距る里餘、漢江流域の右岸に在りて、鶯梁津、素砂と相對し、其地形恰も半月を爲す、廣袤東西二里餘、南北一里餘にして約方二里を有せり、古來露島、麻浦、揚花津、鶯浪津と共に五江の一と稱せらる、其中央に一脈の丘陵起伏して市街を中斷すれども、其兩側は平坦なる郊野にして、右に日本人居留地あり、左に韓人部落あり、殊に昨年韓國駐劄軍司令部が京城より移置せられ、鐵道管理局の如きも茲に轉じたるを以て、在來の原野も俄に新市街を現出して殆んど其面目を一新せり、而して其人口日本人四千七百六十四、韓人四千名を有し、頗る殷賑を極む。

(二) 運輸、交通

同地は漢江流域の要津なるを以て内外物資の之に依りて吐吞さるゝもの年々巨額の數量に上る、而も同地は漢江百里の流域中尤も廣濶にして舟楫の便少からざるより其上流は勿論附近の物資は一に茲に集散し、河口なる仁川港に輸送さるゝ也、同地は實に運輸上天然的の利便を存せり、又陸上に於ける鐵道は同地に於て京釜京義兩線相會し、義州よりするもの、釜山よりするもの、皆茲に集中するを以て韓國に於ける鐵道の一大中心點となれり、其他京龍間には電氣鐵道の通ずるあり、僅に五錢を投ずれば一時間を経ずして京城に入る

べし、郵便、電信、電話の如き亦其設備整ひ居れり。

(三) 産業

同地に於ける商工業は各土木工事の旺盛なると同時に陸軍司令部、鐵道管理局の移轉せしに依りて甚だ好良の経過を見る、其他度支部の經營に係る麻浦煉瓦工場より産出するもの年々多額に達せり、金融機關としては第五十八及び十八銀行の出張所ありて一般の金融を助けつゝあり。

(四) 沿革

龍山は明治二十八年十一月日本人居留民總代役場を組織し、總代一名を置きて事務を處理せり、當時居留民少數にして其經費の如き僅に營業戸別稅並に入港船舶賦課等にて支持したるが、同三十六年に至りては金七百六十四圓五十錢の經費を要することゝなれり、同三十七八年日露戰役を経て居留民頓に増加し大に發展の氣勢を現はし來れり、越へて同三十九年七月七日從來の總代役場を龍山民役所と改稱し、更に同四十年九月十五日完全なる居留民團役所を組織し、民團法を施行するに至る、同四十一年京城と合併せんとの騰起り双方交渉を遂げたるも種々財政上の都合を以て其議纏らざりき、併し同地の發展するに従

ひて自然京城と接近し來り、今日にては殆んど同一市街となり居れり、合併談一時行惱みたるに拘らず兩地人士の意嚮相合するを以て見れば、早晚實行せらるゝに至るならん。

第八 永登浦

永登浦は京釜鐵道線の一驛に過ぎざるも仁川に至る接續點に位するを以て市街頗る繁華を極め、其附近より集散する物資も亦少からず、隨て日本人の居住するもの多く商業大に振へり、世人は同地を一部落なりと見做すものあれど、實際其地を踏めば旅館の設備、日用の商品一として不自由なきなり、殊に同地には郵便局、京城理事廳、監獄署、居留民團役所、尋常小學校等の設置あり、又度支部製陶所分工場、志岐組煉瓦製造所、大塚醬油製造所等を見る、而して同地は漢江の流域に臨むを以て地勢極めて平坦にして農産地に適せり。

第九 大田、鳥致院

大田は京釜鐵道の線路に當る一都會にして、人口千四百餘を有し商業頗る殷賑なり、同地を分つて南北兩部と爲す、即ち北大田は停車場所在地にして、南大田は停車場を距る八丁餘に位す、北は明治三十七年頃までは日本人の居留するもの少く、殆んど一二戸に過ぎ

ざりしが日露戰役中京釜鐵道の成るや、商業者の來り住するもの多きを加へ、殊に我日本人は種々の經營設備を爲したるを以て頓に盛況を呈し、市街の如きも急激に發展するに至り、物資の集散も繁頻となれり、南は韓人市場の在る所なるを以て是亦北部に亞ぎて繁榮を極めつゝあり、開市は一六日にして各地より集る商人五百乃至千人に至る、當地には守備隊ありて其附近の警戒を爲し、且つ警察署、郵便局、興産會社、興業會社等あり、鳥致院も亦大田と同じく京釜線の一驛なるも忠清南北兩道全羅南道の要路に當り頗る繁榮を極む、同地は往時崔致遠なるもの始めて市場を開きたるの歴史よりして其國音を轉訛し鳥致院と稱するに至りたるなりと、斯くの如く往昔より開市せられたる所なるを以て今日に到る迄市場ありて開市當日の如き附近より集るもの五千人を下らず、其如何に盛大なるやを見るに足る、京釜線敷設以來日本人の入込むもの多く、目下人口六百七十餘に達し居れり。

同地は前記の如く忠清南北道及全羅南道に通ずる要地なるを以て先年同地を基點として木浦に延長する鐵道を敷設せんと計畫せるものあり、現に近頃之が爲め運動中なりと聞く、若し一朝該線にして通せん手、忠清全羅南道に於ける産物は錦江の河流を利用することな

く悉く此一線に依りて木浦港に輸出さるべく、由來忠清全羅兩道は韓國に於ける穀類の大産地にして之より各地に輸送するもの少からず、而して今此地に交通機關の利便を得んか、兩道物資は少日子を経て海港に出づべし、斯くして始めて同地の面目を一新して今後益々大發展を見るに至るならん。

大田鳥致院に於ける日本人經營の學校を擧ぐれば左の如し。

名	稱	所在地	設立者	設立年月	程度	職員	生徒
鳥致院	小學校	鳥致院	鳥致院居留民會	明治卅九年九月	尋常小學校	一	二七
大田尋常高等小學校	大田	大田居留民會	明治卅九年四月	尋常高等小學校	三	六二	

第十 清州、公州、金州

清州は忠清北道に於ける首府にして、觀察府の所在地なるを以て市街の如き頗る殷賑を極む、同地は高麗時代の遺跡、且つ文祿の役趙憲なるもの日本軍を防ぎたる要所にして今尙倭寇碑ありて趙憲の事蹟を記せり、近時裁判所の設置ありて一層其繁華を添へ、又我邦人は年々其數を増加して今日にては餘程多數に上れり、今其筋の調査に據れば韓人の戶數人口は左の如し。

戸數 一萬九千九百四十一
人口 八萬四千四百十一

公州は忠清南道の大都會にして、府外丘陵起伏し東に雞頭山、西に鳳凰山あり、又北に公山あり、錦江は府の北より西に流れ、實に形勝の地たり、往昔は百濟の割據したる地にして後新羅の爲め亡ぼされたるが、今尙當時の古蹟所々になごりを留め居れり、古來の舊都丈商業の如きも頗る賑ひ、毎月舊一、六兩日を以て開市せり、其商品は主に農産物にして、其他舊正月には藥種の市場を開きて遠近より來り集るもの少からず、尙同地は錦江の流域に位するを以て地味肥沃にして農作物に適し、近來日本人の來り住するもの多く、何れも農事經營に努めつゝあり、又同地は觀察府、裁判所の所在地に屬するを以て日本商人の居留も少からず、教育に就ても尋常小學校、公州普通學校、明化學校、中興學校等あり、今左に人口戸數を示せば左の如し。

國名	戸數	人口		計
		男	女	
本邦	一、二九五	二、二三五	二、一七七	四、四一二
外國	七三	九七	八三	一八〇

之れ明治四十年の調査に係るものにして、斯くの如し、今や日本人の居留は漸次増加しつつ、あれば五六百人には上るに至るべし。

全州は全羅北道の中央に位し、東に高嶺、南に坤止山峙ち、其西北は茫々たる平野に連る、府は全州河に臨みて頗る殷賑なり、同地は農業地なるを以て農場を設けて之に従事するもの多く、其商業の重なるものは穀物以外竹細工、雜貨、海産物、製紙等なり、西南兩大門外に市場ありて一箇月三回宛開市す、又同地には觀察府の所在地にして其他理事廳支廳、警察署、銀行等ありて兎も角全羅北道中の首府といふべし。

江景は忠清南道と全羅北道との間に介立する一小都會にして、所謂農業適當の場所、且つ錦江の流れに臨むを以て貨物集散地なり、斯くの如きを以て邦人の居留するもの少からず、四十年の調査に依れば本邦人の人口中男二四九女一九八なりといふ。

國名	戸數	人口		計
		男	女	
米國	一	七二	一	七三
清國	一	一	〇	一
佛國	一	一	〇	一
合計	一二九〇	二、四〇五	二、二六三	四、六六七

第十一 密陽、倭館、金泉、慶山、三浪津、永同

密陽府は東北西の三方龍頭終南の諸山重疊し、南の一方は遠く平野に連り、凝川は浴々として府城を縫つて走り、城内には商賈軒を並べて頗る殷賑を極む、近年日本人の居住するもの多く、人口四百五十人ありと、同地は凝川に臨むを以て風景明媚の場所少からず、就中府の東端に在る嶺南樓の如き山を負ひ水に枕みて眺望極めて佳し、此の清流香魚多く晚春の候舟を泛べて網を投ずる最も興味ありと、又同地には財務署、郵便電信取扱所の官署其他開昌學校、尋常小學校等を有し兎も角南韓に於ける一都會なり。

慶山も密陽に亞ぐ小都會にして、其附近の平野は土地肥沃、農産物に富み、年々同地より他に移出する者少からず、又附近村落の農産物も同地に集るを以て市況大に振ひ居れり。倭館は仁同府倭館村の一部にして、文祿の役我將士一時茲に駐屯したる所なるを以て此名あり、同地は洛東江水運の終點なるより商業極めて賑へり。

金泉は金山縣に在り、金山、尙州、善山、開寧、洛東、星州等に通ずる要路に當りて商業頗る盛にして、實に百貨輻輳の場所たり、市場は毎月陰曆五、十の兩日開始し附近より來集するもの少からず、日本人の居留する四百餘人の多きに上れり、

三浪津は密陽府にあり、京釜線が馬山に分岐する所なるを以て茲にて旅客貨物の積換へを爲す、故に京釜線中最も殷賑を極め居れり。

永同は忠清、全羅、慶尙の三道に跨る所にあり、市街繞らずに山嶽を以てし、極めて堅固なり、之れ葉錢白銅貨の派通區域に屬する所なり。

第十二 釜山鎮、勿禁、龜浦、洛東江

釜山鎮は南は釜山草梁に接し、北は東萊府に連りて物資集散地たり、京釜鐵道の沿線に當るを以て市況頗る殷賑を極め、日本人の居留するもの少からず、同地には文祿の役小西行長が築造せる城壁あり、今尙其殘壘を存せりといふ。

龜浦は京釜鐵道の沿線に當る所にして、南は釜山に北は梁山に通ず、同地は洛東江の右岸に在るを以て附近より集散する貨物少からず、商業頗る賑へり。

勿禁は龜浦と同じく洛東江に沿たる一驛なるを以て運輸の便あり、殊に同地より金海に赴く渡船場として名ありと。

洛東江は其名の如く洛東江の沿岸にして、三浪津より茲を経て馬山に通ずる京釜鐵道の支線あり、日露戰役當時は軍用鐵道の通路に當り、餘程賑ひたるが、今や洛東江には鐵橋

を架せられ茲には一驛を設けせられて市中一層繁榮を極め居れり。

第十三 成歡、平澤、西井里、烏山、天安、全義、

新灘津、秋風嶺、沃川、鷲梁津

成歡は日清戰役の序幕を爲したる古戰場なるを以て、其名殊に著る、人口五百有餘を有し邦人の來り住するもの少からず、同地は牙山、屯浦の要路に當るを以て商業の如き頗る賑へり、殊に地質砂金を含有し、其三里を距てたる所に良袋金鑛あり、又韓國金鑛會社の砂金採集所ありて、我邦人之を經營し居れり。

平澤は農産地として稱せらる。地味肥沃且つ各所に沼池あり、由來韓國は農業地なるに拘らず到處田畑給水少なく、折角の農作物も之が爲め種々の障害を被ることあり、然るに同地は前記の如く沼澤多きを以て如何なる旱魃に遭ふも作物の枯死する虞れなし、故に農事を經營する者先づ望んで茲に集りて毎年收穫する農産物は巨額に上るといふ、又同地は鐵道の沿線に加ふに水運の便ありて市街の如きも大に殷賑を極めたり。

西井里は京釜鐵道の沿線に在りて市街の如き多少發展しつつあり茲にも日本人の居住するもの少からず。

烏山は西井里と同じく京釜線の一驛に過ぎずと雖も、商業の如き頗る振ひて其勢ひ水原を凌がんとす。

天安は三南街道に當り米穀の市場を以て名あり、商業の如き活潑にして春秋に亘りて同地に於て集散する穀物は頗る大なりと、又有名なる温陽温泉は其附近にあり、京城、仁川より來遊するもの少からず。

全義は三南山嶽を以て圍まれたる要害の地にして、京釜鐵道開通以來日韓人の居住するもの増加し目下千三百餘の韓人ありといふ。

新灘津は京釜鐵道の沿線に在る一小都會なるが、毎月陰曆二八日に開市ありてナカク賑へり。

沃川は錦江の支流に沿ひたる一驛なり、京釜鐵道の沿線に當るを以て日韓人の居留するもの多く、將來有望の所たり。

秋風嶺は大山脈の分水嶺にして京釜鐵道中に最も高地に位する所なり、同地には目下我邦人の居留するもの少からず、驛前の如き一小都會を作り居れり。

鷲梁津は漢江の一要津にして江を隔て、龍山、麻浦に接せり、同地は有名なる陶器製造

所あり、又江原道材木の集散地なり、又漢江の流域に當るを以て仁川水道の如き之を基點として江水を引かん目下計畫中なり。

第二章 港灣

第一 釜山

(一) 位置、地勢

釜山は北緯三十五度六分東經百二十九度三分、韓國の南端に位して僅に朝鮮海峽を隔て、日本内地と相對す、西北は連山を負ひ、東南は海水深く灣入して一大港門を形くり、絶影島及び冬拍島港口に横り、恰も蛟龍が珠玉を脚んで躍るに似たり、港内水深く大船巨船を容るべく、煤煙常に海門を掩ひ、帆檣林立際限なし。

釜山は龍頭山を中心として街衢となり、西南は岩南半島に、北方は草梁、釜山嶺に連る數條の街路は坦々として西方に延び、邦人軒を並べて商店を開き、辨天町通りの如き一の韓人家屋なく、内地と殆んど同様なり、故に邦人の渡韓するもの先づ釜山埠頭に上りて其街路を歩せんか、少しも内地と異りたる跡なく、朝鮮は何處なるやを疑ふ位なり、而して韓

人は主に我居留地の西北方の丘陵に蟄居す、之れ同地が日韓人の交通を開始したる最初の關門なるを以て舊時より邦人の居留せるもの多きに依れり、故に同地は韓國中最も日本化したる所なり。

(二) 交通、運輸

釜山は從來日本と一葦帶水を隔てたる關門なるを以て、之を基點として京城其他の地方に通ずる道路少からざるも、何れも朝鮮式のものにして改修するにあらざれば迎ても坦道といふべからず、我居留民團の設置せらるゝや、其區域内に於て市街道路改修の設計を爲し、明治三十九年十一月に起工し、同四十一年三月竣成せり、其結果市街の體面を一新して殆んど日本式となれり、尙釜山以東の改修に着手せんとの計畫ありといへば、近年又大に道路の開修を見るに至るならん、又同地は京釜鐵道の起點にして、京城直通と京城を経て新義州に通ずるものと一日二回に發車し、交通上頗る利便なり、故に日本内地よりするもの、又韓國内地よりする貨物旅客は必ず一たび茲に出づ、實に同地は韓國に於ける主要の線路といふべし、次に同地港灣は日韓交通の一大關門にして、露領浦鹽航路と北清航路との分岐點なるを以て船舶の出入甚だ頻繁なり、今現在の各航路と之に従事する者、釜山

居留民團調査書に據れば左の如し。

年次	汽船		帆船	
	入	出	入	出
明治三十九年	1,723	1,716	1,659	1,685
明治四十年	1,659	1,658	2,021	2,013
	噸數	噸數	噸數	噸數
	999,954	1,000,355	38,110	38,792
	954,404	952,400	47,087	48,091

▲帝國鐵道廳關釜連絡船 汽船四隻を以て之の航路に充て、毎日二回宛釜山と下關間を往復するものにして、即ち統監府鐵道管理局線と山陽九州兩線との旅客手荷物の連帶運輸を爲せり。

▲大阪商船株式會社釜山支店 韓國航路に入隻の汽船を備へ、大阪、仁川間に毎月九回、元山線に二回、大阪、元山間に五回、長崎、韓國間に二回宛何れも釜山に寄港するものなり。

▲日本郵船株式會社釜山支店 同社汽船は神戸韓國北清線、又神戸浦鹽線の兩航路ありて毎月一回宛釜山に寄港す。

其他大池回漕合資會社、大韓協同郵船株式會社、中上回漕部、澤山釜山支店、國安回漕部、韓南汽船會社等あり。

同地も交通機關の發達に伴ひて年々出入する旅客増加し來れり、今四十年に於ける釜山港旅客出入數(商業會議所調査)を擧ぐれば左の如し。

釜山港旅客出入明細前年對照表

國別	出		入		出入合計
	日本	清國	日本	清國	
日本	47,648	46	53,387	1,161	110,363
清國	46,921	19	54,053	3	111,504
計	94,569	65	107,440	1,164	202,863
前年	88	1	189	4	636
前年	59	1	149	4	635

種別	引	通		引	受	配	引	受	配	引	受	配	引	受	配	
		送	受													送
明治三十八年	一八七、二五三	一八、一五〇	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二	一、八七二
明治三十九年	二〇六、八八一	二〇、六六八	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二	二、〇二二

釜山各郵便局取扱郵便事務
一、通常及小包郵便

釜山郵便局數

- 一 釜山郵便局 創設明治九年十一月
- 一 釜山本町郵便取扱所 同三十五年九月
- 一 草梁郵便所 同三十八年
- 一 釜山鎮郵便所 同
- 一 絶影島郵便所 同

明治四十年 四八、八四一 五二六 九、一〇三 八二六、三三九〇 五八三 九、二五七 八七

又同地に於ける郵便事務は明治九年十一月、電信は同十七年二月、電話は同三十五年六月に開始せり、居留民團調査に據れば左の如し。

年次	出				入			
	日本及清國	諸外國人	亞細亞人	諸外國人	日本及清國	諸外國人	亞細亞人	諸外國人
明治卅一年	二、三〇七	二、三〇七	二、三〇七	二、三〇七	三、七四五	三、七四五	三、七四五	三、七四五
明治卅二年	三、〇八二	三、〇八二	三、〇八二	三、〇八二	三、五二一	三、五二一	三、五二一	三、五二一
明治卅三年	二、七八二	二、七八二	二、七八二	二、七八二	三、一八四	三、一八四	三、一八四	三、一八四
明治卅四年	四、七〇八	四、七〇八	四、七〇八	四、七〇八	三、二一八	三、二一八	三、二一八	三、二一八
明治卅五年	五、八三五	五、八三五	五、八三五	五、八三五	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇
明治卅六年	一〇、三三九	一〇、三三九	一〇、三三九	一〇、三三九	九、九〇二	九、九〇二	九、九〇二	九、九〇二
明治卅七年	一五、四四二	一五、四四二	一五、四四二	一五、四四二	六、四二二	六、四二二	六、四二二	六、四二二
明治卅八年	三一、六八七	三一、六八七	三一、六八七	三一、六八七	四、八四〇	四、八四〇	四、八四〇	四、八四〇
明治卅九年	四七、二四七	四七、二四七	四七、二四七	四七、二四七	九、四六二	九、四六二	九、四六二	九、四六二

釜山港旅客出入十年對照表

年次	出		入	
	日本及清國	諸外國人	日本及清國	諸外國人
明治卅九年	四九、二九〇	四七、四七六	二、二一〇	二、二一〇
明治四十年	四九、二九〇	四七、四七六	二、二一〇	二、二一〇

種別	二、爲換		三、貯金	
	額	數	額	數
明治三十八年	七二四,九一七	四六,七七四	七九,七八二	一七,四七九
明治三十九年	七九二,一三三	四六,四五八	一〇〇,五四八	一七,八四〇
明治四十年	九二七,七九九	六〇,二〇〇	一六〇,六五二	二二,七三〇
明治三十八年	六四七,七九七	二一,九七三	五三三,一一二	四,九八二
明治三十九年	六五三,五八八	二七,五〇一	八六,三〇七	六,四六一
明治四十年	八九一,七二八	三七,八九一	一二七,七〇三	七,七〇三
明治四十年	二,四七九,七七八	二,一〇六,五〇〇		
		二〇,四七一		五三,二一九

(三)沿革

釜山は、我國と地理的關係上、古來個人間の往來頻繁なりしも、其國際的關係を開きしは崇神天皇時代にして、當時任那に日本府を設立し、次で神后皇后征韓の師を起し、三韓

を征伏し貢獻を絶たず、彼我の來往多きを加へたり、其後新羅は唐の後援を恃みて我に背き朝貢を爲さず、後花園天皇嘉吉三年朝鮮王は和寇の侵害を懼れ、對馬守宗貞盛に依りて之が防遏を請はんと特使李藝を對州に致し、通商修交の約を訂す、斯くして蔚山郡の鹽浦、東萊郡の釜山、熊川郡の齋浦の三浦を開きて交易場と爲し、邦人の居留地を設く、則ち倭館と稱するもの之れなり、後柏原天皇永正七年、朝鮮官吏と居留邦人との間に葛藤起り、我邦人等釜山城を攻めて城主李を殺し進んで熊川城を陥る、朝鮮政府は直に兵を派して之を討ち、同時に前開放したる鹽浦、釜山、齋浦の三浦を閉鎖す、將軍足利義植之を憂ひ、對州侯をして屢々舊盟を訂さんと朝鮮政府に迫らしめ、天文十三年同政府は再び舊盟を復したるも、三浦の交易場中釜山のみを開放せり、其開港場といふは草梁と釜山鎮との間に在る古館と稱する所なり、當時我より通商擴張の議を求めたるも同政府は頑として應ぜず、唯數十隻の商船の來往に止めたり、後文祿年間豊太閤の征韓の事ありて兩國の關係は茲に斷了して全く其往來を絶てり、慶長十四年に至り徳川幕府は宗對馬守をして舊交を温めしめ、通商開市の事を約し、茲に又兩國の交通を見るに至る、所謂己酉條約なるものなり、同年釜山浦に營館の工を起し、天和四年に竣工し専ら貿易の事を掌りしが、同地は

海水遼淺にして船舶の碇繋に不便なるを以て、萬治元年宗對馬守は使節として津江兵庫を朝鮮に派して移館の交渉を爲さしめたるも、同政府は容易に之を肯はず、津江は其使命を全ふる能はざるを憤りて自ら屠腹す、同政府は之を聞きて遂に其要求を容ることとなり、其結果寛文十二年草梁に移館の約を結び、延寶三年之に工を起し、同六年竣成せり、之れ即ち現今の釜山居留地なり、其地域は周圍二千二百餘間、遶らすに石壁を以てし、廳門を建て之を東西兩館に分ち、東に守門を置き、館主の邸を設く、西には正中東の三館あり、其數百十數棟に及びたりと、寛永十四年より明治九年に至る二百有餘年間、對馬の國守は館主及役人を派して通商貿易の事を掌理せしめたるが、明治六年我政府は外務省出張吏員を派したるに拘らず館主は依然駐在したり、同九年二月日韓兩國に於て修交條約を訂結するに及び新に管理官廳を置きて館主と交代せしむ、同十三年管理官廳を改めて領事館を置き、同三十九年二月理事廳に改め、理事官を派して之を統治せしめたり。

我邦人の居留民團は、最初保長なるものを置き、官民間に立ちて事務を處理したり、明治十四年居留地制度發布せられ、居留地議員を置き保長頭取を居留民總代と改む、同三十五年十一月居留民總代を居留民長と改稱し、同三十八年七月民長を置き、同三十九年八

月民團法の發布せらるゝや居留民團を設置し、專管居留地周圍十韓里を其區域内と定められたり。

釜山に於ける邦人は年々増加し來り、殊に日露戦争を経て著しく増したるものゝ如し、今其戸口調査を擧ぐれば左の如し。

居留民團戸口調 (毎年四月一日調査)

年 別	戸 別		界		口		一戸平均
	男	女	男	女	男	女	
明治四十一年	三五七八	一〇、八〇八	八、三一七	一九、二二五	五人三分強		
明治四十年	三〇七二	九、四六四	七、三五五	一六、八一九	五人五分強		
明治三十九年	二五〇四	七、六一三	五、九七六	一三、五八九	五人四分強		
明治三十八年	二、〇三〇	六、七〇一	五、五三八	一二、三三九	六人強		
府 縣 名	男	女	計	男	女	計	
東 京	二〇〇	三四六	三四六	一、三九三	一、二六八	二、五六一	
京 都	一四六	一〇〇	二四六	四三	一九	六二	
兵 庫	三四〇	二五四	五九四	二二	六	二七	
府 縣 名	計	府 縣 名	男	女	計		
		長 崎					
		新 潟					
		玉 瀧					

人口は右統計の如くなるが之を本籍府縣別とすれば即ち左の如し。